

# I. 財政シミュレーションから見た

## 鎌倉市の将来ビジョンの考察

### (財政シミュレーション編)

---

# 財政シミュレーションから見た 鎌倉市の将来ビジョンの考察 (財政シミュレーション編)

将来ビジョン研究プロジェクトチーム

## 鎌倉市財政推計未来倶楽部（ザイスケ）

(リーダー)	行革推進課	服部	基己
(サブリーダー)	市民税課	宇野	弘一
	財政課	山川	吉智
	納税課	江川	亮祐
(12月まで)	市民課	萩原	未来
	政策創造担当	大隅	啓一
		林	浩一
		平澤	野安

アドバイザー

敬愛大学経済学部准教授 金子 林太郎

## 目 次

はじめに	13
1. 研究の背景・目的	16
1.1 研究の背景	16
1.2 研究の目的	16
2. 研究手法・体制	18
2.1 他市の研究事例について	18
2.1.1 相模原市・我孫子市の事例	18
2.1.2 戸田市の事例	18
2.1.3 三鷹市の事例	19
2.2 研究体制	20
3. 研究の内容	22
3.1 人口推計を踏まえた基本推計	22
3.1.1 歳入の推計	22
(1) 歳入の現状	22
(2) 市税歳入の推計	23
(個人住民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市たばこ税) …	23
(3) その他歳入項目の推計	33
(4) 歳入推計のまとめ（歳入総額の推移）	38
3.1.2 歳出の推計	39
(1) 歳出の現状	39
(2) 人件費の推計	40
(3) 扶助費の推計	43
(4) 繰出金の推計	49
(5) その歳出項目の推計	54
(6) 歳出のまとめ	56
ア. 歳出総額の推移	56
イ. 高齢者福祉に要する経費	57
3.1.3 基本推計のまとめ	60
3.2 人口以外の要因によるシナリオ設定	61
3.2.1 シナリオ候補の検討	61
3.2.2 定年延長が税収にもたらす影響（定年延長シナリオ）	63
(1) 鎌倉市内における雇用の状況	64
(2) 定年年齢の状況	65
(3) 「鎌倉市の労働事情」から見た考察	66
(4) 基本推計の反映	66

3.2.3	経済状況の変化が税収にもたらす影響（経済成長シナリオ）	69
3.2.4	シナリオを加味した推計のまとめ	71
3.3	その他の関連調査	73
3.3.1	転入者等の実態	73
3.3.2	市民意識調査	80
3.3.3	昼間人口の分析	87
4.	研究のまとめ	88
	おわりに	95
	資料	96

## はじめに—ザイスケの1年を振り返って

プロジェクトアドバイザー 金子林太郎（敬愛大学）

本研究は、鎌倉市政策創造担当が取り組む「鎌倉市の現状分析」のための3つのプロジェクトチーム研究の1つとして取り組んだものであり、「財政シミュレーションから見た鎌倉市の将来ビジョンの考察～人口減少社会・少子高齢化社会の到来に伴い、鎌倉市は何をすべきか～」がサブタイトルまで含めた正式な題目である。正式な題目では長いので、「将来ビジョン研究プロジェクトチーム」という仮称が付けられ、平成25（2013）年6月から月1回のペースでプロジェクトチーム研究がスタートした（チーム単位でのワーキングに加え、同じく月1回のペースで3チーム合同でのワーキングも行ってきた）。研究を進めるに当たって、プロジェクトチームにメンバー自らでチーム名を付け、また簡略な愛称を付けることが牧瀬政策創造専門委員より提案された。メンバーで検討した結果、我々のチームは「鎌倉市財政推計未来倶楽部」というチーム名にし、それを略した「ザイスケ」を愛称として使用することになった。

「名は体を表す」という。「ザイスケ」が財政推計を縮めたものであることが示すとおり、我々の研究は、鎌倉市の今後20年間にわたる財政推計を行おうとするものである。その際、平成23（2011）年度に行われた将来人口推計調査の結果を用い、市の人口が推計のとおりに移したと仮定して、さらに経済成長等いくつかの外部要因の変化も加味して、歳入、歳出がどのように変化するのかを明らかにする（このほか、転入・転出者の属性の分析や、高齢社会に向けた市民の意識調査も行っている）。ここで注意が必要なのは、今年度の研究は財政推計を行うことが中心となっていることである。財政推計の結果から、20年後（今後20年間）に鎌倉市が抱える（抱えている）であろう課題やそれへの対応策の検討を行うこと、すなわち将来ビジョンの考察の詳しいところについては、平成26（2014）年度に継続研究として取り組むことになっている。今年度の財政推計と、来年度のそれを踏まえた鎌倉市の将来ビジョンの考察との2年間の研究によって、「財政シミュレーションから見た鎌倉市の将来ビジョンの考察」が完成することになっている。

本報告書は、財政推計を中心とする今年度の研究の成果をまとめたものである。研究の背景と目的、研究手法、研究内容（推計結果等）については、報告書本体に書かれている。それゆえ、ここでは、報告書のイントロダクションとして、今年度に行った全10回に及ぶチームワークの内容を振り返りながら、ザイスケメンバーがこの1年間にどのように研究を進めてきたのかを記すことにする。

今年度のザイスケのチームワークは、6月26日の第1回から3月13日の第10回まで、月に1回のペースで10回行われた。その10回を、研究の進捗段階に応じて3つに分けることができる。

第1段階は、6月26日の第1回から8月7日の第3回までである。研究を飛行機のフライトにたとえれば、空港を離陸するところまでである。複数の部署から集まったメンバーの自己紹介から始まり、研究計画書を見ながら1年間に何をどこまで、どのように研究するのかについ

て確認し、先行研究調査を行うなどの作業に取り組んだ。最初は、十分に面識のあったわけではないメンバーが一堂に会し、研究という普段の業務とは勝手の異なる作業に取り組むことに、戸惑いを覚えている様子も見られた。しかし、2回目、3回目とチームワークを重ねるにつれ、チームとしての一体感が出てきた。早くも8月には第1の関門である理事者との意見交換会が控えており、経過報告をしなければならなかったこともあって、メンバーで分担して多くの先行事例を収集、調査し、ザイスケとしてどのような財政推計手法を採るのかを検討し、それに沿ってチーム内での役割分担（グループ分け）も決めた。このようにして、比較的急ピッチで研究を進めていく体制を整えた。そして、8月12日の理事者との意見交換会を経て、ひとまず無事に離陸できたことを確認することができた。

意見交換会の後には、リーダーの発案で懇親会が開かれた。そこに会したメンバーの顔には、手探りで始めた研究の道筋が見えたという安堵感が漂っていた。そのときの会合は一同にとって忘れられないものであっただろう。プロジェクトチームを組んで研究を進める上で、経過報告に向けた緊張と、報告を終えたときの緩和は、メンバー間のコミュニケーションを促進し、チームとしての一体感を高め、それによって研究のモチベーションを高める効果を持っていることを強調しておきたい。

第2段階は、9月の第4回から11月6日の第6回までである。目的地に向けて水平飛行で進んでいく段階である。推計や関連する分析に必要なデータを洗い出し、所管部署に提供を依頼し、得られたデータを処理して、実際の推計、分析作業に取り掛かった。この段階を終えるまでに、人口推移のみを考慮した税収の基本的な推計と、それ以外の歳入、歳出項目の推計値のたたき台を出すことを目標に据えた。この段階から、財政推計グループ（税収推計担当、財政推計担当）、人口移動分析グループというグループ、担当（サブグループ）単位で役割分担をしながら取り組んだ。研究の軸となる市民税の推計では、年齢階層別の1人当たり税額を算出するために、個票データを使用した。そのため、データの量が膨大なものとなり、一口に処理するといっても、また表計算ソフトを使ったといっても、分析の意図に沿って処理する（計算式を組み込む）にはかなりの労力と時間を要したはずである。そして、第2の関門である11月11日の中間報告に向かって、各グループ、担当から推計、分析の（暫定的な）結果が出され、それをもとに報告資料（スライド）を作った。メンバーの中には、表計算ソフト（でのグラフや表の作成）やプレゼンテーションソフトでの資料作成に不慣れな者もいたようであるが、メンバーで協力して準備に当たる姿は、チームとしての力が感じられる一コマであった。中間報告では、理事者の方々から幅広く、また具体的に、実行性のあるコメント、アドバイスを頂戴した。また、年度末の最終報告に向けて、推計結果を提示するだけでなく、その結果の考察も必要であるといった課題も発見することができた。

そしていよいよ目的地に向かって着陸態勢に入った第3段階は、12月の第7回から3月の第10回までである。中間報告までに出した推計結果に経済成長などの外部的な要因を反映させる検討を行ったり、推計方法の精査、再検討を行ったりした。特に、経済成長による所得の増加の影響を市民税収の推計にどう織り込むかについては、様々な考え方や方法があり、なかなか

決め手がなかった。しかし、最後のチームワークまで検討を続けた結果、メンバーで納得できる結論を出すことができた。他の推計、分析項目についても、それぞれ結果が出ていたが、より妥当な（根拠のしっかりした）推計となるよう報告書取りまとめの段階になっても議論が行われ、推計式の修正等が続けられた。チームメンバーの集中力と粘りには、敬意を表したい。

空港から広い大空に向かって飛び出す離陸段階、上昇を経て水平飛行で目的地に向かって近づいていく飛行段階に比べると、目的地の空港の指定された滑走路に安全に着陸するのは、かなり難しい作業といえる。ここから連想されるように、1年間（実質的には10ヶ月間）の研究を期限内に終えて報告書をまとめるのは、容易なことではなかった。まして、メンバーはそれぞれ通常の業務に従事しながらの研究である。パイロット専従ではないのである。実際に、チームワークの回数を重ねるにつれ、必ずしも全員が出席して研究を進めることが叶わなくなった。しかし、チーム内のグループ、担当（サブグループ）単位でそれぞれ時間をやりくりして協力し、一步一步研究を進めてきた。次第にチームワークの場に提出される資料が多くなり、議論にもより多くの時間を要するようになった。最後の2回のチームワークはともに予定の時間を1時間ほど延長して、報告書取りまとめに向けた議論と修正作業を行った。

チームワークは毎回13時30分から16時30分まで3時間であった。それを10回、うち2回は1時間延長しているので、合計32時間のチームワークを行ってきた。実際にはチームワークの時間以外にも研究について考え、作業する時間が多かったと思う。また、研究を進める中で、各自の担当業務以外の分野の問題にも目を向けることになり、メンバー各位は自治体職員として幅広い視野を養うことができたのではないかと思う。何より、問題の解決方法を自ら調べ、議論して、見つけ出していくという知的営為を経験したことで、様々な政策課題の解決を求められる自治体職員としての資質が向上したものと思われる。このような成果は、今後メンバー各位がそれぞれの所管業務に当たる中で、徐々に現れてくることだろう。

そのようなことも期待しつつ、まずはザイスケがこの10ヶ月間に取り組んで得た鎌倉市の財政シミュレーション等の結果について、報告書本体をご覧いただきたい。そして、その内容が次年度に「鎌倉市の将来ビジョンの考察」を深めるための基盤として十分なものとなっていることを確認していただきたい。

## 1. 研究の背景・目的

### 1.1 研究の背景

鎌倉市では、平成24年3月に「鎌倉市将来人口推計調査」を実施した。この推計では、平成25年から44年までの20年間について、コーホート要因法による将来人口推計を行っている（基準日：平成24年1月1日）。

この結果を見ると、

- (1) 総人口は、平成26年の174,301人をピークに漸減し、35年に17万人を切り、44年推計人口は、160,570人となっている。
- (2) 各年齢層の傾向については、年少人口・生産年齢人口ともに減少し、人口構成に占める割合は減るが、一方、老年人口は増加し、高齢化率は28%から31%まで伸びており、人口構成のアンバランス化がより一層際立ってくる。
- (3) 人口減少に伴い世帯数は減少するが、その一方で単独世帯は増加し、特に75歳以上の後期高齢者の一人暮らし世帯数がふえていく。
- (4) 平均寿命の伸びに伴い女性の高齢者数がふえる傾向にあり、男女別人口の格差が広がっていく。
- (5) 地域別に見ると、総人口では大船地域は最も長く人口が増加するが、腰越地域は今後も大幅な減少傾向が続く。また、年齢別では、深沢地域と玉縄地域の少子高齢化が進む。

といった結果が出ている。

将来人口推計が示すこれらの傾向が一層進むことで、今後、さらなる税収の落ち込みが予測されるが、一方、これまで経験したことのない少子超高齢社会において、未知の課題への財政負担が求められる。

国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口では、今後、さらに人口の高齢化が進行し、約50年後の平成72年（2060）年には、高齢化率が39.9%になると推計されている。また、高齢者を支える現役世代の人数の指標として老年従属人口指数については、平成22（2010）年は2.8人で1人を支えているが、72（2060）年には、1.3人に1人となり、これまでの社会保障システムの根幹が揺らいでいる。

国に先駆けて高齢化が進行している本市においては、その時点では、さらなる高齢化の進行が予測されることから、このことに伴う施策の実施は待ったなしの状況にある。

これまでに例を見ない少子超高齢社会に向き合うためには、人口、財政などの基礎的なデータをもとに将来を見据えておくことが肝要であり、まずはベースとなる財政シミュレーションを行うため、本研究に着手するに至った。

### 1.2 研究の目的

本研究は、平成24年3月に実施した「鎌倉市将来人口推計調査」の結果をもとに、将来人口推計と連動させた歳入の見込みと、少子高齢化の進展に伴う歳出の見込みをベースに、

今後、20年間にわたる財政シミュレーションを行い、少子高齢社会における財政規模を明らかにするとともに、提供可能な行政サービスの範囲を明らかにし、今後の施策検討のための基礎資料にするというものである。

研究は2年間にわたって行い、初年度は基礎調査として、税金等歳入及び扶助費等歳出の変化予測を行うための財政シミュレーション、転入者の属性把握及び少子高齢社会における市民意識の把握を行い、次年度は政策提言として、少子高齢社会の進行に伴う課題を整理し、将来ビジョンを描くというものである。

この研究で明らかにすべきことは、次の諸点である。

- (1) 平成24年3月に実施した将来人口推計結果と連動した税金等歳入及び扶助費等歳出の変化予測を行い、将来における行政サービスが可能な財政規模を明らかにする(分析・検証)。
- (2) 過去5年間に遡って転入者の年齢、所得、個人市民税額等の実態を調査し、税額の階層ごとに傾向を把握する。
- (3) 少子高齢社会における市民意識を把握する。

なお、参考までに次年度(平成26年度)の研究内容を述べておく。

- (1) 少子高齢社会の進行に伴う課題の整理を行う。特に、次の視点に留意して行う。
  - ア 人口減少社会・少子高齢社会の到来に伴う税金の減少と社会保障費の増大に対応するため、雇用、教育、住宅など本市を支える生産年齢人口の転入を促進する視点
  - イ 少子化に歯止めをかけるため、地域で安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境をつくる視点
  - ウ 単身世帯の増加に伴い、家族的なつながりが希薄になる中で、防災・防犯や地域福祉などさまざまな場面で地域コミュニティの活性化を進める視点
  - エ 長寿命化に伴う医療費や扶助費の増大を抑えるため、市民の健康づくりを進める視点
  - オ 人口構成において大きな割合を占める高齢者層の自立促進を図るため、就労を支援する視点
- (2) 少子高齢社会における行政が果たすべき役割を検証し、施策を提言する。

## 2. 研究手法・体制

### 2.1. 他市の研究事例について

本研究では、初めに、各市町村で行われた財政シミュレーションに係る先進事例を調査した。

人口減少・少子高齢化、施設の老朽化、経済状況など各自治体を取り巻く環境の変化や、市町村合併など自治体固有の課題により、昨今、長期的な財政シミュレーションを行う市町村がふえている。

各市町村が財政シミュレーションを行う理由はそれぞれ異なり、手法もさまざまであることから、さまざまなケースを想定して、いくつかの市における財政推計や研究を参考とし、本研究の分析目的に沿う推計手法の検討を行った。

#### 2.1.1. 相模原市・我孫子市の事例

相模原市の財政シミュレーションは、「相模原・津久井地域合併任意協議会まちづくりの将来ビジョン検討委員会」が平成16年12月にまとめた報告書「相模原・津久井地域まちづくりの将来ビジョン」に収録されており、相模原市、城山町、津久井町、相模湖町の1市3町が合併する場合としない場合について、財政シミュレーションを行っている。推計期間は、平成18年度から37年度まで20年間にわたる長期のシミュレーションである。本研究においても、20年間の長期財政シミュレーションを行うこととしており、相模原市の事例からは、歳入歳出の実績値を参考に平均増減率などで推計する点、(現時点で変更が確定的な制度以外は) 現行の制度が変わらないものとして推計する点などを参考にした。

次に、我孫子市の財政シミュレーションは、我孫子市が日本能率協会に委託して平成17年3月に作成した「我孫子市財政診断分析報告書(平成17年策定)」の中に収録されている。我孫子市の当時の財政状況を分析し問題点を整理した上で、その後の財政運営のあり方についての検討材料とするために財政シミュレーションが行われている。推計期間は、平成18年度から25年度まで8年間である。我孫子市の事例からは、歳入・歳出ともにほぼすべての項目について個別に推計を行い、それらを積み上げて歳入・歳出の総額の推計値としている点、市民税の推計で経済成長率を乗じるケースと乗じないケースの2パターンの推計を行っている点などを参考にした。

#### 2.1.2. 戸田市の事例

戸田市の財政シミュレーションは、平成22年3月に出示された「急速な高齢化が戸田市へもたらす影響に関する研究」において、財政影響研究グループが行っている。西暦2035年の高齢社会に備え戸田市は何を為すべきかといった視点から、歳入については、市税(個人市民税)を中心に、歳出については、特に、将来人口推計に影響を受けると想定される扶助費及び国民健康保険事業、介護保険事業並びに後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を推計している点、

歳入減と歳出増から将来的な財源不足について予測している点などを参考にした。

### **2.1.3. 三鷹市の事例**

三鷹市の財政シミュレーションは、三鷹将来構想検討チームが平成22年6月にまとめた「三鷹将来構想検討チーム報告書」に収録されている。65歳以上の人口と高齢者福祉費との相関について述べている点、個人市民税の推計、賃金上昇率、年金給付額の見通し、年代別貸金カーブなど、複数の変動要因についてシナリオを設定し推計を行っている点などを参考にした。

## 2.2. 研究体制

本研究の目的を踏まえ、「財政推計グループ」と「人口移動分析グループ」を2本の柱として研究を進めた。

財政推計グループは、歳入の中心であり、人口推計と連動させた市税収入の推計を行う「税収担当」と、市税以外の歳入、および歳出各項目の推計を行う「財政担当」の2つのサブグループから構成し、各所管部局の専門職員をプロジェクトメンバーに任命した。

また、人口移動分析グループは、転入・転出者の属性等を分析し、人口移動が市の財政に与える影響等について検討するため、経営企画課及び市民課の職員を配置することとした。

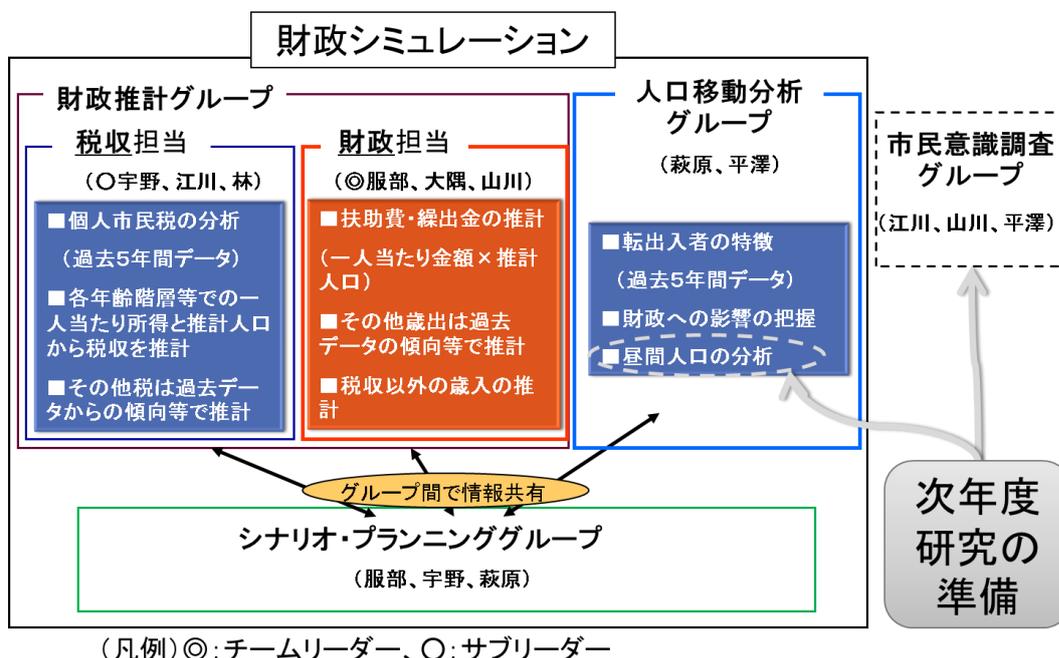
以上の枠組みで人口減少や少子高齢化を反映させた財政推計の基本推計を行うこととした。

その上で、基本推計をベースに、社会経済情勢の変化に伴う外部的な要因をシナリオとして反映させることとした。その点に取り組むのが、「シナリオ・プランニンググループ」である。このグループは財政推計グループの税収担当、財政担当、および人口移動分析グループのそれぞれから担当者が集まり、兼任で研究に当たることとした。これにより、各研究グループ・担当の間の情報共有が容易になり、分担して行われた各種の推計が全体としてまとまりのある財政推計となることを狙いとした。

このほか、高齢化に伴う市民意識の把握については、毎年度、経営企画課において実施している市民意識調査を利用して、高齢化社会に対する市民意識を把握するための設問を拡充することによって実施した。なお、調査が毎年1月から実施され、集計が2月頃となることから、今年度は簡易集計からの考察を行ったが、調査結果を踏まえた施策の検討については、次年度に行うことにしている。

これらの体制及び役割分担を整理すると、図表 1 及び図表 2 のようになる。

図表 1 研究体制



図表 2 研究体制・役割分担

グループ名	主な研究内容・方針
財政推計グループ	基本的な財政推計を実施
税収担当	市税収入に関する推計を実施。 特に個人市民税については、過去の税収データから年齢階層別所得の平均値と推計人口を用い、推計を行う。 法人市民税・固定資産税等については、過去の税収データからのトレンド等を分析し、推計する。
財政担当	歳出及び税収以外の歳入について推計を行う。 特に扶助費及び国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の3特別会計への繰出金について中心に推計を行う。
人口移動分析グループ	人口移動(市外転出、市内転入)データと税関連(所得額、課税額等)データを突き合わせ、転出入者間での比較を行うことで、税収へ与える影響等について考察を行う。 併せて、次年度の調査研究への準備として、昼間人口についての分析を行う。
シナリオ・プランニンググループ	財政推計グループにて行う財政推計に対し、不確定な外的要素におけるシナリオを複数提示し、推計を行う。
市民意識調査グループ	次年度の調査研究への準備として、少子高齢社会についての市民意識についてアンケート調査を実施する。

### 3. 研究の内容

ここでは、本研究で行った推計及びその他の調査について記載する。

財政推計については、まず、人口推計を反映させた基本推計を行い、その後に、シナリオプランニングを行った複数パターンの推計を行っている。

また、次年度の研究に向けた調査についてもあわせて述べる。

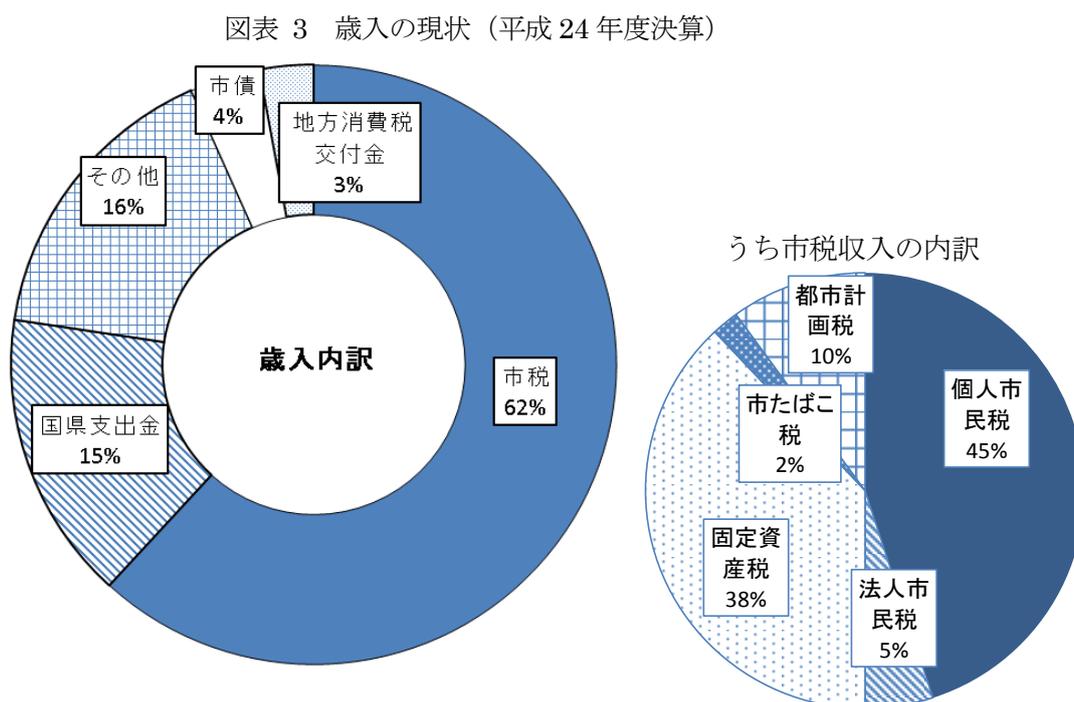
#### 3.1 人口推計を踏まえた基本推計

本研究では、平成 23 年度に実施した「鎌倉市将来人口推計」をベースとし、人口動向を踏まえた財政推計を行う。人口変動が財政にもたらす影響は、各項目によって大きく異なるため、それぞれの項目について分析及び検討を行い、推計方法を決定していくこととした。

##### 3.1.1 歳入の推計

###### (1) 歳入の現状

鎌倉市平成 24 年度決算における歳入の内訳の概要は、図表 3 のとおりである。



歳入の現状については、市税が全体の 62% となっており、最も大きな割合を占めていることがわかる。市税収入のうち、個人市民税は、普通会計ベースで全体の約 45%（平成 24 年度決算）を占める主要な項目であり、その他の市税の内訳については、図表 3（右表）のとおりである。

このため、本研究における歳入の推計では、市税歳入、特に人口動向が大きな影響を及ぼすと考えられる個人市民税を中心に行うこととした。

## (2) 市税歳入の推計

将来人口推計の結果に基づき、平成 44 年度までの市税等の歳入について推計する。

### ① 将来人口推計に沿った個人市民税の推計方法

個人市民税は、所得に対する税であり、人口の推移や所得変動の影響を受けやすい。このため、まず歳入への影響が大きい主要な収入源である個人市民税について、将来人口推計に基づく推計を行った。

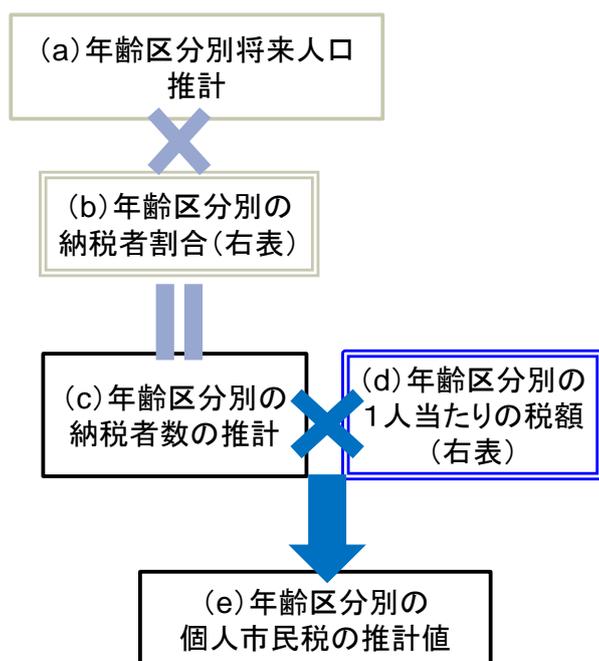
推計の基礎となる将来人口推計 (a) は、年齢 (5 歳) 区分別に行われている。このため、個人市民税の推計においても、年齢区分別に税収を推計することとした。

具体的には、まず、過去の課税データから年齢区分別の納税者割合 (b) を求め、これを①に掛け合わせることで、年齢区分別の個人市民税納税者数の推計値 (c) を算出した。次に、過去の課税データから年齢区分別の納税義務者 1 人当たり税額 (d) を求め、これを (c) に掛けることで、年齢区分別の個人市民税収の推計値 (e) が求められる。

以上の過程を図示したものが図表 4 であり、これをもとに算出した財政推計を、本研究では基本推計と呼ぶことにする。そのため、推計期間を通して、(b) や (e) の値は一定としている。また、(e) は調定額に基づいて算出しており、徴収率は考慮していない。

なお、経済成長による個人所得への影響などは、シナリオプランニングとして後述することとし、本項では将来人口推計 (人口推移) 以外の要因を所与として推計を行う。

図表 4 個人住民税の推計方法



図表 5 納税者割合と 1 人当たり税額

	納税者割合 (%)	1人当たり税額(円)
0～4歳	0.000	0
5～9歳	0.000	0
10～14歳	0.027	97,337
15～19歳	0.472	67,704
20～24歳	38.211	63,952
25～29歳	80.134	96,232
30～34歳	73.029	124,031
35～39歳	67.288	161,188
40～44歳	66.740	207,224
45～49歳	68.261	242,520
50～54歳	67.734	263,504
55～59歳	62.545	254,901
60～64歳	57.693	207,540
65～69歳	52.270	182,244
70～74歳	49.329	154,200
75～79歳	46.507	128,435
80～84歳	44.720	122,870
85～89歳	39.667	113,674
90～94歳	29.647	131,174
95歳以上	22.237	127,027

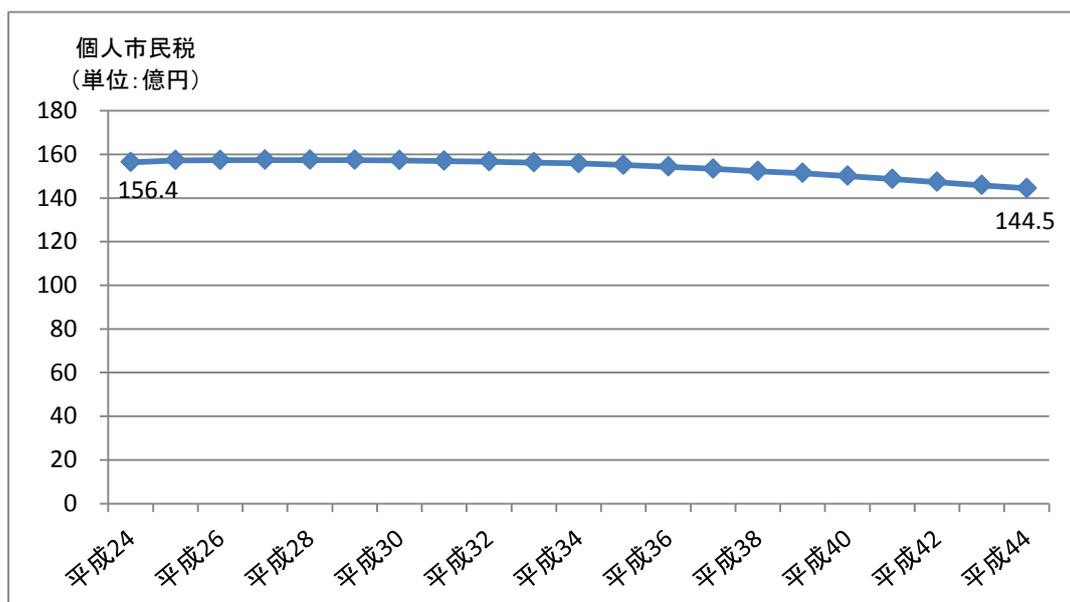
## ②個人市民税の推移

以上のような方法によって推計した個人市民税の推移を図示すると、図表6のようになる。

平成24年度に約156億4,000万円であった個人市民税は、44年度には約11億9,100万円減の約144億4,900万円になるという推計結果となった。24年度を基準とすると、7.6%の減少となるということである。その間の推移を見ると、29年度までは微増傾向が続くが、同年度の157億4328万円をピークに30年度以降は減少に転じる。しかも、38年度以降は毎年約1億円規模の減少となることが見込まれる。

ただし、以上の推計には税制改正や経済状況による個人所得の変化を考慮していない。あくまで、現在（過去5年間）の納税状況（年齢区分別の納税者割合、年齢区分別の納税者1人当たり税額）を一定として、人口動態のみの影響で個人市民税収がどう推移するかを見たものである。本章の第2節（3.2）において、経済状況等の要因を考慮した推計を行うが、そのためのベースとなる暫定的な推計値である点に留意されたい。

図表6 個人市民税の推移



単位: 千円

平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
15,639,537	15,728,433	15,732,527	15,739,101	15,742,488	15,743,281	15,726,751
平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37
15,699,124	15,667,660	15,622,653	15,588,324	15,516,357	15,432,025	15,338,809
平成38	平成39	平成40	平成41	平成42	平成43	平成44
15,231,923	15,138,989	15,007,435	14,870,571	14,732,645	14,584,690	14,448,569

③ 個人市民税以外の税目について

市税等歳入全体の額を推計するにあたっては、個人市民税以外の税目についても、推計値を算出する必要があるため、各税目について平成 44 年度までの推計を行った。

ただし、個人市民税以外の税目（法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市たばこ税）については、直接的に人口の推移は影響しないと考えられることから、実績値等をもとにして、一部の税目については、既に決定している税法改正による影響等を考慮し、算出した。

■ 地方税法等の一部を改正する法律の概要（総務省資料から）から今回の推計への反映部分

○ 自動車取得税の見直し…自動車取得税の税率の引き下げ

自家用自動車 5%（現行） ⇒ 3%（改正後）

営業用自動車・軽自動車 3%（現行） ⇒ 2%（改正後）

※ 平成 26 年度自動車取得税交付金の推計額に反映

○ 軽自動車税の見直し…軽四輪車等及び小型特殊自動車の標準税率を自家用乗用車は 1.5 倍、その他は約 1.25 倍に引き上げ

四輪の自家用乗用車 7,200 円（現行） ⇒ 10,800 円（改正後）

四輪の自家用貨物車 4,000 円（現行） ⇒ 5,000 円（改正後）

※ 平成 27 年度以降の軽自動車税の推計額に反映

○ 原付及び二輪車の標準税率を約 1.5 倍（最低 2,000 円）に引き上げ（平成 27 年度分から）

原付（50CC 以下） 1,000 円（現行） ⇒ 2,000 円（改正後）

軽二輪（125CC 超～250CC 以下） 2,400 円（現行） ⇒ 3,600 円（改正後）

※ 平成 27 年度以降の軽自動車税の推計額に反映

○ 地方法人課税の偏在是正のための措置…地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率（国・地方）8%段階において、法人住民税法人税割の税率を以下のとおり引き下げ（【 】内は制限税率）、なお、法人住民税の税率引き下げ分相当について、地方法人税を国税として創設し、地方交付税原資化（交付税特会に直接繰り入れ）

市町村民税 12.3% 【14.7%】 ⇒ 9.7%（△2.6%）【12.1%】

※ 法人税引き下げ部分について、平成 26 年度以降の推計額に反映

ア. 法人市民税

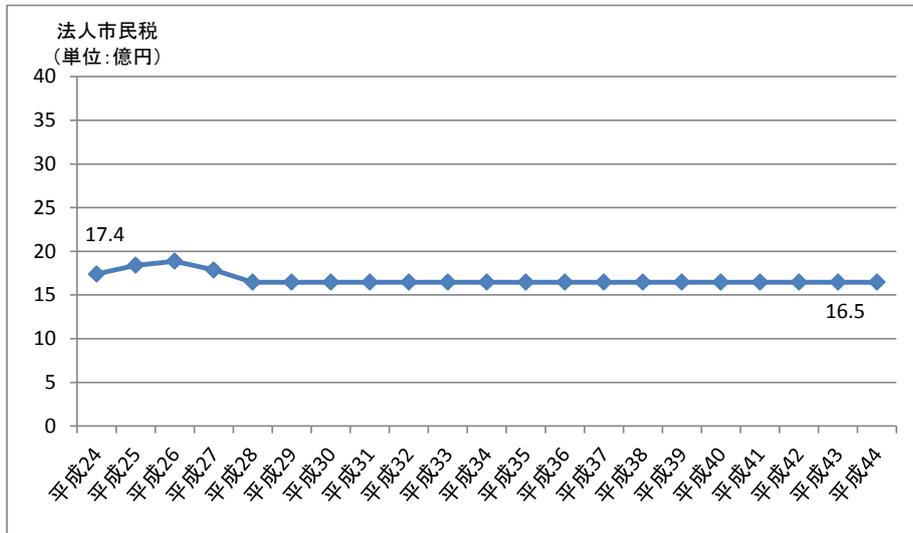
税制改正については、前述のとおり、法人住民税が引下げられ、各課税事業年度の基準法人税額に4.4%の税率を乗じて計算した「地方法人税」が国税として創設されるというものであり、これにより鎌倉市が税収として得る法人市民税は減少することが見込まれる。また、これによる地方交付税の増加は見込んでいない。

なお、平成24年度は決算額、25年度及び26年度は既に市民税課において算出されている歳入見込額を用いた。

平成27年度以降の税制改正において、さらに税率等が変更される可能性があるが、内容は不明であり、その変更は見込まなかった。法人市民税は、税制改正や景気の変動による企業業績の影響が大きいいため、経済状況が良くなり、企業業績も良くなれば、それに伴った税収の増加も期待できる。しかし、法人税実効税率の引き下げや、さらなる税率の引き下げ、突発的な経済危機の発生等で大きく減少する可能性もあることを念頭に置かなければならない。

法人市民税に関しては、平成26年度税制改正による税率の変更により、27年度は約1億円の減少、28年度は1億円4,000万円の減少を見込み、以降は経済状況が現状と変わらないものとして一定とした。この結果、平成44年度では約16億4,700万円となり、24年度と比較して、約5.4%、約9,300万円の減少となった。

図表 7 法人市民税の推移



単位: 千円

平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
1,740,013	1,840,288	1,885,743	1,786,743	1,646,743	1,646,743	1,646,743
平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37
1,646,743	1,646,743	1,646,743	1,646,743	1,646,743	1,646,743	1,646,743
平成38	平成39	平成40	平成41	平成42	平成43	平成44
1,646,743	1,646,743	1,646,743	1,646,743	1,646,743	1,646,743	1,646,743

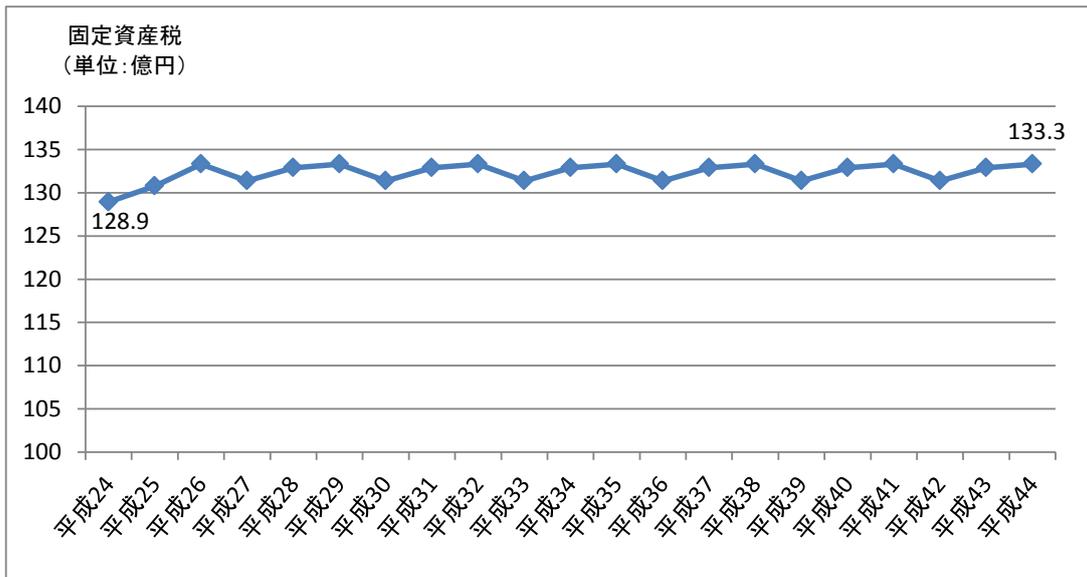
イ. 固定資産税

固定資産税に関しては、3年ごとに土地、家屋の評価を見直す（評価替え）ため、定期的な変動がある。

過去の実績を見ると、評価替えの基準年度に固定資産税が下がった後、増加していく傾向にあり、増減の幅はほぼ同程度に推移してきている。推計にあたっては、資産税課で算出した平成28年度までの推計値をもとに、今後も同様に推移すると見込んだ。

この結果、平成44年度では約133億3,200万円となり、24年度比で約4億3,700万円、約3.4%の増加となったが、平成24年度は評価替えの年度であり、また、44年度は評価替えの前年度のため、差が大きくなっている。このため、評価替えの年度である平成42年度と比較すると1億9,400万円、約1.5%の増加となり、実質的な税収の増加はこの税額の範囲で行われるものとして推計を行った。

図表 8 固定資産税の推移



単位: 千円

平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
12,894,031	13,077,901	13,331,523	13,137,502	13,290,302	13,331,523	13,137,502
平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37
13,290,302	13,331,523	13,137,502	13,290,302	13,331,523	13,137,502	13,290,302
平成38	平成39	平成40	平成41	平成42	平成43	平成44
13,331,523	13,137,502	13,290,302	13,331,523	13,137,502	13,290,302	13,331,523

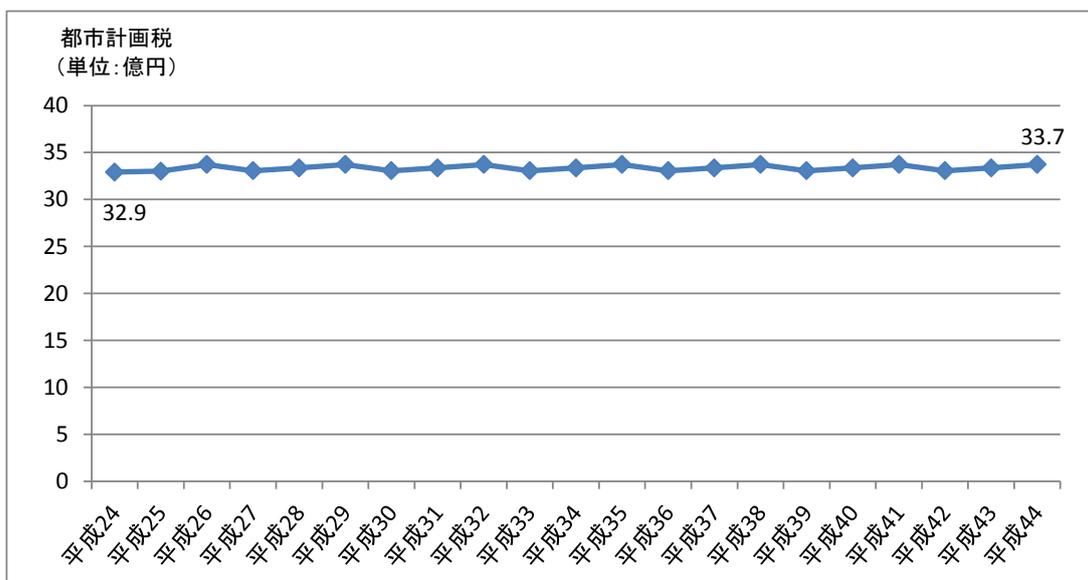
## ウ. 都市計画税

都市計画税に関しては、税額算定の基礎に固定資産税の評価額を用いることから、固定資産税と同様に推移するものと考えられる。そこで、固定資産税の推計と同様に、資産税課で算出した平成28年度までの推計値をもとに、それ以降も同様に推移するものと見込んで推計した。

平成24年度は約32億9,100万円であった都市計画税は、3年周期で規則的に増減を繰り返しながらも33億円台を保ち、44年度は約33億7,200万円と推計される。24年度を基準にすれば、約8,100万円、2.4%の増加が見込まれる。

固定資産税が評価替えの影響を受けることを加味し、固定資産税における推計と同様に平成42年度との比較を行うと、約6,700万円、約2%の増加となる。

図表 9 都市計画税の推移



単位: 千円

平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
3,291,494	3,301,137	3,372,013	3,305,192	3,335,792	3,372,013	3,305,192
平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37
3,335,792	3,372,013	3,305,192	3,335,792	3,372,013	3,305,192	3,335,792
平成38	平成39	平成40	平成41	平成42	平成43	平成44
3,372,013	3,305,192	3,335,792	3,372,013	3,305,192	3,335,792	3,372,013

エ. 軽自動車税

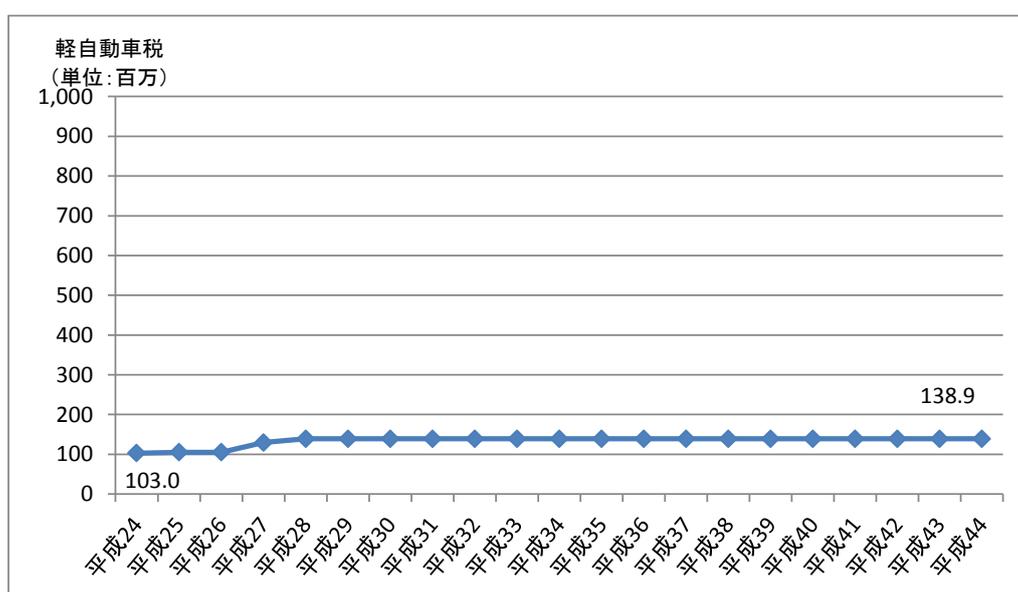
軽自動車税に関しては、平成26年度税制改正により、27年度以降から税率が変更され、27年度と28年度の2年度にわたって増収が見込まれる。

平成28年度以降は、課税台数は大幅に変化しないと想定し、一定とした。

なお、平成24年度は決算額、25年度及び26年度は既に市民税課において算出されている歳入見込額を用いた。

平成44年度では約3,600万円、約26%増加し、1億3,900万円となっている。

図表 10 軽自動車税の推移（単位：円）



単位:千円

平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
103,026	105,228	105,228	129,592	138,946	138,946	138,946
平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37
138,946	138,946	138,946	138,946	138,946	138,946	138,946
平成38	平成39	平成40	平成41	平成42	平成43	平成44
138,946	138,946	138,946	138,946	138,946	138,946	138,946

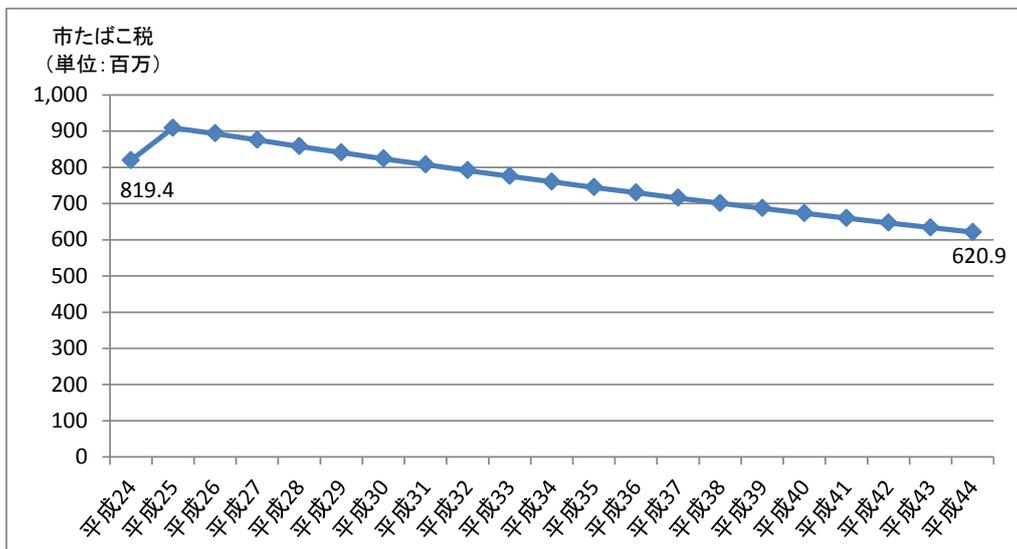
オ. 市たばこ税

市たばこ税に関しては、平成 25 年度に県たばこ税から市たばこ税への税源移譲により増加となっている。喫煙率の減少も進んでおり、25 年度以降は概ね減少傾向で推移すると見込み、実績から前年度比 2%の減少が続くものとして推計した。将来的な制度改正は考慮しない。

なお、平成 24 年度は決算額、25 年度及び 26 年度は、既に市民税課において算出している歳入見込額を用いた。

この推計では、平成 44 年度では 24 年度の調定決算額に比べて約 24%減少し、約 6 億 2,100 万円となり、約 2 億円の減少になっている。

図表 11 市たばこ税の推移



単位: 千円

平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
819,354	908,663	893,215	875,351	857,844	840,687	823,873
平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37
807,396	791,248	775,423	759,915	744,717	729,823	715,227
平成38	平成39	平成40	平成41	平成42	平成43	平成44
700,922	686,904	673,166	659,703	646,509	633,579	620,907

④ 平成 44 年度までの市税等の推移

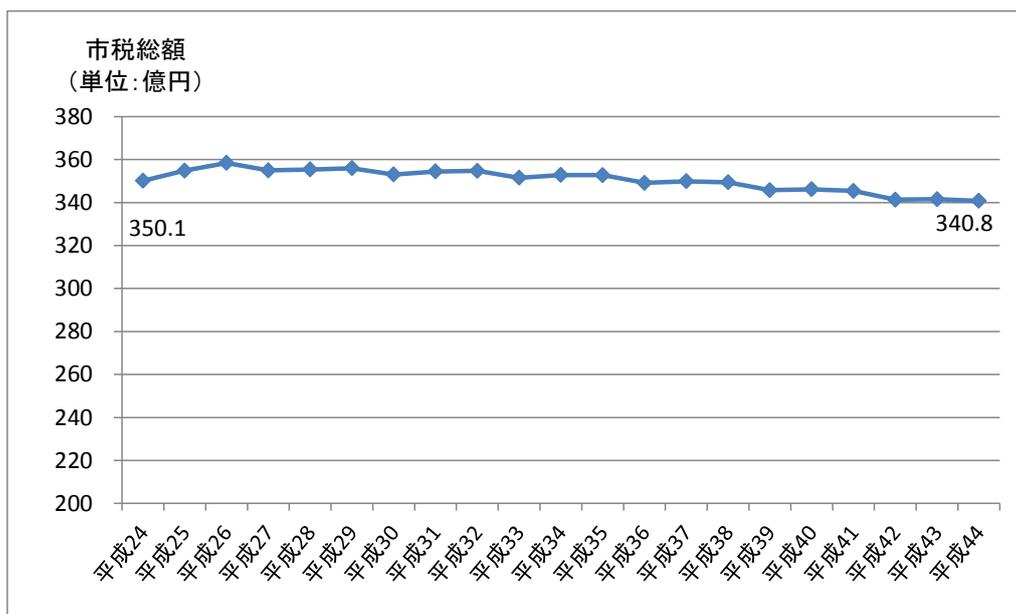
将来人口推計に沿った個人市民税の基本推計の値に、法人市民税等の個人市民税以外の税目を合算し、平成 44 年度までの市税総額について推計した。

なお、②個人市民税と③ア～オの各税目の推計では調定額をベースにしており、徴収率は考慮していない。また、過年度の滞納繰越分は、調定額と収入額との差が大きいため、平成 24 年度の収入実績額（約 5 億 2,400 万円）を加算することし、退職所得に対する市民税は 24 年度実績額（約 2 億 2,500 万円）を加算することとした。

図表 12 は、このようにして求めた市税総額の推移をグラフにしたものである。平成 44 年度の市税歳入の規模は約 340 億 8,200 万円となり、24 年度と比較すると約 9 億 2,900 万円、約 2.7%の減少となっている。

個人住民税だけでは、人口減少の影響で約 11 億 9,000 万円の減少となっていたが、固定資産税・都市計画税の評価替えの年度の影響からくる増加と、軽自動車税の増加の影響から減少幅は少なくなっている。

図表 12 市税総額の推移



単位: 千円

平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
35,011,230	35,485,425	35,844,024	35,497,256	35,535,889	35,596,967	35,302,782
平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37
35,442,078	35,471,908	35,150,234	35,283,796	35,274,073	34,914,005	34,989,594
平成38	平成39	平成40	平成41	平成42	平成43	平成44
34,945,845	34,578,050	34,616,159	34,543,274	34,131,311	34,153,827	34,082,476

⑤ 個人市民税における生産年齢人口と高齢者人口の推移

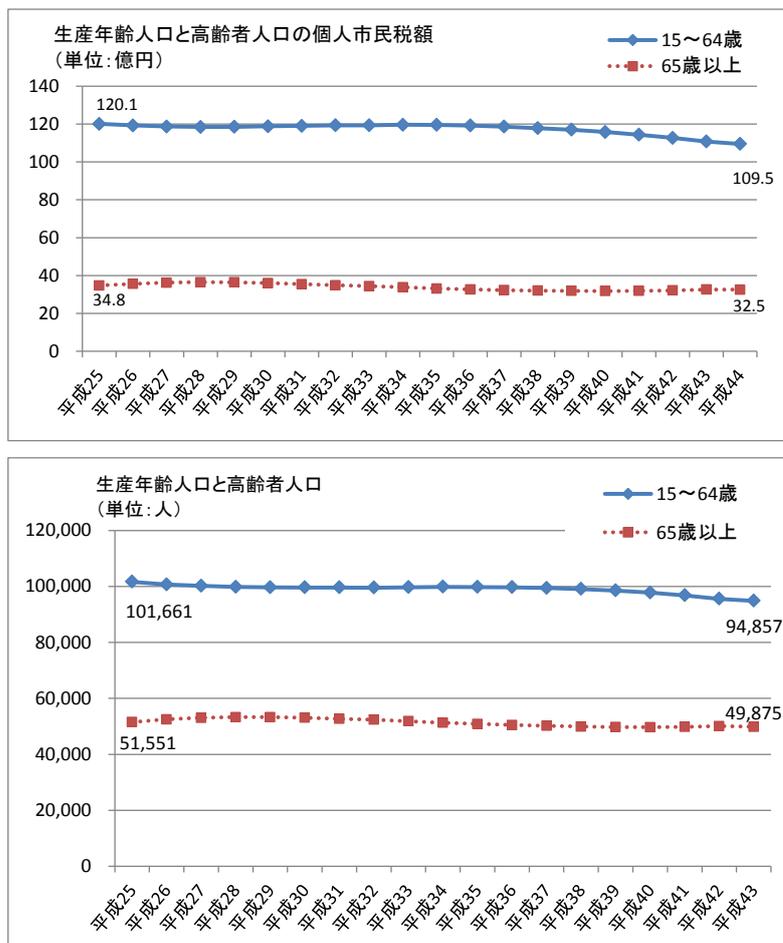
個人市民税の基本推計において、生産年齢人口（15～64歳）と高齢者人口（65歳以上）の推移がどのような影響を及ぼしているか分析した。

生産年齢人口は平成25年を基準とすると、44年には6,804人の減少で9.1%に当たるが、個人市民税額では24年度の約120億800万円から約109億5,100万円まで、約10億5,700万円、9.52%に当たり、人口数以上に個人市民税額が減少している。

高齢者人口では、1,054人、約2.1%の増加となっているが、一方で個人市民税は6.4%、約2億2,000万円の減少となっており、どちらも人口減少の割合以上に、市民税額が減少していることがわかる。

この原因については、少子高齢化の進展によって、生産年齢層においては、納税者割合及び1人当たり税額の大きい45～59歳の層が薄くなり、税収が減少していくことと、高齢者層においては、納税者割合の低い後期高齢者の割合が増加することにより、高齢者全体の人口は増加するにも関わらず、税収が減少してしまうという逆転現象が生じることによると考えることができる。

図表 13 生産年齢層と高齢者層の人口及び個人市民税額の推移



### (3) その他歳入項目の推計

歳入のうち、前項で推計を行った市税以外の各項目については、人口推計との連動を考慮する中で、以下のとおり推計を進めた。

なお、その他歳入についての推計の基本方針は、原則として、平成 24 年度の普通会計決算額を基準とし、25 年度、26 年度は普通会計予算額とした。また、27 年度、28 年度については、第 3 次鎌倉市総合計画第 3 期基本計画前期実施計画策定時に行った財政推計の数値を参照することを基本とした。

また、平成 29 年度以降については、財政推計の手法に合わせて 28 年度予算をスライドさせるものと、特殊な事情（大規模用地の取得、消防業務の広域化に伴う市債の増額）の見られた 22 年度と 26 年度を除く過去 3 年間（23 年度から 25 年度まで）の平均金額をスライドさせるものの 2 種類を想定した。

詳細な推計方法は以下のとおりである。

#### ① 地方譲与税

平成 26 年度から 28 年度については財政推計と連動させ、26 年度は予算額どおり、27 年度、28 年度も 26 年度と同額とした。平成 29 年度以降についても、26 年度から 28 年度と同額とした。

#### ② 利子割交付金

平成 26 年度は予算額どおりとし、27 年度以降は市民税の伸び率と連動させた。

#### ③ 配当割交付金

平成 26 年度は予算額どおりとし、27 年度以降は市民税の伸び率と連動させた。

#### ④ 株式等譲渡所得割交付金

平成 26 年度は予算額どおりとし、27 年度以降は市民税の伸び率と連動させた。

#### ⑤ 地方消費税交付金

平成 26 年度から 28 年度については財政推計と連動させ、予算額及び予算見込みどおりとし、29 年度以降は、27 年度及び 28 年度と同額とした。

なお、平成 26 年度は、地方消費税率が 1.0%から 1.7%に引き上げられるが、増税効果が見込まれるのが 12 月交付以降になるため、県の試算に従い 25 年度決算見込みから 2 億 5,000 万円増を見込み、27 年度以降は 25 年度決算見込みの 1.7 倍とした。

#### ⑥ ゴルフ場利用税交付金

平成 26 年度から 28 年度については財政推計と連動させ、26 年度は予算額どおり、27 年度、28 年度も 26 年度と同額とした。平成 29 年度以降についても、26 年度から 28 年度と同額とした。

⑦ 自動車取得税交付金

平成 26 年度は予算額どおりとし、27 年度以降は市民税の伸び率と連動させた。

⑧ 地方特例交付金

平成 26 年度から 28 年度については財政推計と連動させ、26 年度は予算額どおり、27 年度、28 年度は 26 年度と同額とした。平成 29 年度以降についても、26 年度から 28 年度と同額とした。

⑨ 地方交付税

平成 26 年度から 28 年度については財政推計と連動させ、26 年度は予算額どおり、27 年度、28 年度は 26 年度と同額とした。平成 29 年度以降についても、26 年度から 28 年度と同額とした。

⑩ 交通安全対策特別交付金

平成 26 年度から 28 年度については財政推計と連動させ、26 年度は予算額どおり、27 年度、28 年度は 26 年度と同額とした。平成 29 年度以降についても、26 年度から 28 年度と同額とした。

⑪ 分担金及び負担金

平成 26 年度から 28 年度については財政推計と連動させ、予算見込を踏まえた金額とし、29 年度以降は過去 3 年間（23 年度から 25 年度まで）の平均金額とした。

⑫ 使用料及び手数料

平成 26 年度から 28 年度については財政推計と連動させ、予算見込を踏まえた金額とし、29 年度以降は過去 3 年間（23 年度から 25 年度まで）の平均金額とした。

⑬ 国庫支出金

平成 26 年度は予算額とし、27 年度以降は種別により推計を行った。

扶助費に関連する国庫支出金については、平成 27 年度以降は、扶助費の増加に伴い、国県からの補助も増加となることを見込み、扶助費の伸び率と連動させた推計を行った。

また、普通建設事業費に係る国庫支出金については、平成 27 年度以降は過去 3 年間（23 年度から 25 年度まで）の平均金額とした。

⑭ 県支出金

平成 26 年度は予算額とし、27 年度以降は種別により推計を行った。

扶助費に関連する国庫支出金については、平成 27 年度以降は、扶助費の増加に伴い、国県からの補助も増加となることを見込み、扶助費の伸び率と連動させた推計を行った。

また、普通建設事業費に係る国庫支出金については、平成 27 年度以降は過去 3 年間（23 年度から 25 年度まで）の平均金額とした。

⑮ 財産収入

平成 26 年度から 28 年度については財政推計と連動させ、予算見込を踏まえた金額とした。平成 29 年度以降は、最低限の金額のみを見込んだ 28 年度と同額とした。

⑯ 寄附金

平成 26 年度から 28 年度については財政推計と連動させ、予算見込を踏まえた金額とした。平成 29 年度以降は、最低限の金額のみを見込んだ 28 年度と同額とした。

⑰ 繰入金

平成 28 年度までは予算見込を踏まえた金額としたが、繰入金は前年度決算値により算定されるもので、歳出が歳入を上回る状況から、32 年度以降はゼロとした。

⑱ 繰越金

平成 26 年度は予算額どおりとし、毎年同額であることから、27 年度以降は 26 年度と同額とした。

⑲ 諸収入

平成 26 年度から 28 年度については財政推計と連動させ、予算見込を踏まえた金額とし、29 年度以降は過去 3 年間（23 年度から 25 年度まで）の平均金額とした。

⑳ 市債

平成 26 年度は予算額どおりとし、27 年度以降は、歳出の普通建設事業費に合わせ、過去 3 年間（23 年度から 25 年度まで）の平均金額とした。

なお、各項目の推計方法をまとめると、次のとおり。

図表 12 歳入項目の推計方法

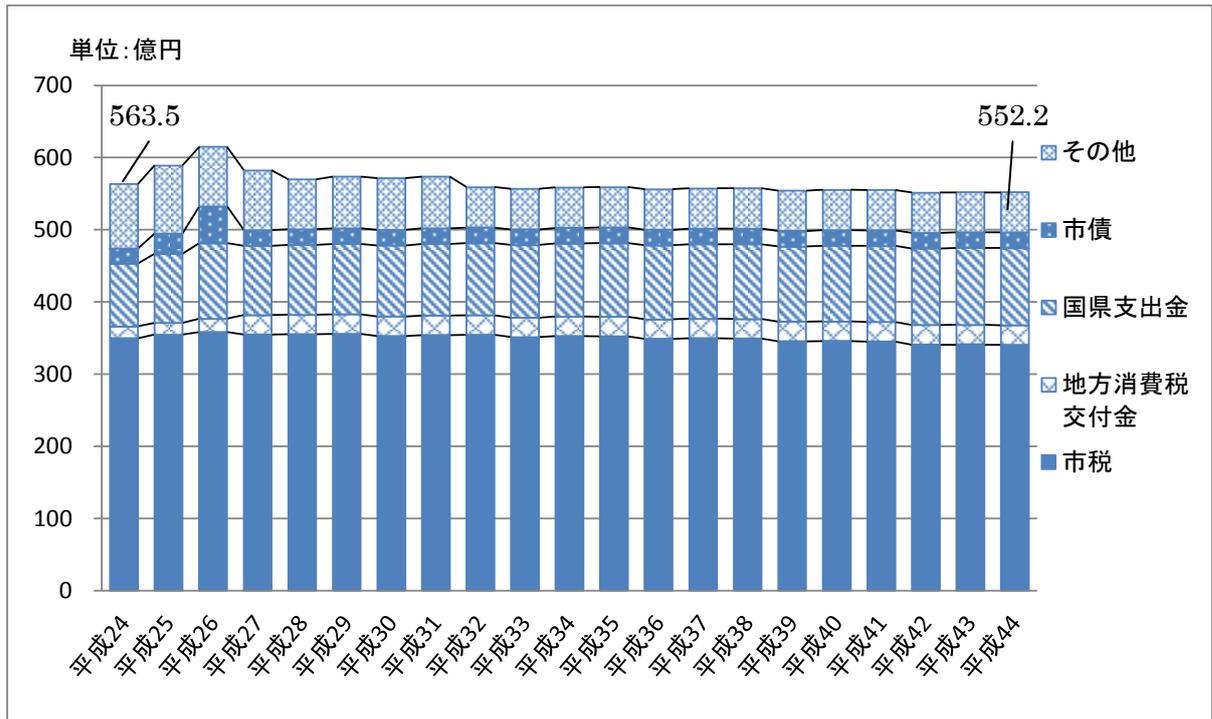
推計方法	項目	備考
人口推計との連動による推計	市税 利子割交付金 配当割交付金 株式等譲渡所得割交付金 自動車取得税交付金	市税以外は、市民税の伸び率に連動させる項目である。
予算見込みを用い、平成 29 年度以降は、平成 28 年度予算をスライドさせる	地方譲与税 ゴルフ場利用税交付金 地方特例交付金 地方交付税 交通安全対策特別交付金	毎年、概ね同額を見込んでいる項目である。
平成 23 年度から 25 年度までの平均値を用い、平成 29 年度以降は平均値をスライドさせる	分担金及び負担金 使用料及び手数料 財産収入 寄附金 諸収入	毎年、予算額が変動し、予測が難しい項目である。
その他	地方消費税交付金	制度改正による見込み額を反映させる項目である。
	国庫支出金 県支出金	事業費に対応する項目である。 本研究では、扶助費に対応する部分は、扶助費の伸び率と連動させた。 普通建設事業に対応する部分は、普通建設事業費の推計に合わせ、過去の平均を用いた。

	繰入金	予算編成上の補完的な項目であり、歳出が歳入を上回る平成 29 年度以降ゼロとした。
	繰越金	毎年同額である。
	市債	事業費に対応する項目である。 普通建設事業費の推計に合わせ、過去の平均を用いた。

(4) 歳入推計のまとめ（歳入総額の推移）

以上のことから、歳入については、次のとおり推計される。

図表 13 歳入総額の推計



単位：千円

平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
56,348,989	58,907,126	61,502,653	58,231,589	57,003,669	57,371,512	57,155,873
平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37
57,370,774	55,920,863	55,670,152	55,871,113	55,922,259	55,619,149	55,751,138
平成38	平成39	平成40	平成41	平成42	平成43	平成44
55,759,372	55,442,675	55,531,929	55,512,484	55,155,279	55,233,700	55,219,815

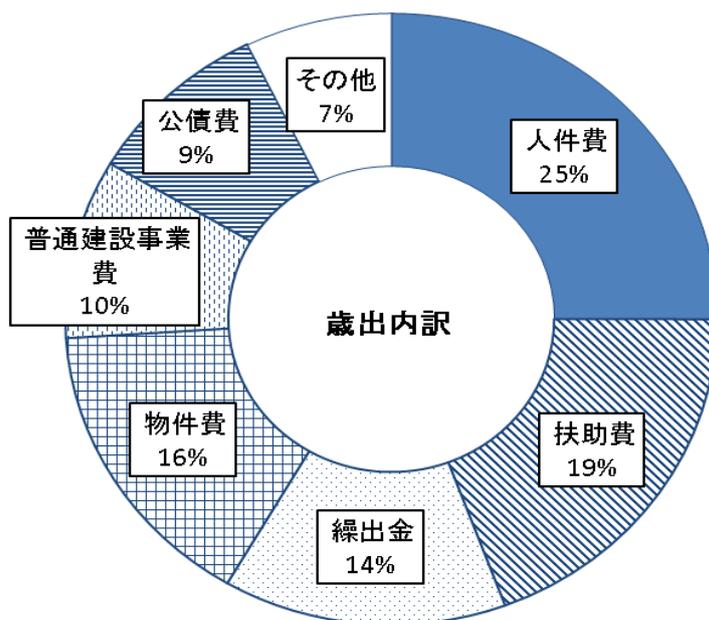
国県支出金や、地方消費税交付金など、税収の増加をもたらすものもある一方で、人口の減少に伴う市税の減少の影響が大きく、平成44年度には、24年度と比べ約11億2,900万円、約2%の減少となり、歳入総額は約552億2,000万円となることが推計された。

### 3.1.2 歳出の推計

#### (1) 歳出の現状

平成 24 年度の決算における歳出の内訳については、下記のとおり。

図表 14 歳出の現状（平成 24 年度決算）



歳出の現状については、人件費が 25%、扶助費が 19%、各特別会計への繰出金が 14%で、これらを合わせて 58%となり、全体の半分以上を占めている。

他には主なものとして、物件費、普通建設事業費、公債費が挙げられるが、これらは政策動向により大きく変動するものであり、将来人口推計を基本とした推計には馴染まない。

よって、本研究における歳出の推計は、人件費、扶助費及び少子高齢化の影響を受ける国民健康保険、介護保険並びに後期高齢者医療の 3 特別会計への繰出金を中心に行うこととした。そして、これ以外の経費については、財政運営のスタンスや諸制度が変わらないことを想定し、現状と変わらない規模で推移するものとした。

## (2) 人件費の推計

### ① 人件費を推計する理由

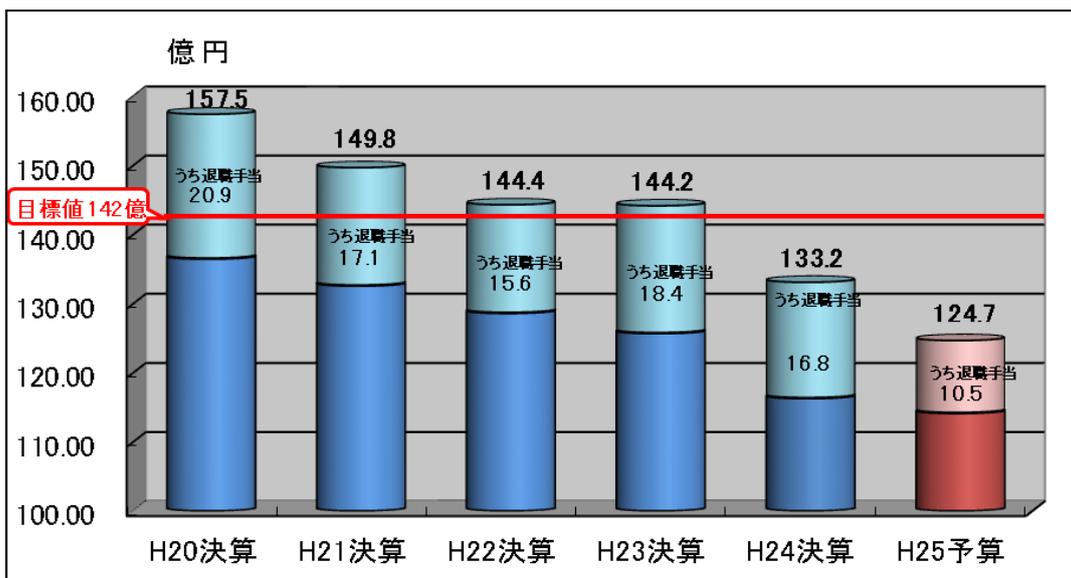
人件費とは、人の労働に支払われる費用であり、毎月の給与や期末手当、退職手当等現金支給されるもののほか、社会保険料や福利厚生に係る費用等も含む人事関連費用の総額をいう。

本市における人件費のうち職員給与費については、全国的に見て高い水準にあったが、平成20年度における職員給与費約158億円を25年度までに1割減の約142億円とすることを目標とし、職員数適正化計画に沿った削減や給与の見直しなどを行ってきた。その結果、24年度は目標値を8億8,000万円下回り、25年度も更なる抑制が見込まれている。一方、全職員に占める正規職員と再任用職員の割合については、平成25年度から、雇用と年金の接続に伴う再任用の義務化が導入されることから、今後、変化が生じることとなる。

そこで、これらの制度改正に伴う人件費の変動が、今後の歳出にどのような影響を及ぼすかについて、推計を行うこととした。

なお、今回の推計における人件費の対象は、雇用と年金の接続に伴う再任用の義務化の影響を計るという点から、国が定める地方公務員の定員管理調査における常勤職員（正規職員、再任用常勤職員）に再任用短時間勤務職員（以下「短時間職員」という。）を加えたものとする。また、非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員等については、市の業務量に応じて雇用者数も大きく変化することから、人件費の推計からは除き、物件費として計上する。

図表 15 人件費（職員給与費）の推移



※金額は、職員の給料、職員手当等及び共済費の総合計(出典:職員課資料)

## ② 推計の方法

人件費の推計にあたっては、元となる職員数の算出が重要となる。平成 21 年に就任した松尾市長のマニフェストの中では、将来的に常勤職員の数 を 1,130 人 にすることとしていたが、一方で、再任用の義務化や国・県からの権限委譲に伴う事務量の増大、防災・減災を目的とした安全安心なまちづくりなどが職員数に影響を及ぼす。

これらに対応し、適切な行政サービスを実施するための適正な職員数の捉え方は、流動的に考える必要がある。

そこで今回は、次の前提条件に基づき、職員数及び人件費を推計することとした。

- a) 平成 25 年度以降の職員数は、24 年度における市の人口と職員数の比率（0.78%）を基準値として、各年度の人口に応じて算出した。
- b) 各年度の正規職員数は、a) で算出した職員総数から、その年度の再任用常勤職員数を減じて算出した。
- c) 各年度の再任用常勤職員数は、定年退職者全員が年金の受給を開始する年度まで再任用常勤職員を希望するものとした（ただし、平成 25 年度は実数）。
- d) 各年度の短時間職員数は、定年退職者全員が年金の受給を開始した後、再雇用限度期間（5 年）内は、短時間職員を希望するものとした（ただし、平成 25 年度は実数）。
- e) 再任用常勤職員として雇用する期間は、年金支給開始年齢の段階的な引き上げに合わせ、退職年度ごとに変更した。
- f) 正規職員の採用については、b) で算出した正規職員数の上限を超えない範囲で、前年度の定年退職分を高校及び大学新卒で補充するものと仮定した。
- g) 正規職員の各年度の平均給与は、平成 24 年度における各年齢層（15～19 才、20～24 才、25～29 才、30～34 才、35～39 才、40～44 才、45～49 才、50～54 才、55～59 才）の平均給与を用いるとともに、f) で行った仮定を踏まえ、年齢構成をスライドさせるシミュレーションを行い算出した。
- h) 再任用常勤職員の各年度の平均給与は、過去 5 か年の共済費の増加トレンドから対前年比 0.76% 増とした。（ただし、平成 24 年度に行われた給与の暫定削減は比率の算定に含まないものとした。）
- i) 消防職員に関する再任用の義務化については、独自の制度に基づき実施されているが、今回の推計に使用した平均給与には、消防職員分も含まれていることから、事務職員等と同様に取り扱うものとした。
- j) 退職手当は、平成 25 年度分のみ実額を計上し、26 年度以降は、2,290 万円／人×定年退職者分として計上し、勸奨・普通退職者は考慮せず、すべて定年退職者として推計した。

以上の条件に基づき推計した職員数と人件費の変化予測を図表 16 に示した。

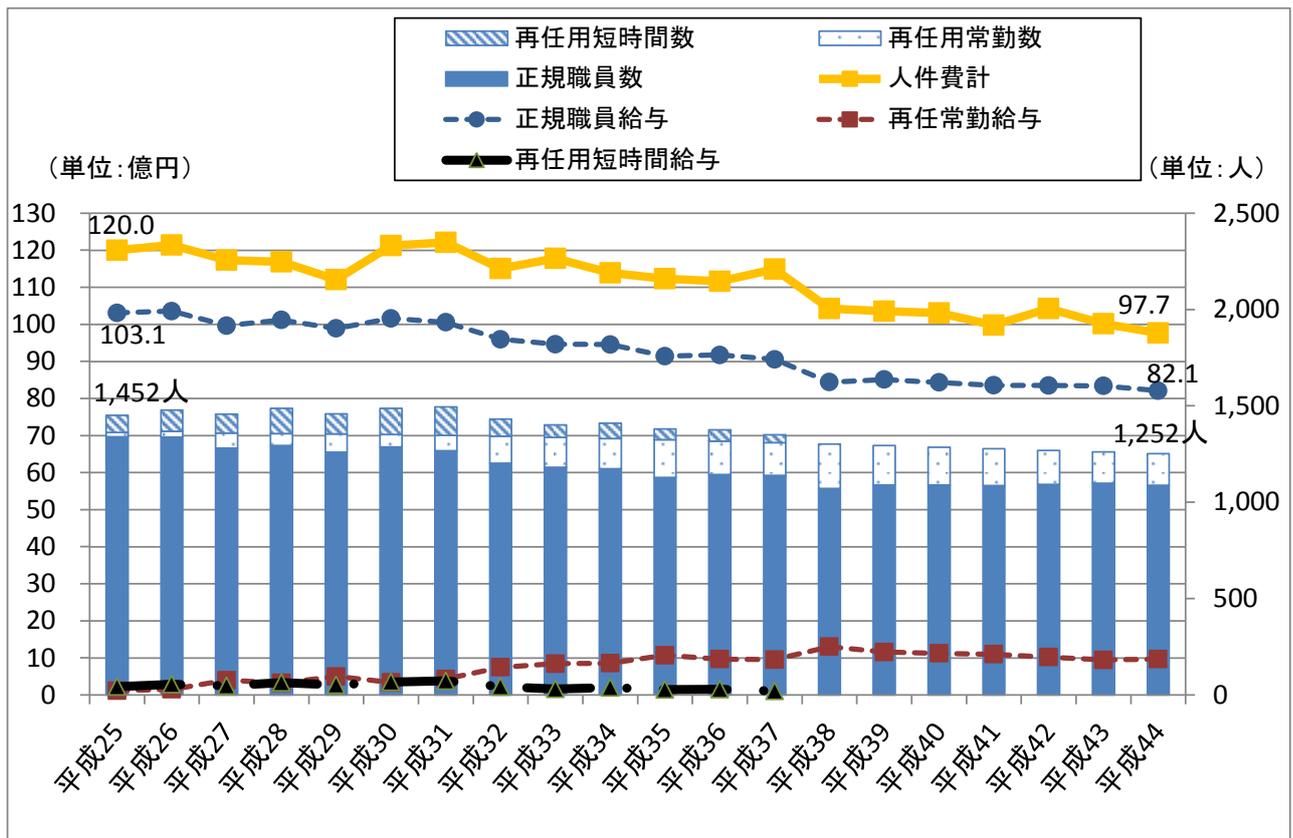
### ③ 推計結果と考察

本市の人口規模に応じて職員数を減じていった場合、平成25年度の支出が約120億円なのに対し、44年度の支出は約97億7,000万円となり、約22億3,000万円（約18.6%）の縮減が見込まれる。

支出が縮小する理由としては、単に職員数が減少することだけに留まらず、再任用の義務化により正規職員数が減少したこと、大量退職に伴って職員の平均年齢が低下することにより平均給与の額も押し下げられることなどが挙げられる。

また、平成37年度に年金支給開始年齢の段階的な引き上げが終了することで、38年度からは短時間職員の雇用がなくなるため、正規職員数と再任用職員数が一定の割合で推移することとなる。人件費の安定的・継続的なコントロールを主眼においた職員数の適正化を図るためには、階級別・年齢階層別の職員数を意識した上での採用が必要となってくる。

図表 16 職員数と人件費の推計



### (3) 扶助費の推計

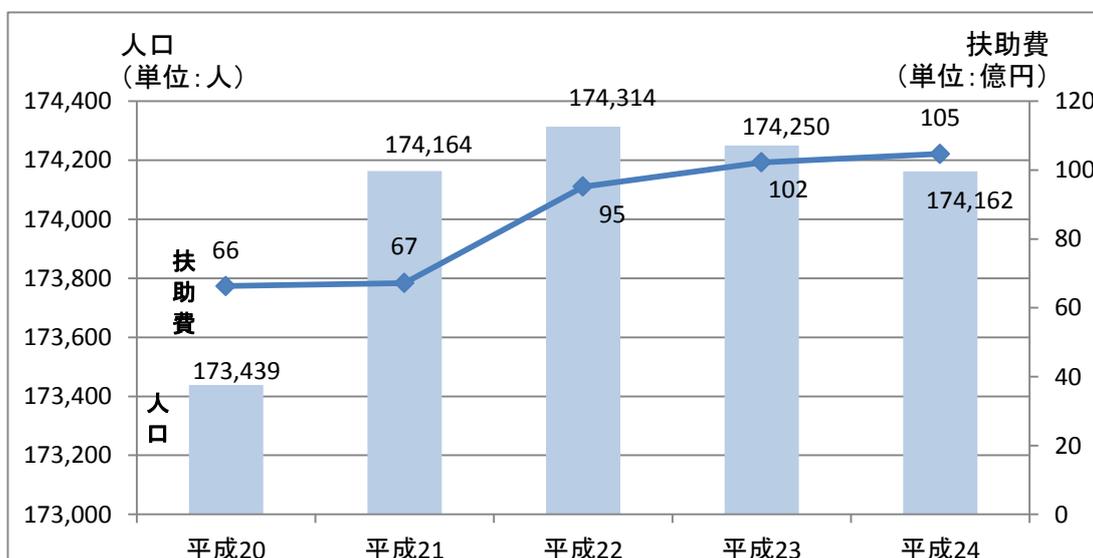
#### ① 扶助費を推計する理由

扶助費とは、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づき実施する給付や地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費を指す。また、その内容は、現金のみならず物品の提供に要する経費なども含まれている。

扶助費が増減する理由としては、一般的に給付対象者を含む人口の増減が主な要因として考えられている。しかしながら、本市における直近5年間の人口動向と扶助費の相関関係を見てみると、人口は平成20年度から22年度にかけて増加し、その後、緩やかな減少傾向に転じている反面、扶助費については、20年度の総額が約66億円であったのに対し、24年度には105億円となり、約159%増という著しい伸びを示している。これは、児童手当法（～21年度）、子ども手当法（22年度4月～23年9月）、子ども手当特別措置法（23年10月～24年3月）、そして現行児童手当法（24年度）など一連の法改正の影響を受けた結果であり、必ずしも「人口増＝扶助費増」と断定できないことを示している。

こうしたことから、歳出の約2割を占める主要項目であり、今後も増加傾向をたどると考えられている扶助費が、高齢化の進展や人口減少などの要因も踏まえた際に、どのように推移していくのかを見極めるため、扶助費の推計を行うものである。

図表 17 扶助費と人口の関係



## ② 推計の方法

本研究は、将来人口推計結果と連動した変化を予測することとしているが、扶助費については、年齢階層別の将来人口推計に基づき一定の予測を行うことが可能なもの（児童や高齢者等に係る扶助費）と年齢階層別の将来人口推計から導き出すことが難しいもの（障害者や生活保護受給者、特例的な施策等に係る扶助費）とに大別され、扶助の内容も多種多様である。そこで、扶助費の推計にあたっては、その性質を勘案した上で個別の方法を用いることとした。

基本的な考え方としては、平成 24 年度の値（対象となる者、件数、扶助額）を基準値とし、当該年度を含む直近 3 ヶ年度（22・23・24 年度）の増減率が継続するものとして乗算し、これに推計人口の変動率を乗じて推計した。また、直近 3 ヶ年度に法制度の改正や社会情勢の変化等により、増減比率が著しく変化している場合は、それ以前の傾向や次年度予算との比率などを用いて推計するものとした。

図表 18 （推計例）生活保護に係る扶助費

年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	44 年度
市人口(人)	174,401	174,239	174,110	174,300	174,301	160,570
対 24 年度比(%)				100.11	100.11	92.22
被保護者数(人)	790	803	828	847	866	1,208
対 24 年度比(%)	95.41	96.98	100.00	102.29	104.59	145.89
扶助費(千円)	1,518,264	1,505,210	1,695,499	1,736,299	1,775,258	2,281,261
③被保護者の 22～24 年度単年度平均増減率			2.29% { = (100.00% - 95.41%) ÷ 2 }			

手順 1) 被保護者数は、平成 22 年度から 24 年度にかけて年 2.29% 増のため、24 年度以降、毎年傾向として 2.29% 増加（年 19 人）するものとした。

手順 2) 市人口は、平成 24 年度を基準として 100.11%～92.22% の範囲で推移

手順 3) 推計① 平成 25 年度扶助費は、24 年度扶助費（1,695,499,912 円）×被保護者増減率（102.29%）  
×人口増減率（100.11%）＝1,736,299 千円

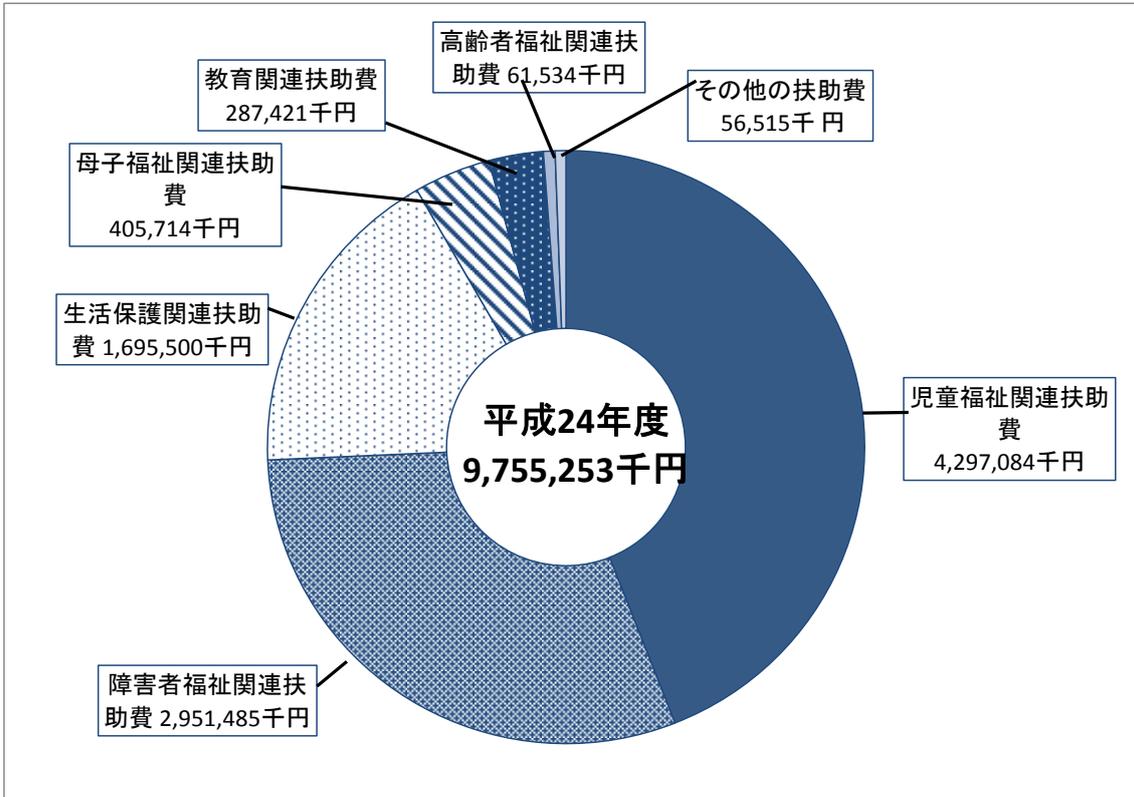
推計② 平成 26 年度扶助費は、24 年度扶助費（1,695,499,912 円）×被保護者増減率（104.59%）  
×人口増減率（100.11%）＝1,775,258 千円

手順 4) 平成 44 年度扶助費は、24 年度扶助費（1,695,499,912 円）×被保護者増減率（145.89%）×人口増減率（92.22%）＝2,281,261 千円

なお、扶助費の増減については、制度改正や施策・方針の影響を受けやすいことが想定され、仮に、制度改正や施策・方針の変更があった場合、どの分野の扶助費の額が大きく変化するかを把握しておく必要がある。

このため、図表 19「平成 24 年度決算における扶助費の支出内訳」をもとに、予算体系上の事業別及び分野別に区分して推計することとした。

図表 19 平成 24 年度決算における扶助費の支出内訳



### ③ 推計式

各経費の推計式を以下に示す。

#### a) 児童福祉関連扶助

- ・ 児童手当支給事務 (児童を扶養している者への手当)  

$$= \text{平成 24 年度扶助額} \times \text{人口増減率 (0 歳} \sim \text{15 歳)}$$
- ・ 入院助産等事業 (困窮により出産や児童の養育が困難な母子家庭等への費用)  

$$= \text{平成 24 年度扶助額でスライド (毎年)}$$
- ・ 私立保育所等入所事業 (市内外の市立保育園に入所している児童に係る運営扶助)
  - ① 管内保育 =  $\text{平成 24 年度扶助額 (1 園当扶助費)} \times \text{園数 (見込含む)}$
  - ② 管外保育 =  $\text{平成 24 年度扶助費} \times \text{対象者増加率 (0 歳} \sim \text{6 歳)}$
- ・ 小児医療助成事業 (児童を扶養している者への手当)  

$$= \text{平成 24 年度扶助額} \times \text{人口増減率 (0 歳} \sim \text{15 歳)}$$

#### b) 障害者福祉関連扶助費

- ・ 障害者福祉運営事業 (障害者の生活支援に係る助成・手当等)
  - ① 施設等通所者交通費助成費等

＝平成 24 年度扶助額×対象者増加率×人口増減率

②外国籍等障害者福祉給付金

＝平成 24 年度扶助額×スライド(毎年)

- ・ 障害者施設福祉事業(施設入所・通所者への施設訓練費等)

＝平成 24 年度扶助額×対象者増加率×人口増減率

- ・ 障害者在宅福祉事業(補装具・日常生活用具の給付等)

＝平成 24 年度扶助額×対象者増加率×人口増減率

- ・ 障害者社会参加促進事業(自動車改造費の助成等)

①身体障害者自動車改造費助成費

＝平成 24 年度扶助額×スライド(毎年)

②身体障害者自動車運転訓練費助成費

＝平成 23 年度扶助額×隔年(1回/3年)

③福祉タクシー利用料金等助成費

＝平成 24 年度扶助額×対象者増加率×人口増減率

- ・ 障害者就労支援事業(就労支援のための訓練等給付費)

＝平成 24 年度扶助額×扶助額増加率×人口増減率

- ・ 心身障害者医療助成事業(身体障害者手帳、療育手帳等の級によって、健康保険自己負担分等を助成)

＝平成 24 年度扶助額×扶助額増加率×人口増減率

c) 生活保護関連扶助費

- ・ 扶助事業(最低限度の生活を保障する生活保護費)

＝平成 24 年度扶助費×被保護者増加率×人口増減率

d) 高齢者福祉関連扶助費

- ・ 高齢者施設福祉事業(施設入所者への措置費)

＝平成 24 年度扶助費×対象者増加率×人口増減率

- ・ 高齢者活動運営事業(外国籍等高齢者への福祉給付金)

＝平成 24 年度扶助費×扶助額減少率×対象者減少率

e) 母子福祉関連扶助費

- ・ 母子生活支援事業(児童扶養手当の支給等)

①家賃助成・児童扶養手当

＝平成 24 年度扶助費×対象者増加率×人口増減率

②高等技能訓練促進費

＝平成 24 年度扶助額×スライド(毎年)

- ・ ひとり親家庭等医療助成事業(ひとり親家庭の高校卒業前の子ども等に健康保険自己負担分医療費等の助成)

＝平成 24 年度扶助費×対象件数増加率×人口増減率

f) 教育関連扶助費

- ・ 就学事務(高等学校等への就学が困難な生徒の保護者に対する援助金)  
=平成 24 年度扶助費×扶助額増加率×人口増減率(16 歳)
- ・ 教育振興助成事業(小・中学校に通う要保護・準要保護児童に対する扶助)  
=平成 24 年度扶助額×扶助額増加率×人口増減率(7歳～12 歳・13 歳～15 歳)
- ・ 就園支援事業(就園する園児の保護者に対する奨励費)  
=平成 24 年度扶助額×扶助額減少率×人口増減率(4歳～6歳)

g) その他の扶助費

- ・ 男女共同参画プラン推進事業(配偶者等暴力被害者等一次避難支援金)  
=平成 22 年度扶助額×隔年(1回/3年)
- ・ 救助事業(東日本大震災による自主避難者への生活支援金等)  
=平成 23・24 年度扶助額平均×スライド(毎年)
- ・ 原爆被爆者援護事業(援護資格者への被爆者援護手当)  
=平成 24 年度扶助額×対象者減少率
- ・ 住宅手当緊急特別措置事業  
(勤労能力・就労意欲があり、住宅を喪失している者等への手当)  
=平成 23・24 年度扶助額平均×スライド(毎年)

#### ④ 推計結果と考察

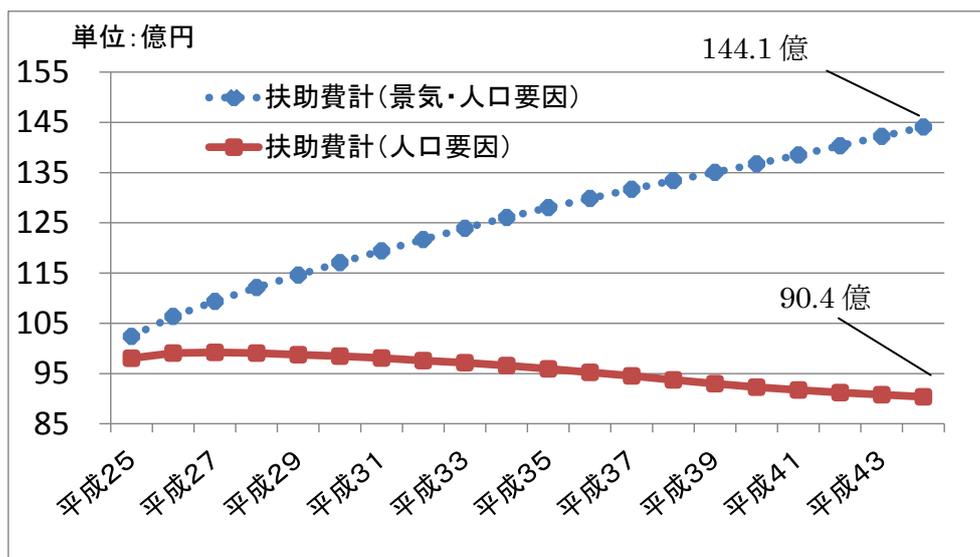
「扶助費計（人口要因）」は、平成24年度の扶助費を基準値として、人口の増減に比例して扶助費の対象者が増減していくことのみを想定した推計値である。この場合、平成25年度に約98億1,000万円だった扶助費が、44年度には約90億4,000万円（約7億7,000万円減）にまで縮減されることとなる。

一方、③の推計式によって導き出された結果は、図表20「扶助費の推計結果」中、「扶助費計（景気・人口要因）」のとおりである。この値は、直近3ヵ年度における増加傾向が今後も同様に継続し、その一方で、人口減少に伴い扶助費の対象者も減少していくという、相反する傾向を示したもので、これまでも扶助費は人口減少にかかわらず、増加傾向にあったことを反映させたものである。この結果から考察すると、扶助費の増加傾向は、人口変動によるものではなく、他の要因によるものであることが考えられる。これまでの傾向を踏まえ、扶助費を推計すると平成25年度に約102億4,000万円だった扶助費が、44年度には約144億1,000万円（約41億7,000万円増）にまで上昇することとなる。

例えば、扶助費の動向については、景気の変動や国の制度変更等様々な要因が重なり合うことに影響を受けるとするならば、図表20のとおり、概ね「扶助費計（景気・人口要因）」と「扶助費計（人口要因）」で示した値の範囲の中で、変動していくものと予想される。そこで、今回の将来推計では、最大値である「扶助費計（景気・人口要因）」を用いることとする。

なお、扶助費の多くは、特定財源として国県支出金を用いているため、推計値で示した全ての額が市費によって賄われるものではない。このことから、歳入における国県支出金についても、扶助費の推計と同様の伸び率を用いて増加することを仮定して、推計を行っている。

図表 20 扶助費の推計結果



#### (4) 繰出金の推計

##### ① 繰出金を推計する理由

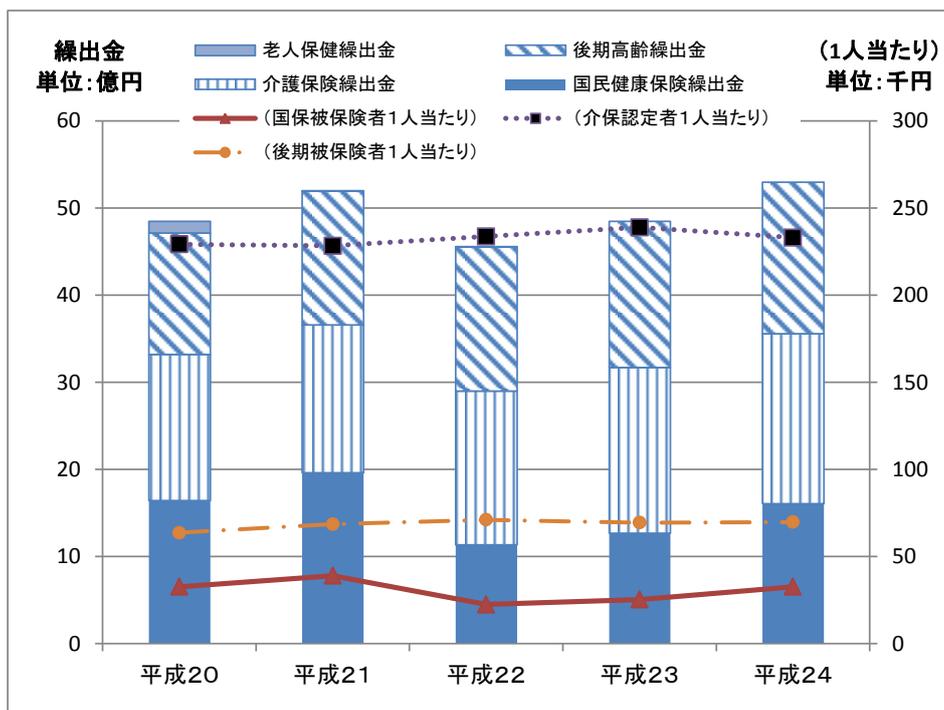
繰出しとは、一般会計と特別会計の予算の相互充用の方法である。本研究では、特に、特別会計の歳入不足分を補うための一般会計から各特別会計への繰出金を推計の対象とした。

例えば、国民健康保険事業特別会計の主な歳入としては、被保険者からの保険料、国庫支出金、国県財政調整交付金のほか繰入金が占めており、その中でも「その他一般会計繰入金」の比重が高い。また、歳出では、保険給付費が大きな割合を占めるほか、後期高齢者医療制度・介護保険制度への支援金等や共同事業拠出金等が主なものになっている。

この「その他一般会計繰入金」は、本市国保財政の健全化・安定化を図るとともに、被保険者への保険料負担の高騰を抑制する役割を持ち、主な歳出である保険給付費の増減と密接な関係がある。保険給付費は、被保険者の年齢層が高くなるにつれ、増加する傾向があり、給付を賄うための「その他一般会計繰入金」（一般会計から見ると「繰出金」）も同様に増加することになる。他の社会保障費関連特別会計である介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計（医療給付費の2分の1）についても同様に一般会計からの「繰出金」により、事業の安定的な推進が図られている。

これを踏まえ、過去5年間の「繰出金」の推移を見ると、図表 21 のとおり、これら社会保障費関連の「繰出金」は増加傾向にあり、超高齢社会の進行と相まって今後の財政に大きな影響を与えることが懸念される。このことから、「繰出金」を個別に取り上げ、推計を行うこととした。

図表 21 各特別会計への繰出金（実績）



## ② 推計の方法

本研究では、今後想定される社会保障制度と税の一体改革に伴う影響は見込まないことを前提に、過去5年間の被保険者数等の推移と、将来人口推計に基づく高齢者人口や世帯数の推計値をもとに「繰出金」の推計を行った。

### ア 過去5年間の被保険者数等の推移をもとに推計

初めに、平成24年度における一般会計から3特別会計（国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計）への「繰出金」の実績数値と過去5年間の被保険者数等の推移をもとに推計した。

国民健康保険については国民健康保険被保険者数の平均伸び率が0.43%の減、介護保険については介護認定者数の平均伸び率が2.71%の増、後期高齢者医療制度については後期高齢者医療制度対象者数の平均伸び率が2.65%であり、この数値をトレンドとし、今後、同様の変化が見込まれることを仮定し推計を行った。その結果、平成44年度においては対24年度比で年間約24億円の負担増と推計された。

今回は、単純に今後も過去5年間の平均と同様のトレンドとなると仮定し、推計を試みたが、現実的にはこれとは異なる結果となることも推測される。例えば、国民健康保険事業と比較して、制度発足から歴史の浅い介護保険事業の認定者数などは、制度の浸透に伴い増加が緩やかになり、一定の水準に留まることも考えられる。

景気動向から見た被保険者数等の出現率や、医療の高度化に伴う1人当たりの医療費との相関関係などの指標を参照し推計を行うことにより、より精度が向上することも期待できるが、本研究においては、データの不足等から上記の手法を採用した。

図表 22 各特別会計への繰出金の推計（1）

【過去5年間の被保険者数等の推移をもとに推計】

単位：千円（平成24は実績額）

	平成24	平成29	平成34	平成39	平成44	
国民健康保険繰出金	1,605,198	1,570,982	1,537,495	1,504,722	1,472,647	
介護保険繰出金	1,951,600	2,230,768	2,549,870	2,914,619	3,331,543	
後期高齢繰出金	1,739,912	1,982,997	2,260,044	2,575,797	2,935,664	
合計	5,296,710	5,784,747	6,347,409	6,995,137	7,739,854	
※平成24と44を比較すると、年間約24億円の負担増が予測される。					負担増(平成24比)	<b>2,443,144</b>

### イ 高齢者人口等の推移をもとに推計（確定値）

次に、アの推計に、将来人口推計調査の結果に基づく高齢者人口や世帯数の推計値の増減割合を乗じて推計を行った。国民健康保険については世帯数の各年度の増減率、介護保険については高齢者人口（65歳以上）の各年度の増減率及び後期高齢者については後期高齢者人口（75

歳以上) の各年度の増減率を算出し、これらに乗じて推計を行った。

その結果、人口減少の影響から「繰出金」は若干減少し、平成 44 年度においては対 24 年度比で 1 年間に約 23 億円の負担増にとどまると算出された。アの推計と比較すると約 1 億円、約 4 %減少した推計値が得られた。

その結果、高齢者人口や世帯数の減少は、全体の予算規模から見ると、各特別会計への「繰出金」の負担は大きな減少とはならないことが確認された。

なお、基本推計には、次表の数値を使用することとした。

図表 23 各特別会計への繰出金の推計 (2)

【高齢者人口等(国保は世帯数)の増減割合をそれぞれ加算】

単位:千円(平成24は実績額)

	平成24	平成29	平成34	平成39	平成44	
国民健康保険繰出金	1,605,198	1,566,583	1,529,038	1,494,941	1,463,369	
介護保険繰出金	1,951,600	2,241,030	2,524,117	2,898,588	3,315,218	
後期高齢繰出金	1,739,912	2,041,495	2,268,180	2,563,690	2,871,667	
合 計	5,296,710	5,849,108	6,321,335	6,957,220	7,650,254	
※平成24と44を比較すると、年間約23億円の負担増が予測される。					負担増(平成24比)	2,353,544

ウ 医療費の伸び率を反映させた推計 (参考値)

さらに、国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業における 1 人当たりの医療費の増加の影響について推計に反映させた。1 人当たりの医療費は、平均寿命の伸びや医療の高度化したがい、今後、ますます増加すると言われており、「繰出金」へ大きく影響すると考えられるためである。

過去 5 年間の 1 人当たりの医療費の平均伸び率を見ると、国保については約 2.15%、後期高齢者については約 3.33%の増であった。このトレンドが今後も継続すると仮定し推計すると、図表 24 のとおりとなる。

なお、介護保険事業特別会計への繰出金については、3 年ごとに行われる保険料の改定の状況や、今後、予定されている制度改正等により、サービス利用料が大きく変わる可能性があるが、この影響は推計には反映させなかった。

図表 24 各特別会計への繰出金の推計（3）

【過去5年間の1人当たりの医療費（国保：年間2.15%、後期高齢者：年間3.33%）

の伸び率を反映させたとき】

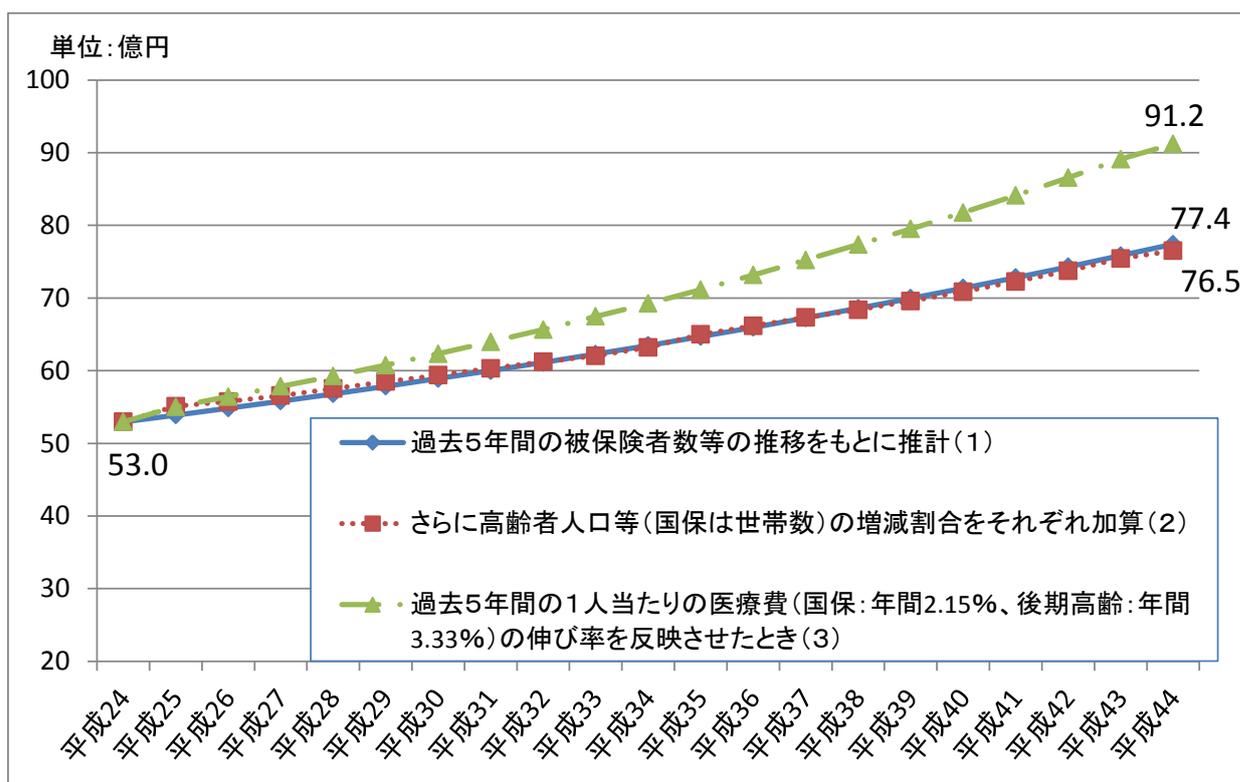
単位：千円（平成24は実績額）

	平成24	平成29	平成34	平成39	平成44
国民健康保険繰出金	1,605,198	1,785,338	1,985,694	2,208,534	2,456,382
介護保険繰出金	1,951,600	2,241,030	2,524,117	2,898,588	3,315,218
後期高齢繰出金	1,739,912	2,049,554	2,414,302	2,843,962	3,350,085
合 計	5,296,710	6,075,922	6,924,112	7,951,084	9,121,686
				負担増(平成24比)	3,824,976

※平成24と44を比較すると、年間約38億円の負担増が予測される。

これらの結果より、「繰出金」は高齢化の進行よりも医療費の伸び率に大きく影響を受けるということが言える。今後も医療費が伸び続け、何ら対策を講じなかったとした場合、約 38 億円の財政負担増が生じ、本市財政に大きく負荷をかけることになることが分かった。

図表 25 3 特別会計への繰出金（一般分）の推移



### ③ 推計結果の考察

これまで、社会保障費関連各特別会計の事業費全体について、「繰出金」のみに着目した推計を行ってきたが、各特別会計の運営は被保険者からの保険料をもとに、国庫支出金、交付金等により成り立っている。しかしながら、他の条件を一定とし、今後の影響を「繰出金」として賄うとすれば、今後の財政における歳出増加の大きな要因となる。前述したように被保険者からの保険料の算定を含め、各特別会計における財政状況と合わせて激変緩和を要する課題となることが予測される。

「繰出金」の推計結果から見ると、今回のテーマである将来人口推計からの影響はそれほどなかったというのが実態であったが、一方で、被保険者数等の推移や医療費の増加に大きく影響を受けることが明らかとなった。

さらに今後、注視すべきことは、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療制度のすべてに関係する医療制度改正であり、改正の内容によっては、今後必要とする「繰出金」の考え方を根本から変えなければならない状況も考えられる。そのような場合、制度改正と合わせて本推計を修正し、より現状に近づけていく作業も必要となる。

参考までに、各保険制度に起こり得る制度改正の概略を下表にまとめる。

図表 26 各保険制度に想定される制度改正

制度の名称	今後の改正内容（概略）
国民健康保険	・国民健康保険制度の広域化（保険者が市町村から都道府県へ） ・70歳～74歳の自己負担額の引き上げ（1割⇒2割）
介護保険	・自己負担額の引き上げ（1割⇒2割） ・要支援の市町村事業化
後高齢者医療制度	・75歳以上の国保への加入、もしくは制度の廃止

## (5) その他の歳出項目の推計

歳出のうち、人件費、扶助費、繰出金以外の各歳出項目について、以下のとおり推計を進めた。

その他歳出の基本方針は、原則として、平成 24 年度の普通会計決算額を基準とし、25 年度、26 年度は普通会計予算額とした。平成 27 年度以降については、第 3 次鎌倉市総合計画第 3 期基本計画前期実施計画策定時に行った財政推計に合わせて 26 年度予算をスライドさせるものと、特殊な事情（大規模用地の取得、消防業務の広域化に伴う市債の増額）の見られた 22 年度と 26 年度を除く過去 3 年間（23 年度から 25 年度まで）の平均金額をスライドさせるものの 2 種類を想定した。

なお、繰出金のうち公共用地先行取得事業特別会計、下水道事業特別会計、大船駅東口市街地再開発事業特別会計及び定額資金運用基金への繰出金は、今回、推計を行わず、平成 26 年度は予算額どおりとし、27 年度以降は 26 年度と同額とすることとした。

詳細な推計方法は以下のとおりである。

### ① 物件費

政策の動向により変動するものであり、推計にはそぐわないことから、平成 26 年度は予算額どおりとし、27 年度以降は過去 3 年間（23 年度から 25 年度まで）の平均金額とした。

### ② 維持補修費

平成 26 年度は予算額どおりとし、27 年度以降は 26 年度と同額とした。

公共施設の老朽化が市の抱える大きな課題となっていることから、今後維持補修費が増加し、財政状況を圧迫することも想定されるが、本推計では一定として推計を行った。

### ③ 補助費等

平成 26 年度は予算額どおりとし、27 年度以降は 26 年度と同額とした。

### ④ 普通建設事業費

政策の動向により変動するものであり、推計にはそぐわないことから、平成 26 年度は予算額どおりとし、27 年度以降は過去 3 年間（23 年度から 25 年度まで）の平均金額とした。

### ⑤ 公債費

平成 26 年度は予算額どおりとし、27 年度以降は、歳入の市債に合わせ、20 年間の償還計画により推計した。

⑥ 積立金

平成 28 年度までは予算見込を踏まえた金額としたが、積立金は前年度決算値により算定されるもので、歳出が歳入を上回る状況から 32 年度以降はゼロとした。

⑦ 出資・貸付金

平成 26 年度は予算額どおりとし、27 年度以降は 26 年度と同額とした。

⑧ 予備費

平成 26 年度は予算額どおりとし、毎年同額であることから、27 年度以降は 26 年度と同額とした。

※ 高齢者福祉費（参考・再掲）

民生費の老人福祉費から、別途推計を行う扶助費及び繰出金を差し引いた額に、高齢者人口の増減率をかけあわせたものである。ただし普通建設事業費及び貸付金は固定とする。

なお、各項目の推計方法をまとめると、以下のとおり。

図表 27 歳出の推計方法

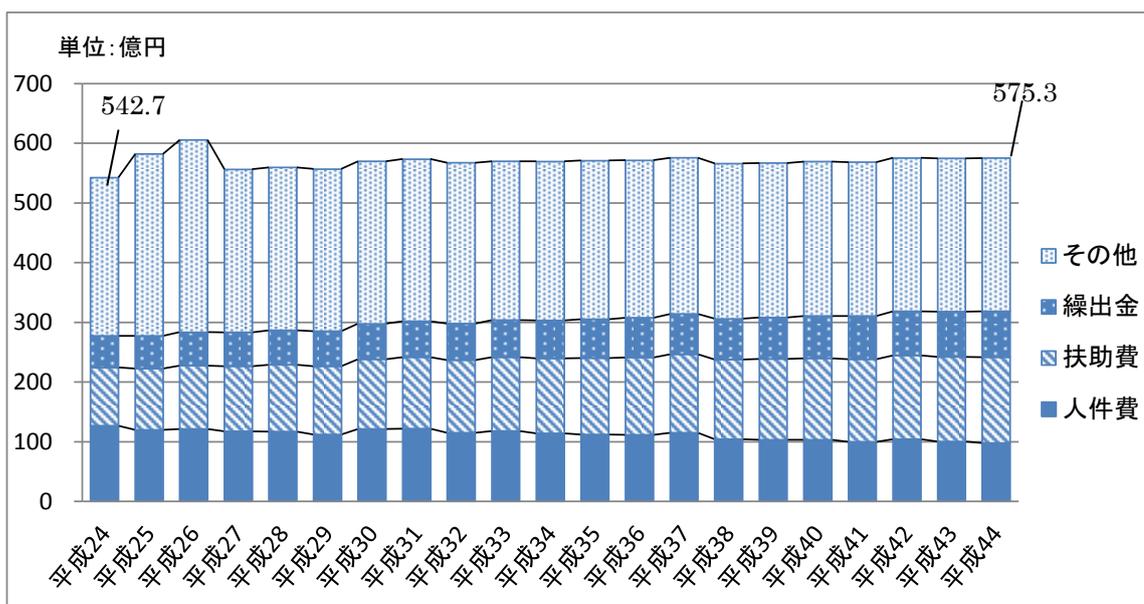
推計方法	項目	備考
人口推計との連動による推計	人件費 扶助費 各種特別会計への繰出金	人件費は職員数の見込みと連動させる項目である。
予算見込みを用い、一定とする	維持補修費 補助費等 出資・貸付金	毎年、概ね同額を見込んでいる項目
	予備費	毎年、同額である。
その他	物件費 普通建設事業費	政策動向により変動する経費であり、過去の平均値を用いた。
	公債費	歳入における市債額から想定される値とした。
	積立金	歳出が歳入を上回る平成 32 年度以降ゼロとした。

(6) 歳出推計のまとめ

ア 歳出推計の推移

以上の方法により、歳出については、次の図表のとおり推計される。

図表 28 歳出総額の推移



単位: 千円

平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
54,272,988	58,195,581	60,540,733	55,628,192	55,952,993	55,674,899	56,983,984
平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37
57,355,838	56,727,188	56,991,889	56,948,276	57,094,337	57,158,387	57,557,852
平成38	平成39	平成40	平成41	平成42	平成43	平成44
56,621,499	56,699,278	56,944,842	56,821,347	57,549,224	57,460,556	57,529,460

扶助費の増加を主な要因として、平成44年度には、24年度と比べ約6.0%、金額では約32億5,600万円の増加と見込まれ、歳出総額は約575億2,900万円と推計された。

## イ 高齢者福祉に要する経費

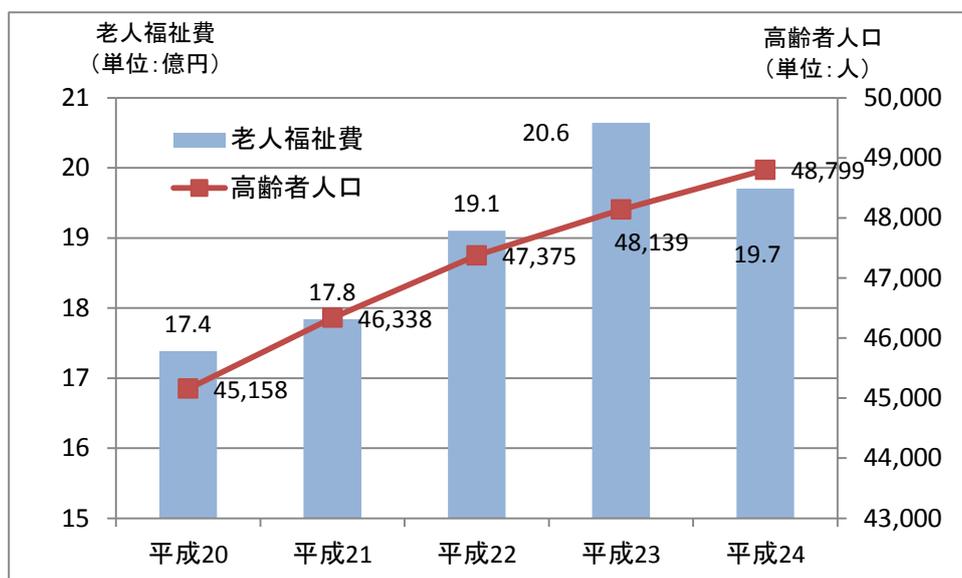
「高齢化が進むと扶助費が増える」という一般的なイメージがあることから、参考までに高齢者福祉に要する経費のうち、第 15 款民生費・第 5 項社会福祉費・第 25 目老人福祉費の過去 5 年間の決算額の推移を調べてみた。

老人福祉費のうち扶助費については、高齢者施設福祉事業における施設入所者措置費、外国籍等高齢者福祉給付金であり、金額的な影響（平成 24 年度決算における第 25 目老人福祉費・第 20 節扶助費で年間約 6,000 万円程度）はそれほど大きなものではなかった。扶助費については、高齢者関連扶助費よりも児童福祉関連扶助費の増加に影響を受けることがわかっているが、今後予定されている「子ども・子育て新システム」によって、さらに増加することが予測される。

また、繰出金については、老人福祉費では後期高齢者医療事業特別会計への繰出金が計上されており、これまでのところは対象者の増加トレンドに影響を受けている。本市の将来人口推計によれば、平成 24 年時点の後期高齢者の人数は 24,899 人であり、38 年まで増加し 32,461 人に達した後、減少に転じて 44 年には 29,437 人になると推計されているが、こうした人口の傾向は対象者数の増加によって相殺されてしまうことから、人口減少や高齢化によるこれらの経費の増加圧力は弱まっていると考えられる。しかしながら、一方で、医療費の上昇や医療制度改革等に大きな影響を受ける可能性があることは、既に述べたとおりである。

それでは、特に、高齢化が顕著である本市において、扶助費、繰出金以外の高齢者関連経費についてはどうなっているのだろうか。そこで、参考までに、高齢者福祉に要する経費のうち、特に、人口の高齢化の影響を受けると考えられる老人福祉費の推移を調べたところ、次のとおりとなった。

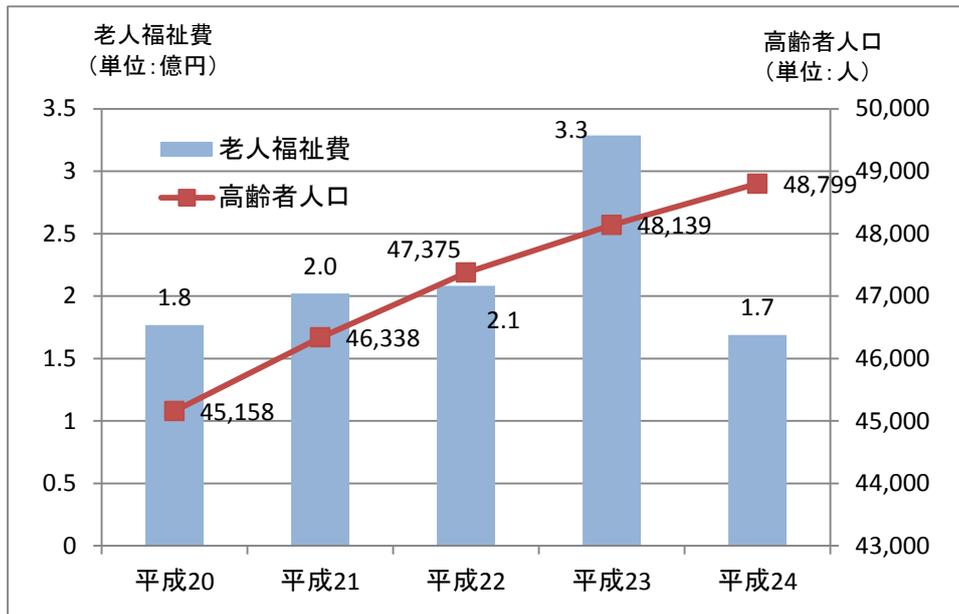
図表 29 扶助費、繰出金を含む老人福祉費



図表 29 の中で、扶助費については、高齢者施設福祉事業における施設入所者措置費、外国籍等高齢者福祉給付金であり、平成 24 年度において 6,153 万円となっている。

一方で、繰出金について後期高齢者医療事業特別会計への繰出金（法定繰出含む）で 17 億 3,991 万円となり、老人福祉費全体の約 90%以上を占めている。さきに述べたように、繰出金については、高齢化の進行に伴い、今後も増加するものと考えられる。

図表 30 扶助費、繰出金を除いた老人福祉費



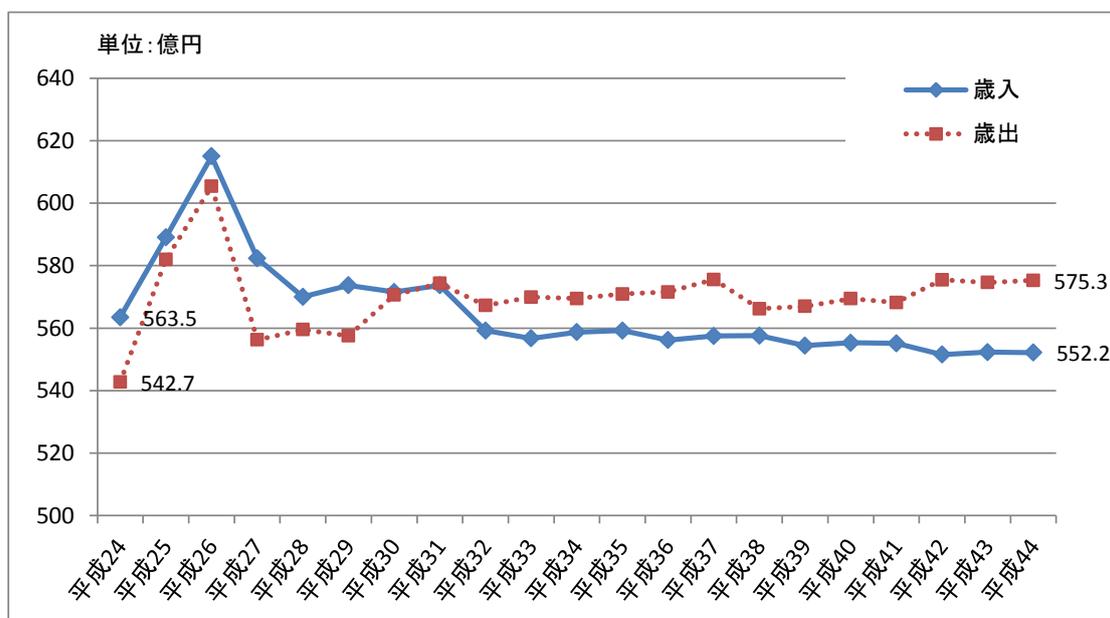
次に、図表 30 については、さきに述べた図表 29 から扶助費及び繰出金を除いた経費であり、高齢者施設整備事業や高齢者活動運営事業などがこれに当たる。これらの経費については、総合計画実施計画や高齢者保健福祉計画などの個別の行政計画に基づいて執行されることが通例であり、政策的な判断によるところが大きい経費である。例えば、「特養老人ホームの入所待機者解消のためにホームの新設を補助する」や、「高齢者の社会参加や生きがいのためにサービスメニューをふやす」などの政策が予算化されることにより、老人福祉費の予算は変動する。

したがって、これらの経費については、高齢化の影響を間接的に受ける経費であると考えられるが、高齢化の進行に伴い一律に増加する性質のものではない。また、平成 24 年度実績額では約 1.69 億円となっており、全体の予算規模から見ると、それほど大きなウェートを占める経費ではないと考えられる。

### 3.1.3 基本推計のまとめ

将来人口推計と連動させた基本推計において、歳入及び歳出の推計を行った結果、以下のとおりとなった。

図表 31 歳入歳出総額の推計比較



単位: 千円

	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
歳入	56,348,989	58,907,126	61,502,653	58,231,589	57,003,669	57,371,512	57,155,873
歳出	54,272,988	58,195,581	60,540,733	55,628,192	55,952,993	55,754,357	57,063,442
	平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37
歳入	57,370,774	55,920,863	55,670,152	55,871,113	55,922,259	55,619,149	55,751,138
歳出	57,435,296	56,727,188	56,991,889	56,948,276	57,094,337	57,158,387	57,557,852
	平成38	平成39	平成40	平成41	平成42	平成43	平成44
歳入	55,759,372	55,442,675	55,531,929	55,512,484	55,155,279	55,233,700	55,219,815
歳出	56,621,499	56,699,278	56,944,842	56,821,347	57,549,224	57,460,556	57,529,460

歳出については、職員人件費などの減少要素を見込むことができたが、扶助費や高齢化に伴う繰出金の増加傾向が大きく、歳出増の主な要因となっている。

また、歳入については、税制改正等による増加要素を見込むことができたが、個人市民税の減少傾向が大きく、歳入減の主な要因となっている。

年度ごとの変化を追うと、平成29年度までは歳入が歳出を上回るが、30年度から逆転し、徐々に乖離が大きくなっていくことがわかる。

この結果、平成44年度には、約23億1,000万円の財源不足となるという推計結果となった。

## 3.2 人口以外の要因によるシナリオ設定

### 3.2.1 シナリオ候補の検討

これまで述べた基本推計では、将来人口推計との整合を図ることはもとより、想定し得る範囲で税制改正等の影響は加味したが、経済状況の変化など市の財政（特に市税収入）に影響を及ぼしそうな他の要素については加味していない。しかしながら、本推計を、将来の財政規模を明らかにし、市の将来ビジョンを考察する基礎資料とするには、将来起こり得る状況を想定し、推計に反映させることで、より現実感に近い推計結果が得られると考えた。

プロジェクトチームのメンバーからは、図表 32 のとおり、様々なシナリオ案が提案された中で、特に、人口変動以外に市の歳入（特に市税収入）に大きな影響を及ぼすと考えられる要因として「(企業の) 定年の延長」と「経済状況の変化」を選び、これらについてそれぞれシナリオを設計して歳入の推計を行った。そして、これらのシナリオが歳入にどのような影響を及ぼすかについてシミュレーションを行い、基本推計との比較を試みた。

図表 32 シナリオ候補（案）と検討の結果

シナリオ候補	検討の結果
定年の延長が税収にもたらす影響	<u>シナリオに採用することとした。</u>
経済状況の変化	<u>シナリオに採用することとした。</u>
市内従業者数と所得との相関関係	景気動向に影響を受けるので、経済状況の変化で対応可能である。
子ども1人当たりの生涯賃金	景気動向に影響を受けるので、経済状況の変化により対応可能である。
賃金カーブ	景気動向に影響を受けるので、経済状況の変化により対応可能である。
税制改正	軽自動車税の改正については市税推計に反映した。平成 27 年度から法人市民税の税率が引き下げられるが、その分は交付金対応となり影響はわからない。市たばこ税の改正内容は不明である。
地価動向による税収の増減	固定資産税・都市計画税の推計に反映した。
消費税率 10%引き上げの影響	8%までの影響については、地方消費税交付金の推計に反映した。
新駅及び大船駅東口再開発の影響	影響を予測することが困難である。
国民健康保険・介護保険制度の改正の影響	現時点では影響が明らかでないため、次年度に整理することとした。
世界遺産登録	現状において、想定できない。

公共施設再編整備の完了	見込むことが困難である。
大規模災害が発生した場合の人口・税収の変化	見込むことが困難である。
転入者の属性	既に基本推計に反映しており、特徴のみ述べることとした。

### 3.2.2 定年の延長が税収にもたらす影響（定年延長シナリオ）

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下、「改正高年齢者雇用安定法」という。）の一部改正に伴い、平成 25 年 4 月から、

- （ア） 定年の引き上げ
- （イ） 継続雇用制度の導入（これまでは、労使協定により基準を定めた場合、希望者全員を対象としない制度も認められていた）
- （ウ） 定年の定め廃止

のいずれかの措置を取ることが義務付けられた。

このことに伴い、60 歳定年以降、継続雇用を希望したとしても雇用が継続されず、また年金も支給されないことにより無収入となる者が生じる可能性はなくなると考えられる。

このため、従前は 60 歳から 65 歳までの収入を年金のみに頼ってきた層について、今後は、年金制度ではなく雇用が継続されることによる収入で生活することが想定されることから、いわゆる年金所得と個人の給与所得とを比較して収入が増えた部分については市民税の税収に反映されるものとして、シナリオを設定した。

(1) 鎌倉市内における雇用の状況

初めに、「鎌倉市の労働事情」から、過去5年間の月額平均賃金の推移を調べたところ、その結果は、図表 33 のとおりとなった。この間の男性の平均賃金は 312,239 円、女性の平均賃金は 221,821 円、全体平均は 267,030 円となっている。

平均賃金については、その年度ごとの雇用や賃金の状況によるところが大きく、一様ではないため、この期間の平均賃金を算出した。

なお、平均賃金には賞与の額が含まれてないため、5カ月分の額を賞与として加えた 4,539,510 円を平均収入とし、基礎控除及び配偶者控除各 330,000 円、社会保険料控除 300,000 円を控除した 3,579,510 円を、「鎌倉市の労働事情」から見た平均給与所得額（年額）と捉えた。

図表 33 鎌倉市内企業における平均基本賃金

平均基本賃金 市内企業平均						
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平均
男	328,295	317,542	307,282	297,877	310,198	312,239
女	230,603	218,919	218,640	214,562	226,383	221,821
平均	279,449	268,231	262,961	256,220	268,291	267,030

単位：円

出典：鎌倉市の労働事情（平成 20～24 年度調査）

(2) 定年年齢の状況と高齢者の雇用状況

次に、改正高齢者雇用安定法の実施状況として、市内企業における定年の状況を調べた。これによれば、これまで60～61歳を定年とする企業が2.2ポイント減少し、65歳以上を定年とする企業が4.3ポイント増加していることなどから、65歳定年への移行が始まっていることがうかがえる。

図表 34 鎌倉市内企業の定年の状況

(単位: %、ポイント)

定年年齢	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	20～24の間の増減
60～61歳	43.6	44.1	40.6	43.1	41.4	-2.2
62歳	0.4	0.8	1.3	1.6	0.4	0.0
63歳	0.9	0.4	0.9	0.8	0.8	-0.1
64歳	2.6	0.8	3.4	0.8	0.8	-1.8
65歳以上	13.7	15.7	14.1	19.6	17.9	4.3
定めなし	38.8	38.1	39.7	34.1	38.6	-0.1

出典：鎌倉市の労働事情（平成20～24年度調査）

高齢者の雇用については、改正高齢者雇用安定法の趣旨もあり、少しずつ増加してきている。今後、雇用の安定に伴い、さらに雇用が増えることが想定される。

図表 35 鎌倉市内企業における高齢者の雇用状況

	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
雇用している	164	159	155	185	172
雇用していない	57	75	78	69	78

単位:社

出典：鎌倉市の労働事情（平成20～24年度調査）

(3) 「鎌倉市の労働事情」から見た考察

鎌倉市の労働事情からわかることは、鎌倉市においても、改正高年齢者雇用安定法の趣旨に基づき、60歳から64歳までの雇用環境が整いつつあるということである。このため、本市では、60歳以降も年金収入ではなく、雇用の継続により、年金を含む現状の収入が確保されることを想定し、シナリオを設定することとした。

60歳以上65歳未満の老齢年金については、段階的に受給額が引き下げられており、一概には言えないが、定年の延長に伴い年金から給与への置き換えが順次行われるものと考えられ、今後、60歳から65歳までの収入の増加につながるのではないかと考えられる。

そこで、このことが市税収入にどのような影響を与えるかについて、(4)で検討することとした。

(4) 基本推計の反映

推計に当たっては、60歳から64歳までの鎌倉市の平均年金収入のパターン（厚生年金等被用者年金制度の受給者を想定）が給与収入に置き換わったと仮定して、課税額を推計することとした。

まず、平成24年度及び25年度の年金受給者（年金収入が1円以上ある）について、年金収入・所得・合計所得（年金以外の所得を含んだ所得）及び一人当たり課税額を算出した（図表36）。

図表 36 年金受給者の収入・所得及び一人当たり課税額（平成23・24年度平均）

		年金収入 (円)	年金所得 (円)	合計所得 (円)	一人当たり 課税額(円)
全体	11,228人	1,194,335	528,484	2,315,417	91,069
年金以外にも 所得がある人	6,258人	1,378,925	650,243	3,856,442	155,412
年金所得のみの人	4,970人	961,926	375,183	375,183	10,058

次に、鎌倉市内における60～64歳の平均給与所得額を過去5年間のデータから取得し、平均値を算出した。

平均基本賃金267,030円から推定される平均給与所得額は3,579,510円となるが、過去5年間の60歳～64歳における平均給与所得額（3,926,885円）に扶養手当（約8%）や超過勤務手当（約7%）を見込むとほぼ同程度となることから、年金から置き換わると考えられる給与所得については、この額を採用することとした。

図表 37 60～64 歳の給与所得と税額

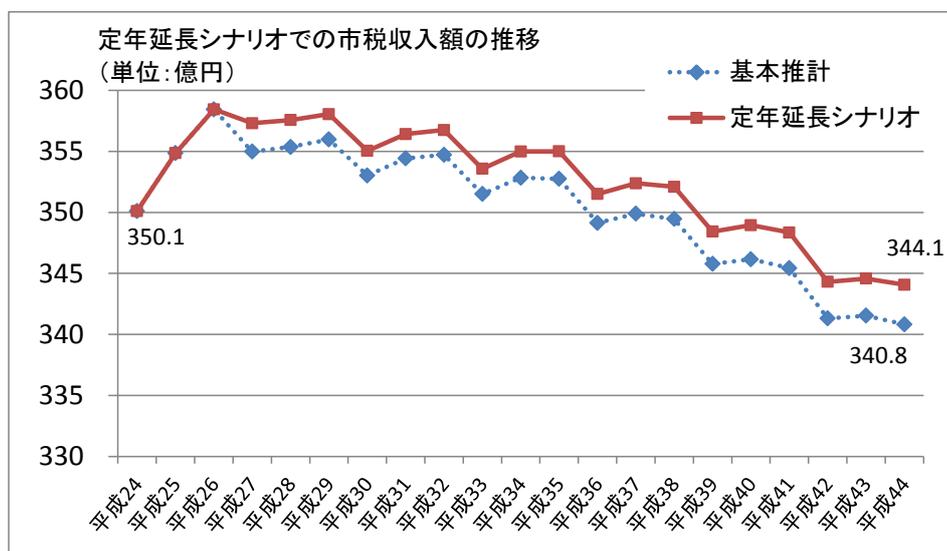
	給与所得の合計 (円)	給与所得者の 人数(人)	平均年間給与 所得(円)	推計税額 (一人当たり、円)
平成 21	23,909,956,038	6,396	3,738,267	169,600
平成 22	26,011,857,521	6,851	3,796,797	173,100
平成 23	26,245,362,635	6,848	3,832,559	175,300
平成 24	26,500,967,363	6,745	3,928,979	181,000
平成 25	28,278,284,045	6,519	4,337,825	205,600
<b>平均</b>	<b>26,189,285,520</b>	<b>6,672</b>	<b>3,926,885</b>	<b>180,920</b>

これらを踏まえ、個人市民税額に与える影響について次のとおり推計を行った。

- 年金以外の所得もある 60～64 歳人口における課税額  
⇒年金受給者（年金所得者）から給与所得者（給与稼得者）に変わり、一人当たり課税額が 155,412 円から 180,920 円に増加すると仮定して、推計を行った。
- 年金所得のみ 60～64 歳人口における課税額  
→ 年金収入の金額によって、場合分けを行い推計した。
  - 1) 厚生年金等被用者年金を受給していると予想される層  
これらの人々は雇用の延長により給与所得を得ようになる層であると考え、年金受給者から給与所得者になることで 1 人当たり課税額が 10,058 円から 180,920 円に増加すると仮定し、推計を行った。平成 24 年度及び 25 年度の実績から、年金以外の所得もある 60～64 歳人口の合計収入額の平均を上回る年金収入額がある人々がこの層に該当するとして抽出した結果、年金所得のみの 60～64 歳人口の約 22%がこの層に該当するとした。
  - 2) 国民年金のみ受給していると予想される層  
これらの人々については雇用の延長による所得への影響が大きいと考え、1 人当たり課税額が 10,058 円から 0 円になると仮定し、推計を行った。1 人当たり課税額が 0 円となるのは、仮に、給与所得が発生したとしても、控除により課税対象とならない程度であると考えられるためである。

この手法をもとに推計を行い、図表 38 のような結果が得られた。

図表 38 定年延長シナリオによる市税収入額の推移



単位：千円

	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
基本推計	35,011,230	35,485,425	35,844,024	35,497,256	35,535,889	35,596,967	35,302,782
定年延長シナリオ	35,011,230	35,485,425	35,844,024	35,730,345	35,755,659	35,804,692	35,503,671
	平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37
基本推計	35,442,078	35,471,908	35,150,234	35,283,796	35,274,073	34,914,005	34,989,594
定年延長シナリオ	35,641,429	35,674,446	35,357,145	35,499,104	35,499,602	35,150,040	35,238,442
	平成38	平成39	平成40	平成41	平成42	平成43	平成44
基本推計	34,945,845	34,578,050	34,616,159	34,543,274	34,131,311	34,153,827	34,082,476
定年延長シナリオ	35,209,133	34,842,987	34,895,624	34,835,421	34,431,349	34,458,392	34,407,218

推計の結果、平成44年度の市税収入額は約344億700万円になると見込まれる。これは24年度の約350億1,100万円と比べると約6億400万円減少することを意味するが、44年度の基本推計額（約340億8,200万円）と比べると約3億2,500万円多く、その分、現状からの市税収入額の減少幅が小さくなっている。図表38では推計期間を通して定年延長シナリオを加味した市税推計額が基本推計による市税推計額を上回っていることが分かるが、これが定年の延長で高齢者層の雇用が維持され、それによって個人市民税収が増えることの影響といえる。

ただし、今回の推計においては、60～64歳の平均給与所得については、現在の60～64歳の給与所得を採用しており、仮に、定年退職後の平均給与の引下げなどが生じた場合は、所得の増加がみられず、影響が少なくなることも考えられる。

### 3.2.3 経済状況の変化が税収にもたらす影響（経済成長シナリオ）

経済状況の変化は、人々や企業の収入に影響を与え、それによって市民税収に影響が及ぶことが考えられる。このことから、今後の経済成長に関するシナリオを設定して、市税収入の推計を修正する。

現在、我が国では、第2次安倍内閣が提唱する「アベノミクス」経済政策が功を奏し、景気上昇の局面に入っている。内閣府が発表した平成26年2月の月例経済報告では、日本経済の基調判断として「景気は、緩やかに回復している」、「物価は、緩やかに上昇している」ことが示されている。また、個人消費の増加や各企業の多くがベアの増額回答を出すなど、日本経済全体が好景気に向かっているところである。

こうした中、主要な経済指標の1つであるGDP（国内総生産）については、平成25年10-12月期の1次速報によれば、名目1.6%、実質1%の増加となっている。

本年1月に内閣府から出された「中長期の経済財政に関する試算」では、今後の経済に関するシナリオとして、世界経済が堅調に推移する下で、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の3本の矢の効果により、今後10年間の経済再生ケース及び参考ケースのGDPの上昇率を示しており、その概略は図表39のとおりである。

図表 39 中長期の経済財政に関する試算におけるGDP成長率

名目GDP成長率	経済再生ケース	3%程度
※1年間の物やサービスの合計金額	参考ケース	2%程度
実質GDP成長率	経済再生ケース	2%程度
※名目GDPに物価上昇率を反映	参考ケース	1%程度

参考：内閣府「中長期の経済財政に関する試算」

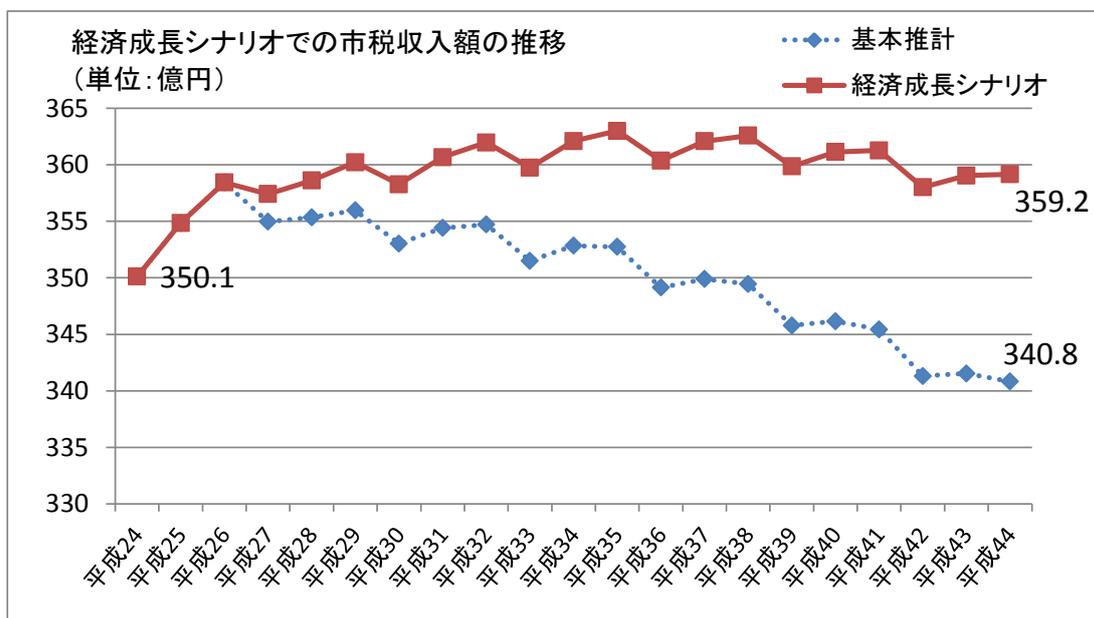
これを参考に、本推計では、平成44年度まで実質GDP1%の経済成長が続くものとして推計を行うこととした。GDPの上昇率と個人市民税のベースとなる所得額との関係については、これまでの税所管課の経験則から、GDP成長率の7割相当が個人市民税の増加率となり、法人市民税はGDP成長率と同率で増加するものとして試算を行った。

なお、本来、市税収入に反映させるだけならば、名目GDP成長率を採用して推計を行うことが妥当であるとの議論もあったが、今回の推計は歳入・歳出を合わせた財政シミュレーションを行うこととしており、物価動向について、歳出予算への影響を見込まなかったという理由から実質GDP成長率を採用した。

推計の方法としては、まず個人市民税について、内閣府試算の参考ケース（1%程度）の7割分として毎年0.7%の増加を想定し、年齢区分別の「1人当たりの税額」の給与分についてのみ0.7%ずつ増加していくものとした。

また、法人市民税については、内閣府試算の参考ケース（1%程度）の成長分がそのまま、税額に影響するであろうと考えて算出した。

図表 40 経済成長シナリオを加味した市税収入額の推移



単位:千円

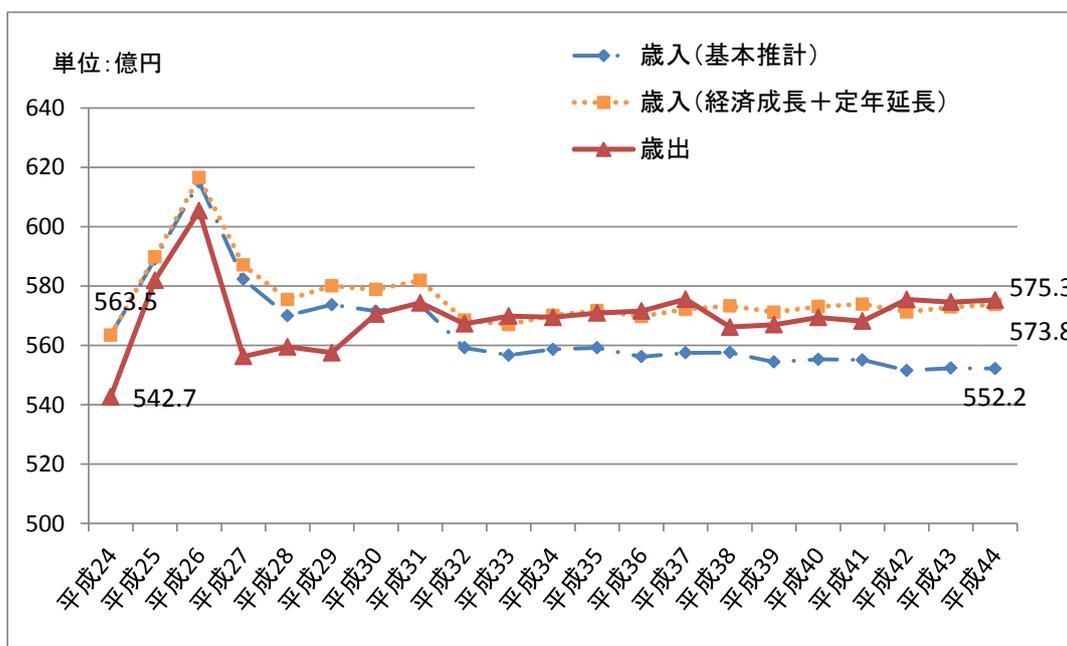
	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
基本推計	35,011,230	35,485,425	35,844,024	35,497,256	35,535,889	35,596,967	35,302,782
経済成長シナリオ	35,011,230	35,485,425	35,844,024	35,740,958	35,861,873	36,022,561	35,828,176
	平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37
	35,442,078	35,471,908	35,150,234	35,283,796	35,274,073	34,914,005	34,989,594
	36,067,446	36,197,619	35,975,765	36,210,573	36,299,871	36,037,376	36,209,016
	平成38	平成39	平成40	平成41	平成42	平成43	平成44
	34,945,845	34,578,050	34,616,159	34,543,274	34,131,311	34,153,827	34,082,476
	36,258,988	35,986,770	36,114,043	36,128,006	35,801,050	35,905,338	35,916,764

その結果、平成24年度の市税収入額約350億1,100万円と比較すると、44年度の時点では、約9億6,000万円の増加となり、約359億1,700万円となった。基本推計と比較すると、経済状況の好転の恩恵として、約18億3,400万円程度の財源の確保につながることを示している。個人市民税収入の割合が高い本市では、今後の経済動向に着目した財政運営に注力する必要があることがわかった。

しかしながら、経済状況が順調に上昇した場合においても、平成44年度時点では、なお多額の財源不足が見込まれることから、今後、経済状況が悪化するような場合には、さらに厳しい財政状況となることが推測される。

### 3.2.4 シナリオを加味した推計のまとめ

定年延長、経済状況の変化による影響についてそれぞれ市税収入に与える効果を図ったところであるが、この2つを合わせて歳入歳出総額の推計をすると、以下のように示された。



単位: 千円

	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
歳入(基本推計)	56,348,989	58,907,126	61,502,653	58,231,589	57,003,669	57,371,512	57,155,873
歳入(経済成長+定年延長)	56,348,989	58,907,126	61,502,653	58,708,380	57,549,422	58,004,830	57,882,157
歳出	54,272,988	58,195,581	60,540,733	55,628,192	55,952,993	55,754,357	57,063,442
	平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37
歳入(基本推計)	57,370,774	55,920,863	55,670,152	55,871,113	55,922,259	55,619,149	55,751,138
歳入(経済成長+定年延長)	58,195,493	56,849,112	56,702,596	57,013,198	57,173,585	56,978,554	57,219,408
歳出	57,435,296	56,727,188	56,991,889	56,948,276	57,094,337	57,158,387	57,557,852
	平成38	平成39	平成40	平成41	平成42	平成43	平成44
歳入(基本推計)	55,759,372	55,442,675	55,531,929	55,512,484	55,155,279	55,233,700	55,219,815
歳入(経済成長+定年延長)	57,335,804	57,116,330	57,309,279	57,389,364	57,125,055	57,289,777	57,378,846
歳出	56,621,499	56,699,278	56,944,842	56,821,347	57,549,224	57,460,556	57,529,460

2つのシナリオを加味した場合<sup>1</sup>、平成28年度までは歳入総額が歳出総額を上回り、29年度から歳出総額が上回ることとなった。

平成44年度の推計値として、基本推計においては、歳出総額が約575億2,900万円であるのに対し、歳入総額が約552億1,900円と、約23億1,000万円の財源不足を予測したところであるが、2つのシナリオを加味した場合には、歳入総額が約573億7,900万円となり、約1億5,000万円の財源不足が見込まれた。

<sup>1</sup> 2つのシナリオプランニングについて、相互に影響し合う部分(経済成長を加味した場合に、60-64歳の給与所得水準が上昇傾向になると考えられる)があるが、推計には加味していない。このため、2つのシナリオの合計よりも、歳入推計が微増する可能性があるといえる。

これは、定年延長の影響で約3億2,500万円、経済状況の変化の視点から約18億3,500万円の増収効果が得られたことによるものである。

本推計で見込んだ2つのシナリオのうち、特に経済成長のシナリオについては、20年先までの経済成長を見込んだものであり、持続的にGDPが実質1%の成長を続けるかどうかについては、推計期間の先に行くほど不透明なものとなり、上振れ・下振れの可能性が大きくなると考えられる。特に、リーマンショックに代表される、大きく経済への下振れの影響を与える事象が予期せず発生した場合には、経済成長ではなく、経済衰退シナリオとなる場合すらあり得るといえる。

このことから本推計で言えることは、現状のまま推移した場合においては年間約23億1,000万円の財源不足が見込まれ、好転に向かったとしても年間約1億5,000万円は財源不足が生じるということであり、今後も厳しい財政運営が続く見通しであることを示唆しているということである。

今後、少子超高齢社会を迎えるに当たり必要とされることは、想定できる財政規模の範囲を踏まえた上で、将来を展望し、新たな課題含め諸課題を整理し、どのような施策・事業により対応すべきかを検討し、早期に準備を行うことであると認識するものである。

### 3.3 その他の関連調査

#### 3.3.1 転入者等の実態

本研究は、人口推計に基づく個人市民税の推計を核とした財政推計を中心的なテーマとして進めてきた。

ところで、人口変動の要因としては、出生・死亡といった自然増・自然減に加え、転居等といった社会増・社会減がある。鎌倉市においては、市外からの転入者、市外への転出者が毎年それぞれおよそ7,000～8,000人程度の規模で存在し、これは市の人口に対して4～5%を占めている。

鎌倉市将来人口推計では、コーホート要因法を使った人口推計を行っている。コーホート要因法とは、人口の変化をコーホート（同年または同時期に出生した集団）ごとの年次変化として捉え、それぞれのコーホートの時間経過に伴う変動要因を、出生、死亡、移動の3つに分けて推計する方法である。それゆえ、このようにして求めた推計人口をベースとした市民税収の推計には社会増・社会減の影響についても含まれている。

しかしながら、移動人口の内訳や特徴までは、上記の人口推計手法では捉えることはできない。たとえば、一般的なイメージとして、鎌倉市は、旧来からの別荘地文化があることや、近年の高い高齢化率から、特に鎌倉地域においては、所得の高い高年齢層の住むまちであるというイメージがもたれることが多い（「藤沢市観光振興計画」における近隣観光地とのイメージ比較で、「歴史」に続き、「上品・高級感」が高い結果であった）が、果たしてそのイメージは妥当なものだろうか。

そこで、鎌倉市からの転出者、鎌倉市への転入者について注目し、その所得額や課税額の特徴を捉えることで、一般にもたれるイメージについての考察を行い、そのイメージが現実の状況に近いものであれば、それが鎌倉市の財政（特に税収）にどのような影響を及ぼすのかについて考察する。

##### ① 分析手法について

- ・ 住民基本台帳データから過去5年間（平成21年から25年）の転入／転出者を特定
- ・ 各転入者及び転出者について、住民コードを基に税総合システムとの突合を行い、下記の属性を抽出（抽出データからは、個人が特定されるおそれのあるデータは排除）
- ・ 年齢、性別、総所得、所得種別ごとの所得（給与・年金・営業・配当利子等）、課税額（均等割額・所得割額）
- ・ 各属性の平均値・合計値を取得
- ・ 転入者／転出者間で比較

## ② 分析結果について

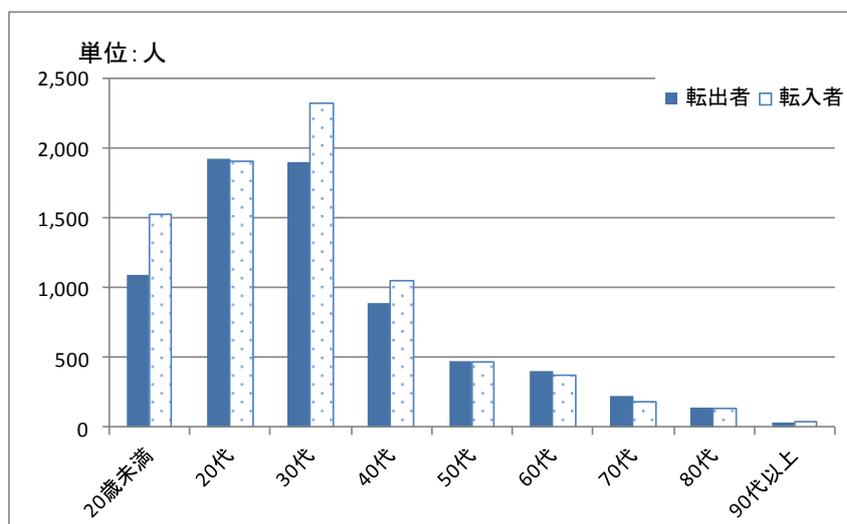
### ア 転入者／転出者の人数について

社会移動の実態を捉えるため、転入者及び転出者数の比較を行った。比較に当たっては、平成21年から25年の転入者及び転出者数を平均した数値を用いた。

この結果、全年齢の合計では「社会増」状態にある鎌倉市であるが、年齢階層別に見ると、30代、40代、90代以上、また20歳未満では転入者が多く、その他の年齢階層では転出者の方が多いことがわかる。また、移動人口の内訳においては、20代、30代が多くを占め、社会的な人口増減は、この年齢層の社会移動が主な要因であることがわかる。

鎌倉市の人口動態は、出生数－死亡数がマイナスとなる「自然減」状態であり、さきに述べた「社会増」状態により人口減少が食い止められている状態である。

図表 41 転入者／転出者の平均人数の比較（平成21～25年平均値）



社会移動人口(単位：人)

	転出者	転入者
20歳未満	1,095	1,527
20代	1,923	1,917
30代	1,903	2,323
40代	894	1,061
50代	475	476
60代	403	380
70代	228	184
80代	146	140
90代以上	33	40
合計	7,099	8,048

※平成21～25年の平均値

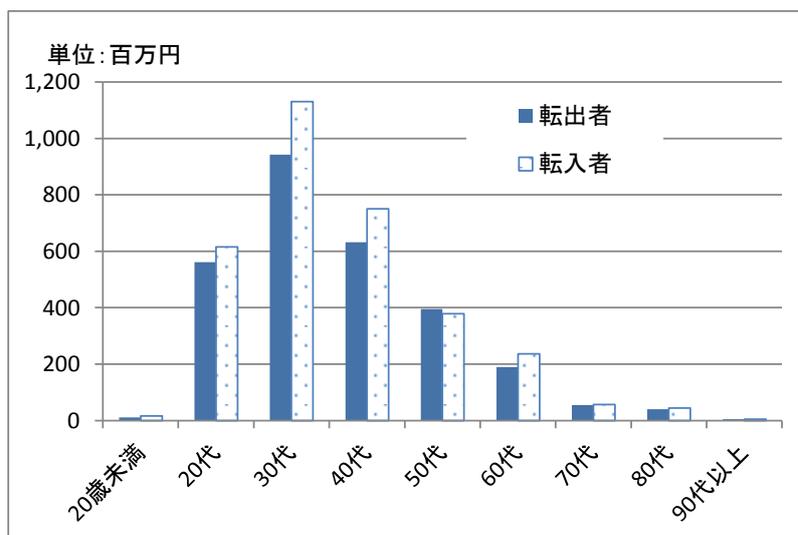
## イ 年齢階層ごと課税額合計の比較

社会移動の税収へ与える影響について明らかにするため、年齢階層ごとの課税額について、転入者及び転出者の合計について比較を行った。比較に当たっては、平成 21 年から 25 年の年齢階層別の転入者及び転出者の課税額を平均した値を用いた。

この結果、図表 41 に示したように、50 代を除くすべての年齢階層において、転入者の課税額の方が転出者の課税額を上回っていることが分かった。年齢階層別の転出者の課税額(5年間の平均)を合計すると約 28 億円、転入者のそれは約 32 億円であることから、課税額ベースではあるが、社会移動によって差し引き約 4 億円の収入増が生じるという計算になる。

すなわち、過去 5 年間の実績に基づけば、社会移動によって個人市民税収にプラスの効果が生じていることが分かる。もしもこのような社会移動がまったくなかったと仮定すると、1 年当たり約 4 億円税収が少なくなっていたと考えることができる。このことから、鎌倉のイメージを生かした社会移動を促進することにより、さらなる税収の押し上げ効果が期待することができよう。

図表 42 年齢階層ごと課税額合計の比較



年齢階層ごとの課税額(単位: 千円)

	転出者	転入者
20歳未満	11,492	16,808
20代	561,315	615,903
30代	942,359	1,130,370
40代	632,353	750,429
50代	394,980	378,634
60代	189,896	236,473
70代	54,424	56,716
80代	40,378	44,284
90代以上	4,987	5,520
合計	2,832,184	3,235,137

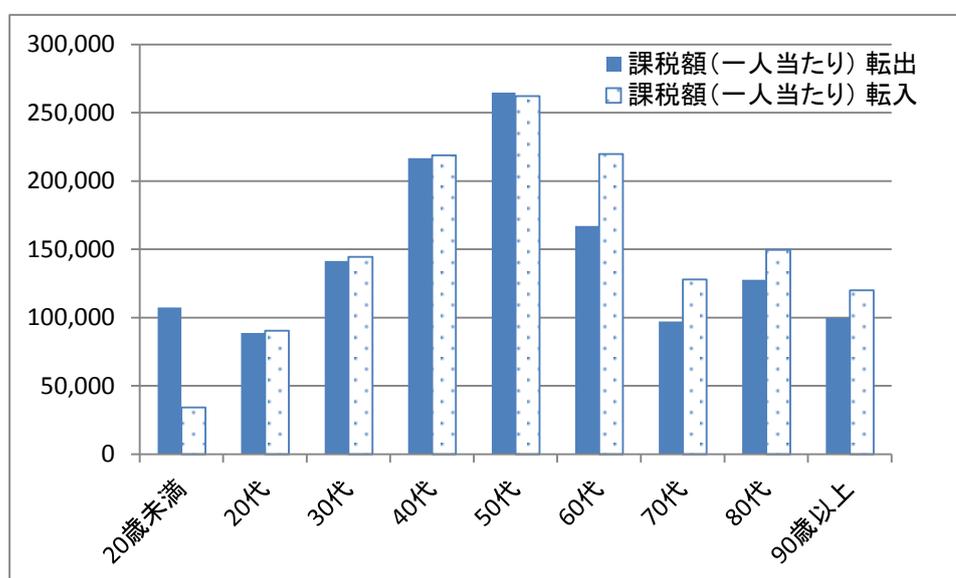
ウ 年齢階層ごと課税額（納税者1人当たり）の比較

イの年齢階層別の課税額合計では、特定の年齢階層で転入者の課税額合計が大きいという原因が、高所得者が転入してきていることではなく、単に転入者数が多いことである可能性もある。そこで、1人当たり課税額を見ることで、どの程度課税額のある人が転入・転出しているのかを分析することとした。

分析に当たっては、年齢階層別の課税額の合計額を各年齢階層の納税者数で割って算出した値を用いた。

この結果、年齢階層ごとの課税額の合計と同様の傾向となり、20歳以下と50代の年齢層のみで転出者が転入者を上回り、他の年齢層では転入者が転出者を上回った。

図表 43 年齢階層ごとの課税額（納税者1人当たり）の比較



納税者一人当たり課税額平均(単位:円)

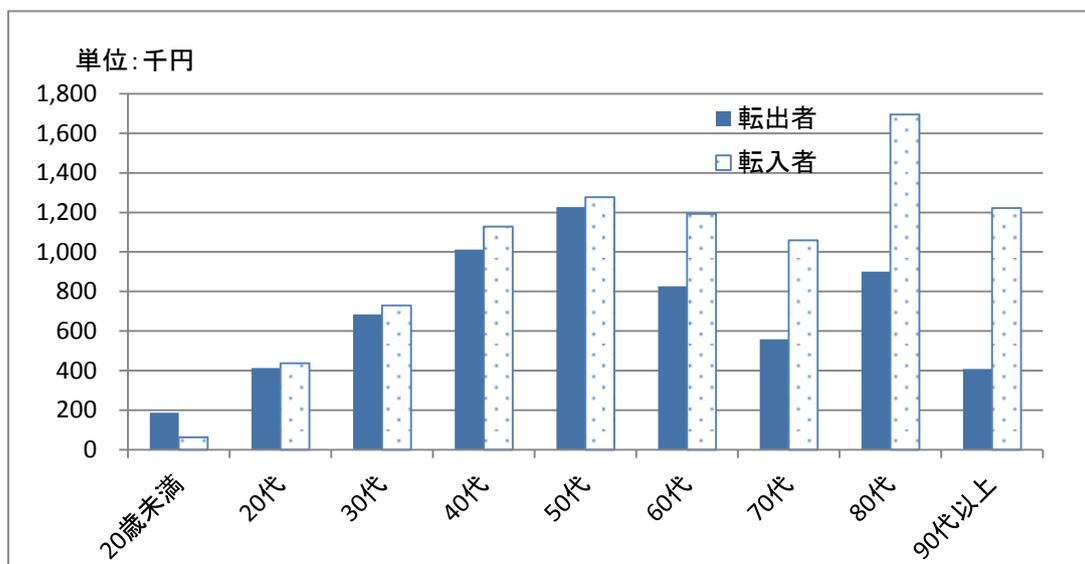
	転出者	転入者
20歳未満	27,626	8,632
20代	81,914	86,581
30代	144,360	146,825
40代	221,492	221,951
50代	264,561	263,209
60代	169,397	228,975
70代	96,514	125,615
80代	133,968	172,404
90代以上	70,985	88,384
合計	723,382	740,238

## エ 年齢層ごと所得額（納税者1人当たり）の比較

納税者1人当たり課税額について、転入者が転出者を上回ることから、納税者1人当たりの所得額についても、転入者が転出者を上回ると推測できる。実際に転入者と転出者の年齢層ごとの合計所得額を比較し、図表44に示した。比較に当たっては、平成21年から25年の転入者（転出者）の合計所得額を各年齢層の転入者数（転出者数）で割った値を用いた。

この結果、納税者1人当たりの年齢層ごと合計所得額平均については、20歳未満を除くすべての層において、転入者の方が1人当たりの所得額の平均値が高いという結果となった。特に60代以上においては、転入者が転出者を大きく上回る結果となった。

図表44 年齢層ごとの合計所得額（納税者1人当たり）の比較



次に、納税者一人当たりの主な所得について、転入者及び転出者を比較した。

図表 45 年齢層ごとの各所得額（転出者／納税者1人当たり）の比較

平成21～25年【転出者】平均		納税者一人当たり								
年齢層	納税人数	営業所得	不動産所得	譲渡取得等	株式配当所得等	給与所得	公的年金等雑所得	その他の所得	合計所得	課税額計
20歳未満	107	39,503	<b>23,521</b>	<b>2,523</b>	<b>29,782</b>	<b>3,336,710</b>	0	<b>11,424</b>	<b>3,443,462</b>	<b>107,406</b>
20代	6,327	14,023	<b>4,642</b>	1,124	913	2,170,933	0	7,589	2,199,652	88,717
30代	6,669	61,078	<b>23,614</b>	23,133	<b>47,094</b>	3,180,494	0	22,353	3,353,919	141,304
40代	2,919	120,168	28,919	25,215	<b>29,406</b>	4,717,073	<b>99</b>	36,811	4,963,405	216,633
50代	1,492	<b>250,315</b>	140,132	511,626	<b>41,339</b>	<b>5,035,996</b>	6,776	<b>151,087</b>	6,127,793	<b>264,732</b>
60代	1,136	<b>237,104</b>	<b>191,104</b>	350,978	<b>56,425</b>	2,534,928	513,965	379,794	4,070,643	167,162
70代	560	<b>87,498</b>	<b>262,152</b>	414,462	32,210	730,298	1,107,632	527,556	2,800,872	97,185
80代	316	<b>106,532</b>	<b>391,585</b>	2,005,788	18,754	<b>224,584</b>	<b>1,361,625</b>	<b>692,007</b>	4,239,418	127,777
90代以上	50	-54,247	<b>880,321</b>	0	7,504	<b>498,500</b>	<b>1,178,127</b>	<b>625,161</b>	2,573,575	99,740
全体	19,576	<b>80,396</b>	<b>51,825</b>	115,613	<b>28,555</b>	3,063,476	<b>87,031</b>	77,033	3,470,825	144,676

図表 46 年齢層ごとの各所得額（転入者／納税者1人当たり）の比較

平成21～25年【転入者】平均		納税者一人当たり								
年齢層	納税人数	営業所得	不動産所得	譲渡取得等	株式配当所得等	給与所得	公的年金等雑所得	その他の所得	合計所得	課税額計
20歳未満	491	<b>66,516</b>	5,887	0	1,471	1,234,458	0	1,982	1,246,803	34,232
20代	6,807	<b>14,798</b>	4,495	<b>3,097</b>	<b>9,470</b>	<b>2,223,297</b>	0	<b>12,505</b>	<b>2,262,211</b>	<b>90,481</b>
30代	7,820	<b>79,427</b>	19,568	<b>48,425</b>	15,135	<b>3,397,367</b>	0	<b>37,826</b>	<b>3,583,824</b>	<b>144,549</b>
40代	3,429	<b>134,854</b>	<b>43,462</b>	<b>181,218</b>	27,094	<b>5,120,357</b>	0	<b>93,192</b>	<b>5,558,005</b>	<b>218,848</b>
50代	1,444	175,551	<b>154,725</b>	<b>832,742</b>	23,742	4,996,107	<b>36,018</b>	119,029	<b>6,346,501</b>	262,212
60代	1,076	82,159	185,965	<b>1,275,188</b>	50,849	<b>3,309,379</b>	<b>713,594</b>	<b>452,427</b>	<b>5,803,501</b>	<b>219,770</b>
70代	443	8,066	154,142	<b>3,009,741</b>	<b>37,481</b>	<b>876,045</b>	<b>1,174,254</b>	<b>698,300</b>	<b>5,231,838</b>	<b>128,027</b>
80代	296	-24,236	384,875	<b>5,539,787</b>	<b>198,092</b>	118,295	1,153,699	532,963	<b>7,855,009</b>	<b>149,606</b>
90代以上	46	<b>27,269</b>	629,347	<b>6,463,746</b>	<b>11,985</b>	17,174	1,070,949	445,801	<b>8,335,957</b>	<b>119,998</b>
全体	21,852	71,228	44,399	<b>314,212</b>	20,192	<b>3,252,076</b>	79,205	<b>84,557</b>	<b>3,822,538</b>	<b>148,048</b>

※すべての所得項目・所得控除を含めていないため、「合計所得」と各項目の合計は異なる。

※色つき・太字表示は、同項目を転入者と転出者で比較した際に、額が大きい方を示している。

全体で比較すると、譲渡所得、給与所得、その他の所得、合計所得、及び課税額計が転入者で高く、その他の項目については、転出者が高いことがわかる。

60代以下の世代においては、所得のうち、大きな割合を占めるものは給与所得であり、この給与所得が大きい転入者が、合計所得額も高くなっている。

高齢者については、特に転入者の譲渡所得が大きく、逆に給与所得は小さいことがわかった。譲渡所得とは、一般的に、土地、建物、株式、ゴルフ会員権などの資産を譲渡す

ることによって生ずる所得をいう。転入者にて譲渡所得が大きい理由としては、特に転入の際に発生する不動産等の売買（以前の居住地で所有していた不動産の売り払い）によるものである可能性が挙げられる。

転出時にも不動産等の売買は想定されるが、発生した所得が課税対象として計算されるのは、転出した後であるため、転出先での所得・課税となる。このため、所得に差が出ている可能性も考えられる。他には、株式配当所得が転入者で高くなっていることがわかる。

## オ 考察

以上のことから、次のようなことが考えられる。

- 転入者は転出者より多く、社会増の状況である。鎌倉市は出生と死亡を差し引くと自然減状態にあるが、転入者が多いことで、現在は人口の減少が食い止められている。
- 移動人口の中心は、20代、30代であり、この年齢層の社会移動が人口増減に大きな意味をもつことがわかる。
- 転出入者の所得額全体を見ると、転入者が転出者より大きい結果となっており、課税額もこれに準じ転入者の方が大きい。これは、転入者の数が大きい影響もあるが、現在の、転入が多い状況は税収にプラス効果をもたらしているということがわかる。過去5年間では、平均して年4億円に課税額増につながっている（※転入者も転出者もゼロであったと仮定した時の比較）。
- 1人当たりの所得額についても、転入者が転出者を上回っている。これは特に年齢層が高くなるほど顕著であり、60代以上で大きく見られる。課税額についても同様に、50代以外については転入者が転出者を上回り、全体での平均で約3,300円（一人1年当たり）の差が見える。

ただし、所得額の差は譲渡所得によるものが大きく、転出者が市内の不動産を同様に売却し転出している場合に、課税額にどう反映されるかについては測れていない。

このため、高齢者層については、必ずしも高所得者層が転入しているとは言い切れない。

### 3.3.2 市民意識調査

本プロジェクトにおいて、次年度の調査研究では、少子高齢社会を迎える鎌倉においての、財政推計を踏まえた政策提言を行うこととなっている。

特に、これからの超高齢社会に対する市民意識を問い、次年度の調査研究の基礎資料とするため、毎年度、経営企画課において実施している市民意識調査において、次の設問を拡充して実施した。

設問の概要については、下記のとおり。

- 「超高齢社会」における不安について
- 「超高齢社会」に関して不安について協力を求める相手について
- 高齢者の就労についての考え方について
- 高齢者の定義（年齢）について
- 超高齢社会における社会保障制度と負担のあり方について
- 超高齢社会での優先すべき施策について

調査結果の概要について、以下に記載する。

#### (1) 「超高齢社会」における不安について

「超高齢社会」に向かっていくにあたり、将来の不安について尋ねた質問では、「医療・社会保障制度」が70%を超えており、「家族の健康・介護」、「自分の健康」がこれに続く結果となった。

近年、消費税を含む国の政策動向やさまざまなメディア等でも盛んに取り上げられていることから、今後の「医療・社会保障制度」については、多くの方々が関心を持ち、不安を感じていることがうかがえる。

「家族の健康・介護」については、老老介護に象徴される介護の担い手問題や、介護にかかる制度変更、費用負担の問題などが、切実な問題として捉えられていることがうかがえる。

また、「自分の健康」は50%超となったが、年齢別の内訳を見ると、50歳代以上において高い値となっており、それ以下では低くなっていた。年齢が上がるにつれ、健康問題を身近な問題として捉えていることがわかる。

さらに、40歳代以下の年齢層では、「経済的な困窮」が高い値となっている。「医療・社会保障制度」を支える現役世代として、また、「家族の健康・介護」の直接の当事者として、将来への不安感が大きいことが推察される。

図表 47 「超高齢社会」における不安

近い将来に訪れるとされる「超高齢社会」について、どのようなことに不安を感じていますか。

※回答が30%を超えたものを網掛け

	合計	自分の健康	家族の健康・介護	経済的な困窮	住宅問題	医療・社会保障制度	友人や地域とのつながり	その他
合計	2327	465	607	399	99	613	123	21
		53.4%	69.7%	45.8%	11.4%	70.4%	14.1%	2.4%
18～19歳	23	0	5	8	1	7	2	0
		0.0%	50.0%	80.0%	10.0%	70.0%	20.0%	0.0%
20～29歳	172	16	46	37	9	54	7	3
		24.6%	70.8%	56.9%	13.8%	83.1%	10.8%	4.6%
30～39歳	316	26	84	81	16	91	17	1
		21.8%	70.6%	68.1%	13.4%	76.5%	14.3%	0.8%
40～49歳	462	62	127	100	34	111	20	8
		36.0%	73.8%	58.1%	19.8%	64.5%	11.6%	4.7%
50～59歳	404	88	106	66	17	96	26	5
		58.7%	70.7%	44.0%	11.3%	64.0%	17.3%	3.3%
60～64歳	289	81	75	39	7	74	13	0
		77.9%	72.1%	37.5%	6.7%	71.2%	12.5%	0.0%
65～69歳	302	91	72	29	7	83	18	2
		79.1%	62.6%	25.2%	6.1%	72.2%	15.7%	1.7%
70歳以上	348	99	88	36	7	97	19	2
		75.6%	67.2%	27.5%	5.3%	74.0%	14.5%	1.5%
無回答	11	2	4	3	1	0	1	0
		40.0%	80.0%	60.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%

(2) 「超高齢社会」における不安への手助けを求める対象について

前問において感じるとされた不安について、手助けを求める対象を問う質問に対しては、すべての年齢層において、「公的機関」が最も高い割合を占め、続いて「家族・親族」となった。

続く「民間事業者」は、どの年齢層でも約10%以下となっており、公的機関に求められる役割が大きいことがわかった。

今後、超高齢社会を迎えるに当たり、公的機関が行うサービス内容の充実やサービス量の確保について、期待の大きさがうかがえる。

図表 48 「超高齢社会」における不安への手助けを求める対象

前問で選んだうち、一番不安に感じていることは、誰に手助けしてもらいたいですか。

	合計	家族・親族	友人・知人	ボランティア	公的機関	民間事業者	誰の手助けも要らない	その他	無回答
合計	822	253	14	15	459	63	9	9	49
	100.0%	30.8%	1.7%	1.8%	55.8%	7.7%	1.1%	1.1%	19.4%
18～19歳	10	2	1	0	5	1	0	0	1
	100.0%	20.0%	10.0%	0.0%	50.0%	10.0%	0.0%	0.0%	10.0%
20～29歳	65	21	2	1	32	4	0	1	4
	100.0%	32.3%	3.1%	1.5%	49.2%	6.2%	0.0%	1.5%	6.2%
30～39歳	119	36	2	4	59	12	0	0	6
	100.0%	30.3%	1.7%	3.4%	49.6%	10.1%	0.0%	0.0%	5.0%
40～49歳	172	42	4	5	92	15	2	2	10
	100.0%	24.4%	2.3%	2.9%	53.5%	8.7%	1.2%	1.2%	5.8%
50～59歳	150	36	3	0	87	15	1	2	6
	100.0%	24.0%	2.0%	0.0%	58.0%	10.0%	0.7%	1.3%	4.0%
60～64歳	103	36	2	2	49	7	0	1	6
	99.0%	34.6%	1.9%	1.9%	47.1%	6.7%	0.0%	1.0%	5.8%
65～69歳	115	41	0	1	56	4	3	1	9
	100.0%	35.7%	0.0%	0.9%	48.7%	3.5%	2.6%	0.9%	7.8%
70歳以上	131	38	0	2	78	3	1	2	7
	100.0%	29.0%	0.0%	1.5%	59.5%	2.3%	0.8%	1.5%	5.3%
無回答	5	1	0	1	2	1	0	0	0
	100.0%	20.0%	0.0%	0.0%	20.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%

(3) 高齢者の就労に対する考え方について

高齢者の就労に対する考え方についての設問では、「働き続けたいが、趣味や余暇等とのバランスを調整したい」といった層が最も大きく、70歳以上では最多の70%を超える回答となった。就労については、収入を得る手段であることに加え、生きがいを見出すことにもつながると考えられることから、一定レベルの労働に携わりたいという希望が大きいことがうかがえる。

一方で、「経済的に自立するため、生涯現役でいられるような雇用制度を確立してもらいたい」と、「定年退職後は、もう働きたくない・年金制度の充実を望む」との選択肢については、65歳以上では、後者が前者を上回る結果となっており、就労に対する意識の転換点にさしかかることが示唆されている。

図表 49 高齢者の就労に対する考え方について

高齢者の就労について、あなたの考えに近いものは次のうちどれですか。

	合計	定年退職後も、経済的役割を担うために働きたい	働き続けたいが、趣味や余暇等とのバランスを調整しながら働きたい	定年退職後は、もう働きたくない・年金制度の充実を望む	無回答
合計	871	133	585	121	32
	100.0%	15.3%	67.2%	13.9%	3.7%
18～19歳	10	4	5	0	1
	100.0%	40.0%	50.0%	0.0%	10.0%
20～29歳	65	9	44	10	2
	100.0%	13.8%	67.7%	15.4%	3.1%
30～39歳	119	23	82	10	4
	100.0%	19.3%	68.9%	8.4%	3.4%
40～49歳	172	31	108	28	5
	100.0%	18.0%	62.8%	16.3%	2.9%
50～59歳	150	24	104	18	4
	100.0%	16.0%	69.3%	12.0%	2.7%
60～64歳	104	18	69	15	2
	100.0%	17.3%	66.3%	14.4%	1.9%
65～69歳	115	16	74	18	7
	100.0%	13.9%	64.3%	15.7%	6.1%
70歳以上	131	7	96	21	7
	100.0%	5.3%	73.3%	16.0%	5.3%
無回答	5	1	3	1	0
	100.0%	20.0%	60.0%	20.0%	0.0%

(4) 高齢者の定義（年齢）について

「高齢者」として支援する対象とする年齢については、全体的に「70歳以上」とする回答が多い結果であった。

現在、国連の世界保健機関（WHO）の定義では、65歳以上の人のことを高齢者としてい  
ることを考えると、高齢化に伴い、高齢者となる年齢についても、市民の意識では引き上  
げられてきていることがうかがえる。

さらに、20歳代から60歳代では、「70歳以上」の次に「65歳以上」とする回答が多か  
ったのに対し、65歳以上では「75歳以上」とする回答が最も多くなっていた。

65歳以上の高齢者については、高齢者ではなく、社会を構成する現役世代としての認識  
が高まっていることがうかがえる。

前述の就労に対する考え方と高齢者の定義について、自助と共助・公助の間に5歳の年  
齢幅があることが推察される。

図表 50 高齢者の定義（年齢）について

今後、社会で支えるべき「高齢者」は何歳以上だと思いますか。

	合 計	6 0 歳 以 上	6 5 歳 以 上	7 0 歳 以 上	7 5 歳 以 上	8 0 歳 以 上	8 5 歳 以 上	8 5 歳 以 上	無 回 答
合計	871	32	186	<b>328</b>	185	91	15	5	29
		3.7%	21.4%	<b>37.7%</b>	21.2%	10.4%	1.7%	0.6%	15.7%
18～19歳	10	0	2	<b>5</b>	2	0	0	0	1
		0.0%	20.0%	<b>50.0%</b>	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%
20～29歳	65	2	<b>22</b>	<b>28</b>	5	4	1	2	1
		3.1%	<b>33.8%</b>	<b>43.1%</b>	7.7%	6.2%	1.5%	3.1%	1.5%
30～39歳	119	6	32	<b>54</b>	16	4	0	0	7
		5.0%	26.9%	<b>45.4%</b>	13.4%	3.4%	0.0%	0.0%	5.9%
40～49歳	172	13	43	<b>72</b>	22	16	2	0	4
		7.6%	25.0%	<b>41.9%</b>	12.8%	9.3%	1.2%	0.0%	2.3%
50～59歳	150	2	38	<b>63</b>	25	13	1	2	6
		1.3%	25.3%	<b>42.0%</b>	16.7%	8.7%	0.7%	1.3%	4.0%
60～64歳	104	2	24	<b>38</b>	23	11	5	0	1
		1.9%	23.1%	<b>36.5%</b>	22.1%	10.6%	4.8%	0.0%	1.0%
65～69歳	115	4	14	<b>36</b>	<b>38</b>	16	1	0	6
		3.5%	12.2%	<b>31.3%</b>	<b>33.0%</b>	13.9%	0.9%	0.0%	5.2%
70歳以上	131	3	11	30	<b>53</b>	26	4	1	3
		2.3%	8.4%	22.9%	<b>40.5%</b>	19.8%	3.1%	0.8%	2.3%
無回答	5	0	0	<b>2</b>	1	1	1	0	0
		0.0%	0.0%	<b>40.0%</b>	20.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%

(5) 超高齢社会における社会保障制度と負担のあり方について

超高齢社会において、社会保障制度とその負担についてどのようにあるべきかという問いについては、すべての年齢層で、「若年層の負担は過大であり、制度の改正をすべき」という回答が「社会保障制度は堅持されるべきで、若年層の負担増はやむを得ない」とする回答を上回った。

年齢層別に見ると、65歳以上の年齢層では、「社会保障制度は堅持されるべきで、若年層の負担増はやむを得ない」とする回答の割合が40%を超えており、ほぼ同程度となっていた。この年齢層は、実際に社会保障を受けていると考えられる世代であり、制度の変更については、不安や不満を伴うことが想定され、こういった考えが反映されていることが考えられる。

図表 51 超高齢社会における社会保障制度と負担のあり方について

今後、さらに少子高齢化が進む社会における社会保障制度と負担のあり方について、あなたの考えに近いものは次のうちどれですか。

	合計	増り持社会 は、さ保 や若れ障 む年る制 を層べ度 得のき な負 い担あ堅	制入大若 度をであ へべあり 改正ス、 すに個 べきし人 きたは 加過	無 回 答
合計	871	283 32.5%	535 61.4%	53 6.1%
18～19歳	10	1 10.0%	8 80.0%	1 10.0%
20～29歳	65	18 27.7%	44 67.7%	3 4.6%
30～39歳	119	24 20.2%	88 73.9%	7 5.9%
40～49歳	172	48 27.9%	118 68.6%	6 3.5%
50～59歳	150	45 30.0%	98 65.3%	7 4.7%
60～64歳	104	37 35.6%	59 56.7%	8 7.7%
65～69歳	115	50 43.5%	54 47.0%	11 9.6%
70歳以上	131	59 45.0%	62 47.3%	10 7.6%
無回答	5	1 20.0%	4 80.0%	0 0.0%

(6) 超高齢社会での優先すべき施策について

超高齢社会において、どのような施策を優先すべきかという問いについては、全体としては「子ども、高齢者に関わらず生活の支援を考えるべき」という回答が多かった。

年齢層別に見ると、18歳～20歳代では「少子化対策に、結婚や子育てをサポートする施策を優先すべき」とする回答が最も多く、30歳代及び40歳代においても、比較的多くの回答があった。実際に子育て世代から支援を求める意見が反映されているといえる。

一方、「高齢者の生活をサポートする施策を優先すべき」という回答については、65歳～69歳では約16%と少し回答が多い結果となったものの、概ねどの年齢層においても10%前後と、大きな差は見られなかった。

市民意識においては、子育てへのサポートが緊急かつ優先的な課題であることが想定される。

図表 52 超高齢社会での優先すべき施策について

少子高齢化が進む中で優先すべき施策について、あなたの考えに近いものは次のうちどれですか。(当てはまるもの1つに○)

	合計	少子化対策に、結婚や子育てをサポートする施策を優先すべき	高齢者が住みやすいまちづくりを優先すべき	子ども、高齢者に関する生活の支援に関わるべき	無回答
合計	871	298 34.2%	97 11.1%	443 50.9%	33 3.8%
18～19歳	10	6 60.0%	1 10.0%	2 20.0%	1 10.0%
20～29歳	65	33 50.8%	6 9.2%	23 35.4%	3 4.6%
30～39歳	119	49 41.2%	8 6.7%	58 48.7%	4 3.4%
40～49歳	172	67 39.0%	19 11.0%	80 46.5%	6 3.5%
50～59歳	150	46 30.7%	17 11.3%	83 55.3%	4 2.7%
60～64歳	104	33 31.7%	11 10.6%	59 56.7%	1 1.0%
65～69歳	115	25 21.7%	19 16.5%	63 54.8%	8 7.0%
70歳以上	131	39 29.8%	15 11.5%	71 54.2%	6 4.6%
無回答	5	0 0.0%	1 20.0%	4 80.0%	0 0.0%

### 3.3.3 昼間人口の分析

昼間人口とは、常住人口（夜間人口）、つまりその地域の住民に他の地域から通勤・通学してくる人口（流入人口）を加え、他の地域へ通勤・通学する人口（流出人口）を除いたものである。なお、買い物客や観光客の流入・流出はこれに含まれない。都市部では、夜間人口に対し昼間人口が多くなる傾向があり、東京都千代田区など昼間人口が夜間人口の10倍以上となる極端な例がある。また、逆に郊外のベッドタウン等では、夜間人口が昼間人口を上回る事となる。

平成22年度に実施された国勢調査では、鎌倉市は昼夜間人口比率（夜間人口を100とした際の昼間人口の比率）が97.8であった。これは県内市町村（33市町村）においては上位より5番目であり、政令市について区を個別に数えた際（61市区町村）には、9番目となった。

神奈川県は東京都に隣接し、県全体として、昼夜間人口比率は91.2%と100%よりも低く、流出超過の状態である。これは、東京都に隣接する埼玉県、千葉県とも同様の状況であり、大きく見た際には、東京都のベッドタウンとしての機能を備えていることがわかる。

県内では、昼夜間人口比率が100%を超えている市町村は厚木市、中井町、箱根町の3市のみであり、平塚市、鎌倉市がこれに続く状況にあり、比較的昼間人口と夜間人口の差異が少なく、バランスがとれた都市であると言える。また、政令指定都市の区単位でいくと、横浜市西区、横浜市中区が150%を超え、川崎市川崎区が119.8%と流入超過の状態となっており、昼間人口を支える都市インフラの整備が求められている。

このように、首都圏近郊において、鎌倉市は昼夜間人口比率のバランスがとれており、就労環境と市民生活が比較的近接している、恵まれた環境にある市であることがわかる。

図表 53 県内自治体における昼夜間人口（平成22年度国勢調査）

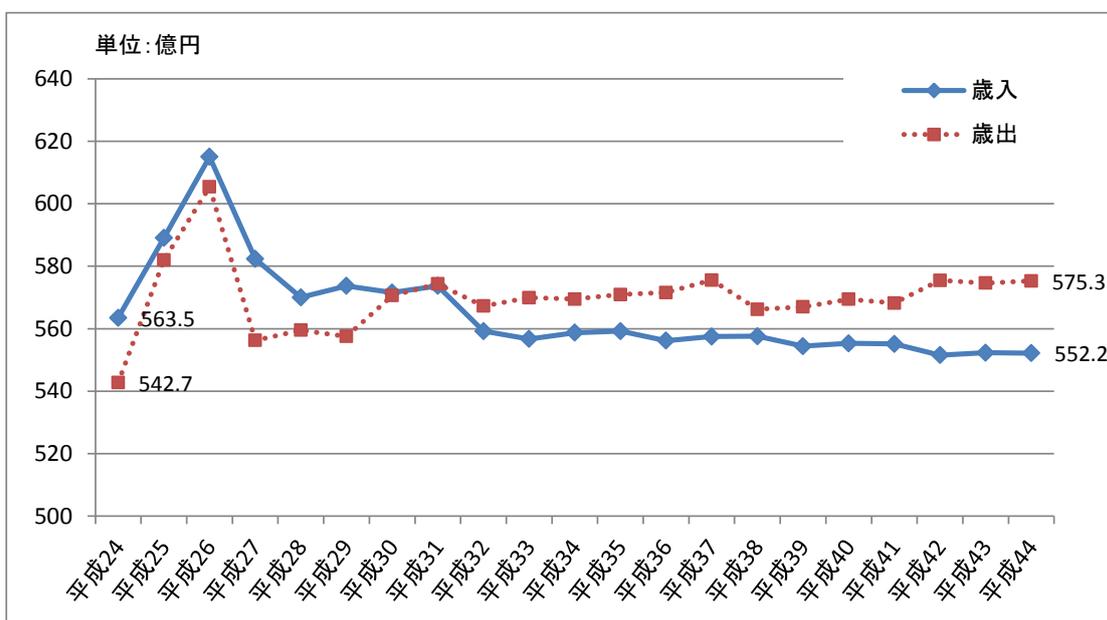
県・市区町名	夜間人口 (人)	昼間人口 (人)	昼間人口－ 夜間人口 (人)	昼夜間 人口比率 (%)
神奈川県	9,048,331	8,254,193	-794,138	91.2
横浜市	3,688,773	3,375,330	-313,443	91.5
横浜市 神奈川区	233,429	233,168	-261	99.9
横浜市 西区	94,867	170,450	75,583	179.7
横浜市 中区	146,033	243,277	97,244	166.6
川崎市	1,425,512	1,275,628	-149,884	89.5
川崎市 川崎区	217,328	260,412	43,084	119.8
相模原市	717,544	630,432	-87,112	87.9
平塚市	260,780	259,777	-1,003	99.6
鎌倉市	174,314	170,398	-3,916	97.8
藤沢市	409,657	381,834	-27,823	93.2
茅ヶ崎市	235,081	187,115	-47,966	79.6
逗子市	58,302	47,297	-11,005	81.1
厚木市	224,420	257,772	33,352	114.9
中井町	10,010	12,789	2,779	127.8
箱根町	13,853	20,645	6,792	149.0

#### 4. 研究のまとめ

##### <基本推計>

本研究では、まず、詳細推計人口をベースにした歳入・歳出の基本推計を行い、その後、歳入（特に個人市民税）に、「定年の延長」と「経済状況の変化」の2つのシナリオを加味した財政推計を行った。以上の分析結果を振り返ってまとめを行う。

まずは、歳入については、人口推計によって大きく変動する個人市民税を中心に市税の推計を行い、歳出については、人件費、扶助費及び特別会計への繰出金を中心に推計を行い、基本推計とした。推計の結果は、以下のとおりとなった。



単位: 千円

	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
歳入	56,348,989	58,907,126	61,502,653	58,231,589	57,003,669	57,371,512	57,155,873
歳出	54,272,988	58,195,581	60,540,733	55,628,192	55,952,993	55,754,357	57,063,442
	平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37
歳入	57,370,774	55,920,863	55,670,152	55,871,113	55,922,259	55,619,149	55,751,138
歳出	57,435,296	56,727,188	56,991,889	56,948,276	57,094,337	57,158,387	57,557,852
	平成38	平成39	平成40	平成41	平成42	平成43	平成44
歳入	55,759,372	55,442,675	55,531,929	55,512,484	55,155,279	55,233,700	55,219,815
歳出	56,621,499	56,699,278	56,944,842	56,821,347	57,549,224	57,460,556	57,529,460

20年間の推計を行った結果、歳入の減少、歳出の増加が見込まれ、平成44年度には、約23億1,000万円の財源不足となることが推計された。年度ごとの変化を追うと、平成30年度までは歳入が歳出を上回るが、31年度から逆転し、徐々に乖離が大きくなっていくことがわかる。

歳入については、人件費では、人口減少とともに職員数の適正化を図ることを前提に減少していくこと、扶助費及び繰出金では、人口減少以上に、国の施策や制度改正等による負

担増が見込まれた。

歳出については、今後の政策により、歳出金額については大きく変動することが予測されるが投資的経費と考えられる普通建設費をはじめ、他のサービスレベルを低下させない前提での推計としたところ、総計では歳出増となることがわかった。

この結果、歳出総額が平成 44 年度に約 575 億 2,900 万円、24 年度と比べ約 32 億 5,600 万円、約 6.0%の増加となった。

<人口以外の要因によるシナリオ設定>

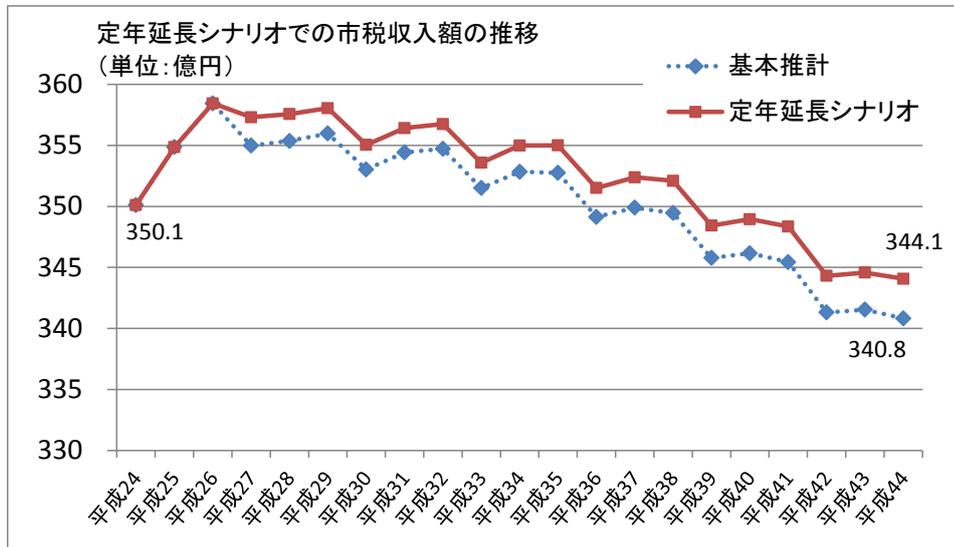
次に、歳入に影響を与えると想定される2つの要素について、シナリオを設定して、それらの影響を加味した市税の推計を行った。

① 定年延長シナリオ

改正高年齢者雇用安定法の施行に伴い、定年の延長等の措置が義務付けされた。

定年が延長された場合、これまで年金所得で生活をしてきた60～64歳の年齢層が、主に給与収入を得て生活を成り立たせるといったことが想定されるため、年金収入から給与収入への変更に伴う個人市民税への影響について、シナリオを設定して推計した。

推計の結果は以下のとおり。



単位: 千円

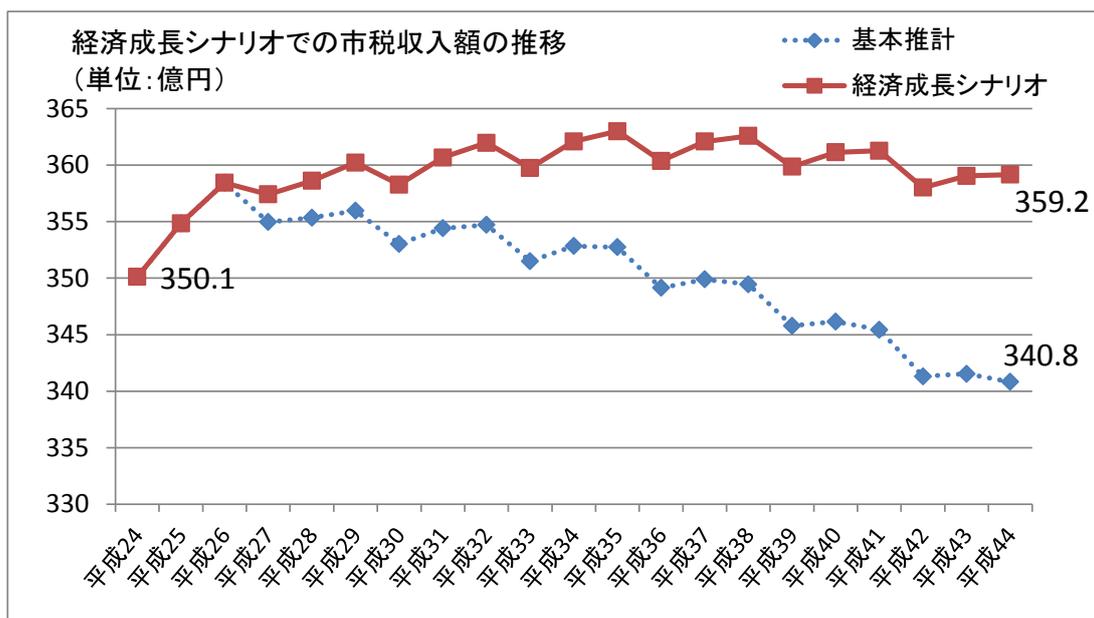
	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
基本推計	35,011,230	35,485,425	35,844,024	35,497,256	35,535,889	35,596,967	35,302,782
定年延長シナリオ	35,011,230	35,485,425	35,844,024	35,730,345	35,755,659	35,804,692	35,503,671
	平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37
	35,442,078	35,471,908	35,150,234	35,283,796	35,274,073	34,914,005	34,989,594
	35,641,429	35,674,446	35,357,145	35,499,104	35,499,602	35,150,040	35,238,442
	平成38	平成39	平成40	平成41	平成42	平成43	平成44
	34,945,845	34,578,050	34,616,159	34,543,274	34,131,311	34,153,827	34,082,476
	35,209,133	34,842,987	34,895,624	34,835,421	34,431,349	34,458,392	34,407,218

定年の延長シナリオを踏まえた推計では、平成44年度の市税収入が約344億700万円と推計された。これは、定年延長の影響により、約3億2,500万円程度の財源の確保につながることを示している。

② 経済成長シナリオ

経済政策の影響もあり、景気は回復・上昇局面にあり、長期予測においても上昇基調となる予測が立てられている。本年1月に内閣府から出された「中長期の経済財政に関する試算」では、実質GDPの参考数値として、約1%の経済成長率を公表している。

このことから、景気の上昇に応じて給与等の所得が上昇し、市税収入の増加につながるという経済成長シナリオを設定し、推計した。推計の結果は以下のとおり。



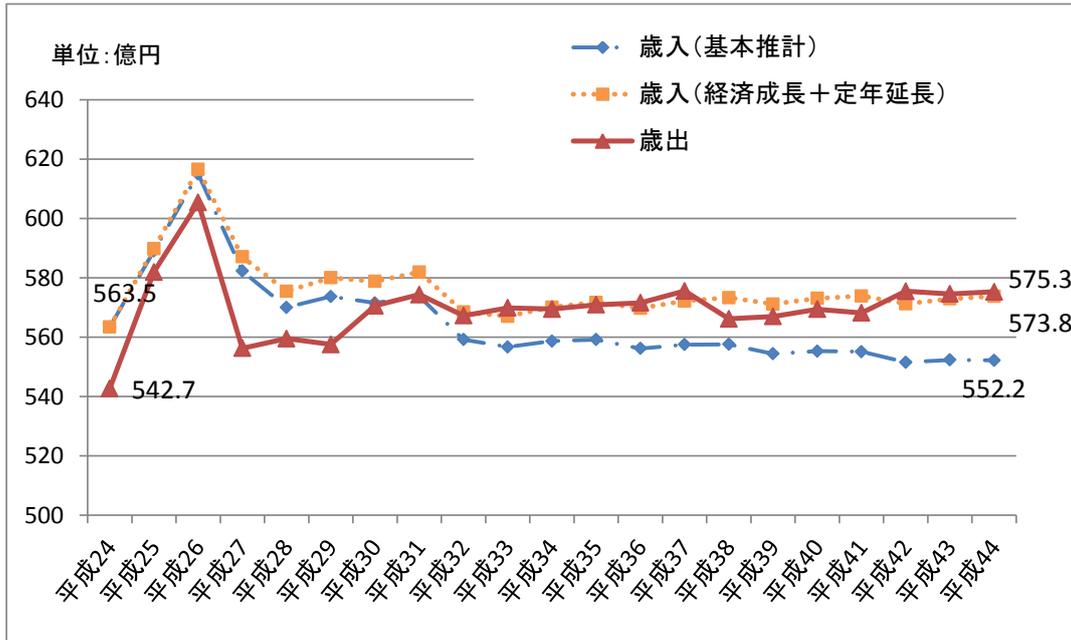
単位:千円

	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
基本推計	35,011,230	35,485,425	35,844,024	35,497,256	35,535,889	35,596,967	35,302,782
経済成長シナリオ	35,011,230	35,485,425	35,844,024	35,740,958	35,861,873	36,022,561	35,828,176
	平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37
	35,442,078	35,471,908	35,150,234	35,283,796	35,274,073	34,914,005	34,989,594
	36,067,446	36,197,619	35,975,765	36,210,573	36,299,871	36,037,376	36,209,016
	平成38	平成39	平成40	平成41	平成42	平成43	平成44
	34,945,845	34,578,050	34,616,159	34,543,274	34,131,311	34,153,827	34,082,476
	36,258,988	35,986,770	36,114,043	36,128,006	35,801,050	35,905,338	35,916,764

平成24年度の市税収入額と比較すると、44年度の時点では、約6,700万円の増加となり、約350億7,800万円となった。これは、経済成長により、約9億9,700万円の増収効果が得られることを示している。

<財政シミュレーションのまとめ>

基本推計においては、平成44年度において約23億1,000万円の財源不足を予測したところであるが、2つの点でシナリオを設定して推計を行ったところ、定年延長の影響で約3億2,500万円、経済成長の視点から約18億3,400万円の増収効果が得られ、これにより歳入と歳出の差額は約1億5,000万円となり、財源不足が緩和される結果となった。



単位:千円

	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
歳入(基本推計)	56,348,989	58,907,126	61,502,653	58,231,589	57,003,669	57,371,512	57,155,873
歳入(経済成長+定年延長)	56,348,989	58,907,126	61,502,653	58,708,380	57,549,422	58,004,830	57,882,157
歳出	54,272,988	58,195,581	60,540,733	55,628,192	55,952,993	55,754,357	57,063,442
	平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37
歳入(基本推計)	57,370,774	55,920,863	55,670,152	55,871,113	55,922,259	55,619,149	55,751,138
歳入(経済成長+定年延長)	58,195,493	56,849,112	56,702,596	57,013,198	57,173,585	56,978,554	57,219,408
歳出	57,435,296	56,727,188	56,991,889	56,948,276	57,094,337	57,158,387	57,557,852
	平成38	平成39	平成40	平成41	平成42	平成43	平成44
歳入(基本推計)	55,759,372	55,442,675	55,531,929	55,512,484	55,155,279	55,233,700	55,219,815
歳入(経済成長+定年延長)	57,335,804	57,116,330	57,309,279	57,389,364	57,125,055	57,289,777	57,378,846
歳出	56,621,499	56,699,278	56,944,842	56,821,347	57,549,224	57,460,556	57,529,460

しかしながら、基本推計、シナリオを加味した推計とともに、不確実な将来予測を前提として行ったものであり、今後の社会経済状況の変化、国の政策動向等により大きな影響を受けるものである。そのため、その時々に応じた短期的な財政推計は必然であり、これまでと同様に鎌倉市の施策・事業の指針となることは論をまたない。

現在、必要とされることは、少子超高齢社会を迎えるに当たり、想定できる財政規模の範囲でどのような施策や事業を行うことができるのかについて、諸課題を整理し、将来を展望し、備えておくことであると認識している。

### <人口移動の分析>

本研究で中心のテーマとする人口について、人口移動がどのように財政に影響を与えているのかの分析を行うため、年齢層ごとの転入者・転出者の数、所得及び課税額の比較を行うとともに、昼間人口と夜間人口の関係についても、他市区町村との比較分析を行った。

分析の主な結果は、以下のとおりである。

転入者は転出者より多く、社会増の状況である。鎌倉市は出生と死亡を差し引くと自然減状態にあるが、転入者が多いことで、現在は人口の減少が食い止められている。移動人口の中心は、20代、30代であり、この年齢層の社会移動が人口増減に大きな意味を持つことがわかる。

転出入者の所得額全体を見ると、転入者が転出者より大きい結果となっており、課税額もこれに準じ転入者の方が大きい。これは、転入者の数が大きい影響もあるが、現在の、転入が多い状況は税収にプラス効果をもたらしているということがわかる。過去5年間では、平均して年4億円に課税額の増加につながっている（※転入者も転出者もゼロであったと仮定した時の比較）。

1人当たりの所得額についても、転入者が転出者を上回っている。これは特に年齢層が高くなるほど顕著であり、60代以上で大きく見られる。課税額についても同様に、50代以外については転入者が転出者を上回り、全体の平均で約3,300円（1人1年当たり）の差が生じている。

ただし、所得額の差の内訳を見ると、譲渡所得による所得が大きいこともわかった。これは、転入者が不動産を売却した後に、転入を行ったというような場合も想定され、高齢者層については、必ずしも高所得者層が転入しているとは言い切れないことも把握しておくべきであるといえる。

また、昼間人口については、鎌倉市は昼夜間人口比率（夜間人口を100とした際の昼間人口の比率）が97.8（平成22年度）であり、これは県内市町村（33市町村）においては上位より5番目であり、昼間人口と夜間人口の差が少ないことがわかった。このことは安定した雇用の確保や賑わいの創出につながることを思慮されるとともに、都市インフラや公共施設等の利用の視点からも、人口バランスのとれた恵まれた都市であることを示すものであるといえる。

#### <超高齢社会に対する意識>

次年度研究への準備として、超高齢社会に対する意識についてのアンケート調査を行った結果、超高齢社会に対して、医療・社会保障制度や介護の問題への不安が大きく、若年層の負担が大きくなってしまふ現在の社会保障制度には、高齢者も問題を感じていることや、高齢者の定義の変更、定年退職後もある程度の雇用が求められていることなどが示された。

また、超高齢社会で優先すべき施策については、子ども、高齢者にかかわらず必要な支援を求める声が多かったが、どちらかを選択しなければならない場合には、少子化対策が重要だとする意見が多かった。高齢者については、定年の延長など、雇用の機会の提供や健康増進が引き続き求められるが、まちの活性化や、良好な人口構成バランスの確保のためにも、少子化対策へ力点を置く必要性が示唆されたといえるのではないだろうか。

今回の財政シミュレーションは、職員のプロジェクトチームが、将来起こり得る仮定に基づき、実施したもので、専門家の確実な知見によるものではない。

しかしながら、民間も含め、多くのシンクタンクが将来予測を立てる中で、結果として予測と異なる現実が生じることも見受けられる。

このような状況の中で、大切なことは、不確実な将来展望であっても、常に、将来を見据え、温度感を保っていることである。このような日ごろの姿勢、備えがあるからこそ、将来の現実に対応できるのではないかと考える。

そうした意味では、本研究が将来の市政運営に少なからず寄与できるのであれば、本報告書は、非常に重要な意味を持つものになると考える。

おわりに

#### 鎌倉市財政推計未来倶楽部（ザイスケ）

本研究は、財政の推計という、まさに行政としての鎌倉市の将来を見つめる研究テーマであった。様々な施策や、制度の変遷などを考慮すると、どのような推計手法がふさわしいかということは、非常に悩ましい取組だった。特に、扶助費や特別会計への繰出金について、福祉分野の知識が必要であることはお分かりいただけと思うが、この分野に業務として携わっている職員がメンバーにいなかったこともあり、議論やヒアリングで、なんとかカバーをしながら推計結果にたどりついたといえる。

研究を進めるにあたって、「超少子高齢社会・人口減少社会＝財政負担の増」であるのかということに対しては常にフラットな目線から研究を進めてきたところであり、中間発表の段階から再検討を行い、今回の最終報告では結論を変更した。中間発表時に十分な検討ができていなかったという反省点もあるが、検討の結果、より現実に近づいたと思われ、研究プロジェクトチームとして、評価できることではないかと考える。

推計結果では、物件費や普通建設費など、政策的な要素の変更がないと見込んだ際には、平成44年度に約23億円ほどの財源不足が発生するとされた。よく耳にする「財政状況が厳しい」という言葉を裏打ちする結果である。鎌倉草創塾をはじめ、今後の我々には、未来の鎌倉市を創るというミッションが課されている。一人ひとりの力は微力ではあろうが、今回のプロジェクトチームで行ってきた推計や、政策形成に向けた意識づくりなど、本研究を離れても、日常の業務の中で前を向いた取組が必要であると感じさせられたところである。

とはいえ、本研究は、2年間にわたるプロジェクトであり、今回の報告は、まだ道半ばといえる。次年度には、メンバーの交代もあろうが、引き続きしっかり取り組んでいきたい。

最後となったが、アドバイザーを務め、研究の道筋を示していただいた金子先生、また業務の協力をいただいた情報システム担当、意見交換会・中間報告会で意見をいただいた松尾市長、瀧澤副市長、大谷元副市長、各部長、各メンバーのフォローをしていただいた各職場の上司・同僚職員に感謝申し上げたい。